

河井・山本兩家の遺族扶助

河井・山本兩家の其後

明治二年三月老藩主忠恭は繼之助の心事を憫み、舊藩士森一馬かずまの弟廣之丞に新地百石を給し、名を源三と改めさせて、繼之助の兩親及未亡人を扶養させた。又山本帶刀の遺族に對しては、其妻千世子を藩士陶山萬衛かずねに配して、遺子を養育させ、氏を富士山山の元首の意を含むと改めた。萬衛は陸軍大尉となり後名古屋に在住して同地に歿す。

兩家再興

同九年繼之助の遺骨を、東神田榮涼寺に改葬した。同十六年二月兩家とも特典を以て、家名再興を許されたので、河井家は未亡人すが子の名に依つて家名を再興し、更に源三の子茂樹を養つて相續者と定め、山本家は帶刀の長女鈔治を以て、家を繼がせた。

罪名消滅

同二十二年二月憲法を發布せらるゝに當り、大赦令に依つて、繼之助。帶刀の罪名も消滅し、始めて青天白日の人となつた。其の翌年五月舊知相謀り、追念の碑を城地に建てたが、大正五年之を悠久山公園に移した。

兩家の現在

河井茂樹は目下静岡縣清水港に住し、富士家は舊姓山本に復し、大正五年八月舊藩士高野貞吉の子五十六を養つて家を繼がせた。五十六は身を海軍に投じ、現に海軍少將を以て有爲の將官として一般に囑目せらる。

第三編

長岡の復興及現勢

第一章 復興總記

第一節 蕩盡せる街衢

戦役の結果

戊辰戦役
野一帯の燒

慶應三年十月徳川慶喜大政を奉還せる後、形勢の變化は終に朝幕の衝突を來し、西南と東北と干戈を交ふるに至つた事は、既に前編に記述した通りである。長岡藩に於ては總督河井の懷抱せる局外中立の意見は遂に容れられず、一藩の面目と侍の義理とを立てる爲、敢然起つて西南雄藩の大軍と砲火を交へたが、其の當然の結果として、河井は重傷に斃れ、副總督山本帶刀は重圍の中に歿し、奥羽同盟の各藩は皆先て降り、明治元年九月二十四日長岡藩の降伏に依つて、戦亂全く終熄した。此の役に於て長岡城地は兵馬の蹂躪する所となり、家中屋敷を始め町家の殆んど全部は、兵燹に罹つて蕩然燒野原となつた。當時街の一端に立つ時は、殆んど眼路を遮るものなく、他の一端を望むべく、之に接續する村落荒野の慘憺たる展開を視透し得たそうだ。

城下の燒失

今記録に依つて焼失状況を調査するに、城樓は勿論、之に附屬した營造物・樓門等七十餘箇所・社殿六個所盡く焼失して全く一物を餘さず。次ぎに家中屋敷及町家の焼失した家屋は

	全		焼		半焼	其他
	家	屋	藏	物置		
長岡町家	一四九七		一三		三三二	
家中屋敷	四九二		八	一九		外三長屋二十五棟全焼
足輕屋敷	五二二					
計	二五一一		二一	一九	三三二	

町家中五月十九日落城の當日焼失したもので、一時小屋掛をして僅に居を定めたものゝ内、七月二十五日再度落城の際、復焼失の厄に遇つたものが二百十軒ある。其他市内各所に散在せる藩主所屬の住邸二個所・聖堂二棟・武場二棟・廟二個所・兵學所四棟等皆焼失し、神社・寺院の過半も亦免るゝを得なかつた。

郷村の焼失

翻つて隣接せる郷村を辿ると、全焼せるもの

	家	土	藏	物置	寺院	其他
上組諸村	四八三		四	四	三	二
北組諸村	五九九		一三	一	六	二
計	一〇八二		一七	五	九	四

是亦殆んど一物を餘さず。灰燼徒らに堆くして、たま／＼残る家々も住む人なく門前唯草のみ繁き凄慘たる光景を呈した。

敗軍の悲慘

藩士及其家族等は長岡に歸つて謹慎すべく命ぜられたので、戰場より、避難地より、三々五々相前後して郷地に歸省したが、時は既に十二月、積雪は五六尺に及び、家なく食なく、唯呆然として手も出せぬ窮地に立つた、止むなく焼残りの木材板屑などを漁つて、兎も角も小屋掛をして茲に落付いた者もあつたが、多くは家又は小屋を有する親戚知己婢僕をたよつて一先之に寄寓した。こんな状態であつたから、或は郷に歸るを欲せず、其儘他郷に流寓したものも尠からぬ數に上つたやうだ今朝白の如き七十七戸中、歸來した者が漸く四十餘戸であつたといふが、嘗に今朝白町のみならず

他の家中屋敷も大約此の例で推すことが出来ると思ふ。

第二節 長岡藩の再生

牧野家再興

牧野家の
名籍立つ

牧野家に於ては、藩主忠訓は東京に、家族は長岡に謹慎して居り、長岡藩は一方の巨魁と見られて居たので、如何なる嚴罰をも覺悟して居たが、出格至仁の思召を以て家名を立つることを許され、忠訓の弟銳橋(忠毅)が家督を相續し、十二月二十二日七萬四千石を削られて、新たに古志・三島兩郡の内二萬四千石を下賜せられたので、一同稍愁眉を開いた。

版籍奉還願

當時の行
政區劃

戊辰戰役當時、朝廷は徳川氏の領地を削つて之を朝廷の直轄地となし、府及縣を置いて之を統治した。されば當時の地方行政は、在來の藩以外に新設の府縣に依つて支配せられた譯で、勢ひ統一を缺き幾多の不便があつた。是に於て二年正月薩長土肥の四藩主連署して、版籍奉還即ち其藩の土地人民を奉還せんことを上表し、尾州・阿波・肥後・因州等の各藩も亦相次で同じく願出た。長岡藩に於ても亦大勢を察し、四月十五日次の願書を辨事役所に提出した。

版籍奉還
願

舊冬出格至仁之 思召ヲ以テ更ニ封土下賜再生之 御隆恩難有奉感戴候然ル處 大政御一新萬世之鴻業ヲ被爲開候折柄益々 皇威ヲ海外ニ被爲輝候御基礎ヲ爲可被爲立列藩其土地人民 奉還之儀願出候由追々傳承仕名實相愜ヒ至當之公論ト不堪感激奉存候於臣 忠毅モ土地人民謹テ奉還仕無量 天恩之萬一ニ奉報度奉存候 仰願クバ列藩同様 御處置被成下候様奉願候此段 御執奏奉願候 誠惶謹言

巳四月十五日

牧野忠毅花押

辨事御中

聽許、知藩事を置く

知藩事に
任ず

五月七日之を嘉納あらせられ、六月十七日朝廷は諸藩より奏請せし版籍奉還の請を聽し、且未請の諸藩に對しても亦奉還を命ずると同時に、新たに全國の各藩主二百六十一人を知藩事に任命したが牧野銳橋への御沙汰書は左の如し。

牧野銳橋

今般版籍奉還之儀に付深く時勢を被爲察廣く公議を被爲採政令歸一之

思召を以て言上之通被

聞食候事

長岡藩知事被仰付候事

明治二年己巳六月

忠毅は廿七日参内して請書を奉り、八月歸藩して其任務に就いた。

第三節 藩廳の新組織

第一回の職制

八月忠毅は牧野頼母・小林虎三郎・三島宗右衛門後の徳を首腦とし協議の上、先づ從來の藩廳であつた會所を議政局と改稱して、執政舊家・副執政舊中・參政舊奉・幼主補佐舊守を置き、朝政を臆認し、藩主を補佐し、一番の紀綱政治を總裁させ、別に公議人を選定して、朝命を奉承し國論に代りて評決せしむる事とした、書記舊本・筆生舊書之に屬す、其他

公務局 公務を幹理し、奏狀・往復文書を起案淨書する事を掌り、公用人試補、補助舊助・書記舊祐・筆生之に屬す。

會計局 公務の經費・金穀の出納用度・秩祿・倉庫・堤防・道路橋梁の營繕・驛遞租税を幹理し、物産

民政局

を増殖し、商法を益する等の事を總轄す、知事勝手大木・出納司舊助・庶務方舊本・試補舊勸・用度司舊吟味頭取にて吟味は會計検査の意・檢使舊吟味役・營繕司舊普請奉行之に屬す。

民政局 市郷の庶務・租税・山林・堤防・水利を幹理し、人民を撫育し、生産を増加することを總裁し、兼ねて社寺驛遞に關する事を掌り、市宰舊町奉行・郡宰舊郡奉行に各副役あり、民事方舊代官・究問方舊盜賊奉行・巡察方舊廻方・捕縛方舊盜賊方之に屬す。

文武局

文武局 人材を養育し、文武を振起する職務で、主事舊武藝掛・文武の教授・教授試補 助教舊世話之に屬す。

軍務局

軍務局 兵隊軍備を幹理して一番の軍務を總轄し、兼ねて銃砲・彈藥の製造・武庫の管理に當り、總裁執政若くは參政兼之・主事舊軍事掛・大小銃隊長舊大砲頭・組頭に舊足輕頭にして足輕以下の兵を率ゆ・司令・武器管事舊武器預之に屬す。

監察局

監察局 政事の得失・人心の嚮背・官吏の良否等を監察糾彈する職務で、大監察目付舊大・監察付舊目・筆生之に屬す。

内政局

内政局 内家の庶務を幹理し、知家事舊用人・副長舊近習之に屬す。此の職制に對する職員の任命は

- 執政 山本頼母(牧野)
- 副執政 三島宗右衛門

議政局

公務局

會計局

參 政 椰野嘉平、秋田外記、原一平、武部靜藏後の大、陶山霜臺
 公 用 人 秦八郎、安田右内、奥山七郎右衛門
 出納司兼市宰 萩野喜右衛門、根岸勝之助、高井佐藤太
 文武總督 小林虎三郎
 文武主事 秋山左内
 文武教授 大原甚輔、田中彌左衛門
 軍務局主事 三間利兵衛
 知 家 事 正田水右衛門、服部九郎、名兒耶軍兵衛

第二回の職制

政事堂 月を越えて九月再び職制を改めた、即ち議政局を改めて政事堂と稱し、分つて七局となし、内政事務を分離したのは一進歩である。

施政局 知藩事を戴き、大參事・權大參事此二職内一人・少參事・權少參事此二職内一人・士正二人 卒正二人・醫長一人・史官一人・書記三人・史生五人、外に使童若干人茲に出仕して政務を摠攬す、即ち元の議政局に當る。

監察局 大監察一人・監察二人・副監察二人・監察屬若干人あり。

公務局 公議人若干人・公用人一人・公用人試補二人・公用人介四人・書記二人・筆生書記兼之あり
 會計局 總裁參事四職の内一人兼之・出納司一人・副出納司一人・檢使長一人・檢使若干人・物産司一人副出納司兼之・營繕司三人・計司四人・倉庫主事二人・計生七人。
 民政局 總裁同・市郡宰兼社寺司一人・副市郡宰二人・撫農司六人・鄉正若干人。
 刑政局 總裁同・審判司一人・窮鞠司二人・巡糾使若干人・緝捕人・牢吏・監徒使亦各若干人。
 軍務局 總裁正權大參事の内一人兼之・大隊長一人大參事任之・副總裁正權少參事の内一人兼之・半大隊長一人少參事任之・副半大隊長一人權少參事を統監部とし、以下軍務主事一人・大隊會計長一人・銃士隊長四人・砲士隊長一人・銃卒隊長四人・人之に屬し、其他嚮導・軍監・分隊長・武庫管事・主廐・旗手・鼓手・角手・司令官・伍長・調馬師・醫士・日誌司・營造兼輜重司・計司兼管糧司・知頓使・器械司兼彈藥運輸使等各其の任務を分擔す。
 又教育の爲には、文武學校を總名として、國漢學校・洋學校・兵學校・演武場・醫學校・小學校・調馬師・珠算教授の各部に分ち、督學一人四參事の内一人兼之・學校主事二人、以下教授・訓導師・句讀師・學監・計司を置く事とした。

職員任命

十月入札法に依り正權大參事を公選すべき官命あり、其の手續を執つて、十一月八日附藩推薦の通り、辨官役所より任命辭令を交附せられた。

正權大參事推薦

任長岡藩大參事
右

任長岡藩權大參事

宣下候事

士 正 松下村主、すくり 楨清記
卒 正 佐野冬山、秦八郎

職員任命

以下の諸職は藩廳の辭令で、それ／＼任命せられた。

牧野 三郎
野 億三郎
頼 二
母

柳 秋田 嘉平
原 田 外 記
武 部 一 平
赤 川 哲 造

監察 本富寛居、毛利一馬
出納司 萩野喜衛

撫農司 鬼頭平四郎

審判司 小倉歸一

軍務主事 森源三

銃士隊長 根岸信五郎、横田鼎、由良安兵衛、稻垣林四郎

銃卒隊長 田中稔、古澤容儀、小笠原武雄、三堀湛三、森田金彌

砲士隊長 池田彦四郎

督學 小林虎三郎

學校主事 秋山左内

又知藩事の召仕員を左の如く定め、十月二十九日附辨官役所の認可を得た。
家令家扶各二人、家従六人、小吏三人、使丁十三人。

施政當面の困難

職制は整然として備はり、主なる有司は任命せられたが、偕二萬四千石の僅少なる收入を以てして

善後の困難

藩政の善後と困難

如何にして藩政の實績を擧ぐべきか、如何にして當面饑饉に瀕しつゝある八千の士卒及家族を満足せしむべきか、實に難事中の難事と言はねばならぬ。要路に立てる諸役人は、何れも赤誠を以て協力して其事に當つたのは勿論であるが、就中表面に立つて活動したのが、三島億二郎で、内に在つて一藩の智囊として規畫したのが小林虎三郎であつた。

第四節 戦後經營の困難

藩の收入

舊藩の收入

幕府時代長岡藩の收入は

米十二萬二千八百九十九俵(端數省略以下倣之)
大豆七千百三俵
小豆八十七俵
油荳千三十九俵
稗二百九俵

外に相當多額の役銀の收納があつた。

藩主の内政費及公廩費約七萬俵を除くと、士分及足輕以下に給與した高が約六萬俵になる、而して

新管地の歳入

士族卒族の戸數は千七百七軒で、一戸平均三十五俵餘に當つて居た。然るに新管地の歳入を藩の調査に據つて列記すると

一 現米其他總高(斗以下四捨五入)
米二萬二千九百九十五俵
十兩に付五俵の圖りにて此金四萬五千九百八十六兩。
大豆千六百八十一俵
十兩に付五俵の圖りにて此金三千三百六十二兩。
小豆五俵
十兩に付五俵の圖りにて此金十兩。
油荳三百三十五俵
十兩に付三俵半の圖りにて此金九百五十七兩。
稗四十九俵
一俵二兩充にて此金九十八兩。
一 諸役銀取立
銀六貫二百二十一匁。
合計金五萬四百十三兩と銀六貫二百二十一匁。

で、従前の實収入の五分の一にも足りぬのである。然るに其内の十分の一は主家の内政費とし、出來得る限り切詰めた公廩入用を差引くと、現在の士卒に給する米は一人一俵にも足りぬのである。明治二年五月調査の士卒族の戸口數は

士	五百八十三戸	三千四百五十三人
卒	千二百二十五戸	五千三十一人
計	千七百八戸	八千四百八十四人

で、従前と殆んど同數であるから、到底生活の立行くべき筈がない。殊に戰役には三百九人の戰死者と、三百人の負傷者を出し、寡婦・孤兒等は其の身を寄せる所の無い始末で、戰陣の疲憊未だ癒えざるに、今や忽ち飢餓の苦痛に襲はれつゝあるのである。

藩士窮乏の實狀

明治二年十月藩の重役から辨官に提出した救助歎願書の内に、能く窮狀を訴へて居る、曰はく

(前略)大略従前歳入五分の一にさへ當り申さず、其内知藩事家祿十分の一を除き、其餘を以て悉く八九千人の士卒に分配仕候ても、猶其食料に足り申さず、又兎も角も政教を施し得候程に、公廩費用を除き候へば、歳入の大抵此に盡きて、士卒に給與仕るべき米穀幾何も残り申さず。藩制の儀も篤と取調べ非常の改革節儉をも相用候へども何分大略の算前に經費の大略の分配を擧ぐ既に此くの如くし

て活計更に相立申さず、隨て文武の業を研磨仕候事も、武備を整飾仕候事も如何とも致すべき様御座なく、且本城初め城門・矢倉・諸廩舎・諸學校・士族・卒族の家屋も、殆ど残りなく焼亡仕、衣服什器も或は灰燼となり、或は奸民に掠奪せられ、多くは一貧洗ふが如く相成り、其内少しにても餘蓄御座候か、又農商の内に助力致し呉候者これあるかは、小屋同様のものにて作り候て、聊か雨露を凌ぎ候へども、十に七八迄は農商に借宅して手稼等仕り、辛うじて一日一日を過し候而已、實以て難澁申すべき様御座なく、殊に死傷大抵六百人も御座候處、其父母妻子等へ手充も仕兼、老若哀號ていたの爲體、其慘を極め候儀に御座候云々(以下略)。

此の歎願の理由が決して誇張したものでない事は、次の私文書を見ても明かに察知せられる。明治二年藩士を集めて前途生活に關する意見を徴した中に、『奥方とても今日の場合手鍋を御下げ成さるべし』と言ふ者あり、又小林虎三郎が東京に在る舍弟雄七郎に送つた私信の中にも、『本藩極々困迫を窮め、士族の内にも粥を三度づ啜り兼候者もこれあり候仕合、親類中にて梅野氏兩人の母は次兵衛の女など窮苦甚しく粥而已食し居られ候、士族の養は此くの如くにして、又公廩費用も甚だ不足故、文教武備の政治更に如何ともすべからず云々』、次に或る藩士が士卒の困窮を藩廳に訴出た書を見れば

此間も足輕仲間共の申候には、此度面扶持身分職務に係らず家族の數下されこれなく候はゞ、京都迄罷出候と申候旨、是は風聞を高く致し上をおどすと申すものにて、實内心は銘々難澁に迫り申候事

に候へども、さりながら御油断は出来申すまじくと存せられ候、小人窮すれば亂すと申す譯にて士分にはこれなく候へども、下々には不辨の者あり、上の御不爲は則自分共の爲にならずと申す所は辨へ申さず、彌困窮致候へば、萬々一騒動致すまじき者にもこれなく、是れ俗に云ふ足元より鳥の立つと中者にて、其節に至り萬一の事候へば、御家破滅の基に御座候。自然上に御出の御方は下様の事は御承知薄き者に御座候、士分さへ小身の者は三度の食事も致兼候者多くこれあり候、是は私目前に存居候、まして足輕仲間に至り候ては、亭主討死致し女計りに相成、又は老少多き者などは申すに及ばず、先は小身家内多の者は私すら一日一人に付一合四勺程さへ頂戴不仕、まして足輕仲間等に至り候ては、一日一人一合にも當らざる者多くこれあり候。右何と仕るべく候や、實に不憫至極に御座候、之に依て是非面扶持に成され候事と存せられ候云々。

町家の窮乏

困迫の状・悲痛の叫真に見、耳に聞く心地がして全く同情に堪へない。藩祖以來有事の日の爲とて粗衣粗食を奨励された習慣が、斯かる場合に役立つべしとは思ひ設けぬ事て、此の習慣ありたればこそ、兎も角も爆發等の不祥事がなくて、空前の難關を通過し得た次第ではないかと想はれる。

而して維新前の長岡町家の商工業といつては、實に微々たるもので、長岡士民及近郷の小賣市場たるに過ぎず、唯御城下たるの威勢と藩の庇護とで僅かに安穩な生計を營んで居たのであるが、今回

の戦亂に當つては、全町殆んど焦土に歸して多額の財産を亡失した。上下此の如くなるが故に購買力は殆んど減耗し、獨り藩士のみならず、町民も亦同一の運命の上に立つた。

第五節 一藩の救済問題

焦眉の大問題

藩廳の組織有司の任命等既に備はつたのであるから、政務の實績を擧げ、新領地の民を安撫せねばならぬのであるが、事情此くの如くにして、當面最も焦眉の急に迫れる問題は、如何にして一藩を其の饑餓より救ふべきかである、之を爲すには今日の場合政府の同情に絶つて、救援を求むるより他に途がない。是に於てか先づ藩中に對して、經濟の苦しい遺線の下に救済の方法を講ずると同時に、赤誠を披瀝して數次政府當局に陳情歎願し、其の救助を要請した。

消極的救済法

先づ藩中に對する救済方法から述べる。

一、前年の不作と當年の不順季とに依つて、農家が兎角に米穀を賣盡る爲、米價追々騰貴せる事實に對し、明治二年八月下旬郷中に對し、衆人の爲に餘米ある者は速に賣出し、暴利を貪るべ

からざることを懇諭した。

二、明治二年九月二十二日舊領地内に切起田畑(即ち開墾地)を有する家中は、其の作主と協議の上、適宜譲渡しても差支ないと通達した。

三、同年十月八日家族の數に依つて扶持米に餘裕を生じたものは、藩廳にて其の餘米を借上げ、他に分配する事とし、又味噌製造用大豆三俵以下一斗二升五合迄を、身分役柄に應じ貸附の名義で給與した。

四、同年十月十五日藩士の身分役柄に従て、使役する小者の數を制限し、之に對する手當一ヶ月三分充を交附した、制限以外の小者には給與しない。

五、同年十月二十八日野菜料として一兩以下一分迄をそれ〴〵給與した。

六、救助の歎願も思はしく運ばないので、其の成効する迄の取次として、明治三年二月士卒とも上下の位階に従ひ、面扶持として給與する事とした、即一人當り

上士は四合、中士は三合八勺、下士は三合六勺

上卒は二合五勺、中卒は二合三勺、下卒は二合

大約以上の如くて、當局に於ては大なる苦心を要したこと勿論であるが、藩士としては依然窮乏を訴へた。

救濟の積極的施設として起した産物會所、其他に關する事は次節生産業獎勵の項に記述する。

救助の歎願

救助請求の第一回は明治二年二月九日在京の重臣等より辨事宛提出せるもので、新賜の秩祿は二年の秋實より交附せらるべしとの事ながら、其れ迄の生活に困窮するから扶助米を給與せられたしと願出たものだが、聞届けられて其の幾分を下賜せられた。

併し藩としての正式の歎願は、明治二年三月三島が京都に於て津田辨事に面會して、事情を具陳し歎願したのが第一回で、同年六月二十日・十月二十日・十月廿九日・三年一月二十八日の四回に亘り手を易へ品を易へて奔走稟請したのである。其の要旨とする所は、新領地二萬四千石の收納を以てしては、藩主一家の生計費並に公廩費用を差引いた殘餘があまりに僅少で、文武の振興を期すべからざるは勿論、千七百戸八千餘人の藩士の家族をして凍餒の苦境に陥らしめ、終には一藩流離散亡の悲運に逢着すべきを以て、困迫の實情御憐察の上、老若の者どもは饑餓の苦痛を免れ、少壯の輩は兎も角も文武の業を研磨し得る程の處置を賜はり度しといふのである。

三島は東西に奔走し寢食を忘れて苦請歎願したが、新政府も亦戰後財政に苦んで居るし、他藩との振合もあつて、一々之に應じ得ず、速に舊習を破つて各人自身に救濟の方法を講ぜしめよといふ。而して藩士等は此の間の消息を審かにせず、其の救助の手緩きを見て、藩廳當路者の怠慢に依るものだとし、「上位に在る者は下情に通ぜず、我等將に餓死せんとす、どうしてくれるのだ」と叫び、

強壯の士は餘勇抑へ難く、動もすれば暴力で不平を癒さんとし、舊慣を重んずる頑固の輩は皆變革を喜ばず、事毎に怒を發し黨を成して當路者を困惑させる、學校を立てんとすれば「今將に餓死せんとするに學校建立とは以ての外だ」と怒り、武場を廢せんとすれば、罵々不平を鳴らして之に服せず、政府は實効の速かならんことを責め、藩士は新制に従はず、此の苦境に立つ三島等の衷情實に筆舌以上のものであつた。

藩士の決意を促す

事態此くの如くなれば、藩廳では一藩の窮迫に伴ふ人心の動搖を憂慮し、二年九月には文書を以て、去る二月三島億次郎の上洛して津田辨事と交渉せし顛末經過、並に引續き政府當局に對して陳情せる藩の歳計の現状・藩士に對する給與の少額なる理由・政府の事情等を詳述し、尙引續き撓まらず歎願すべき旨をも加へ、最後に

若し御取上これなき節は如何致し然る可きや(中略)、朝廷御仁恤の御沙汰のみを目的と致し、極處の覺悟これなく候ては、萬一願叶はざる節更に狼狽困惑を重ね申すべく(中略)、實に一藩浮沈の係る所(中略)、其節は此藩を如何に處置すべき哉、又各一身一家の上如何處置すべき哉、篤と工夫を廻らし見込付け置、萬一御願相叶はず候節聊も腹藏なく中立てらるべく候、此段一朝一夕の思慮に及び申さざる儀と存候間、前以て申達置候事

と、萬一の場合に於ける藩士の決意を促して其意見を求むる通達を發し、亦此頃太政官よりの達しに基き、士卒族の爲に政事堂前に、市郷民の爲には町會所前に、何れも目安箱を設け、言路を開き壅蔽の實を除かんことを企てた。然るに十月中藩知事及藩の重役から差出した歎願書は、十二月上旬御沙汰に及ばせられ難き旨の指令ありしかば、一藩上下不安の裡に明治二年を送つた。

再び藩士の決意を促す

明治三年一月六日政府よりの救恤は至難で殆んど見込が立たず、日に／＼迫り來る窮境より脱せんには、藩士一同の發奮に依つて新局面を開く外其途なきを以て、藩廳は此の日牧野頼母の名義を以て、此後の覺悟を求むべく、四ヶ條の諮問を藩士一同に提出した、曰はく

去年十月提出に及んだ嘆願書は採用せられなかつたから、尙再願の心得なれど、願意の透達は覺束ないから

- 一、如何にして知藩事家を保護し、藩治を成立せしむべきか。
- 二、再應歎願の結果、他郷移住或は蝦夷地開拓等命ぜられた時は謹て奉命すべきや。
- 三、移住せざる時は、如何程薄俸でも御手當の給與を願はず、自給自足にて活計を立て奉公すべきや。

四、薄俸にて奉公し得ぬ時は、士籍を棄てて歸農歸商すべきや。

といふ問題で、来る十五日までに遠慮なき意見を士正役席へ提出すべき旨命じた。

當面是非眞剣な解決を要する大案件であるから、藩中議論紛々囂々として起つたが、然も何等歸一する所なく、又一人の率先して意見を開陳する者もなかつた。廿六日秋田武部兩權大參事の名を以て歎願書を提出したが、素より何等の反響もなかつた。

目安箱の
不成績

目安箱の設置以來既に半歳を経過したが、士卒兩族中一人の投書したものが無い。

前記諮問案の無答申といひ、目安箱の不成績といひ、畢竟長岡人士の遠慮勝な短所を曝露したものが知れぬが、尙一面より見れば、餘りに急激に其の生活を脅威せられた爲、殆んど茫然自失の態で何等の對策なく、唯當局の措置に待つのみの結果でもあらう。

第六節 生産業の奨励

先決は自活の道

藩士等が日に二合や三合の宛行で、餓死に及ばんと訴へるのは最も至極であるが、如何に歎願したりとして、政府が際限もなく年々救助し能はざるも當然である。此の兩面の困難に挟まれた藩當局殊に三島が、當に取るべき方法は唯一つである、即ち三島の宿論である藩士に自活の道を教ふる事である。

執るべき
方法は唯

ある。

蠶業機業の萌芽

明治元年十二月長岡の野本利平・野本多吉・野本甚助・福原庄七及龜屋^名逸氏の五名が、柏崎民政局に懇通せられて蠶業の普及と共に機業を起すに決し、縣から二十萬兩の補助を得る事となつたが、一般婦女は之に對する理解を缺き、且其技に通ぜるもの絶無の有様にて、到底經營の見込が立たないから、長岡藩廳に交渉し、二年二月藩に引繼ぐ事となり、産物會所が設置せられた。

産物會所の設置

産物會所は三島等が蠶機織を長岡地方の有力なる産業となし、藩士の家庭をして生活上の安定を得しめんと考へたのである。

設立の趣
旨

今般産物會所建てさせられ、専ら一藩婦女子の營に當てさせられ、每家活計の爲筋に相成候様遊されたり御趣意に候間、高機・居機・糸車・座繰等それ〴〵産物會所に於て追々用意も致置候間、銘々習ひ得たる所の業を以て稼に致し、父兄の助成を専一に心掛べく候、且高機の儀は高橋小路機場に婦女子日々罷出織業致候とも、又は銘々宅に借受け織業致候とも勝手次第、居機・糸車・座繰の類は銘々宅へ借受け出精相扱ふべく候、尤も糸綿等は其の分に應じ相渡置、御賃の儀は出來

品相改、出來榮の功拙に應じ相渡申すべく、猶仕法建始巨細の儀は産物會所本々もへ承り合申すべく候、但未熟の者は其の熟練の者へたより、追々習得候様心掛くべき事。右の趣各支配下へ申聞けらるべく候以上。

(二年)七月三日

山本頼母

陶山霜臺殿

古澤儀右衛門殿

斯くて藩廳では森源三・加藤一作を監督に任じ、高井佐藤太・若林辰三を産物會所掛りとして實務に當らしめ、野本多吉等が専ら周旋の勞を執つた。

蠶業獎勵

翌三年四月、再び蠶業取立に就いて三島億二郎名義で左の通達を發した。

蠶業取立の達通

今般國益の爲蠶業を取立てるから、士卒族中

一、桑苗を培養したい希望の者は、産物會所に申出れば給與する。但成木の上摘葉を賣拂つた時は、其代錢の五分を屋敷主に交付す。

二、自ら養蠶を營む者が桑苗の交付を望む時は、相當の代金を納めさせる。

三、中島三ツ藏跡借受、産物方で養蠶を試るから、習得したい士卒の婦女子は同所に出頭すべし。

四、其屋敷に從來桑を植ゑてあつて、摘葉を賣却せんとする者が産物方へ持參すれば、他方より値段よく買取つてやる。

蓋し士卒族屋敷には比較的空地があるから、幾分にも之を利用して、藩士生活上の脅威を軽減せしめんとしたものである。

尙七月に致り、八月下旬より桑苗の植附人來岡の筈につき、春中達し置たる通地均し其他準備し、其の場所及姓名を、並に所要種紙の分量を、本月中産物會所に届出づべき旨通達した。

又桑苗植付を始め生産振興の爲、耕地の擴張並に荒蕪地の開墾を必要とし、先づ道路の左右を狭め道巾を左の如く制限した。但し兩側には必江筋を立てさせた。

阪之上 道幅三間、

殿町 坂之下 觀光院町 玉藏院町 長町 同二間、

誓古町 千手 同一間五尺、

今朝白 同町繩手 同一間四尺、

西神田上町 同九尺、

同年九月御城の土堤を取崩して、濠を埋立て田畑に變更する事とし、士卒族一同に勞役を課して之に對する賃米を給與し、僅少なから窮迫者の生活を補はせた。此時の勞役時間は朝六時半午前七時より夕七時半午後五時迄とし、用具は一切貸與した。

耕地擴張の手段

會所の不成績

是等の生産勸奨は所謂士族の商法で、不幸好成績を収め得なかつた爲め、幾許もなく廢止されたが藩の當路者が如何に藩士の自活問題に付苦心したかが窺はれる。

第七節 歸農歸商の問題

藩當局の努力

斯る窮乏困憊の境地に立ちて、一面には救済運動に奔走盡力すると共に、長岡の恢興に腐心する藩當局は、軍務には常備兵・豫備兵を置き、教育の爲には國漢學校・醫學校・洋學校・兵學校・演武場を設けて、藩士をして文武の研磨に努めしめ、又藩士の家庭をして生活上の安定を得しむべく産物會所を起して養蠶機織の技を習得せしめんとするなど、着々として復興整理の道に一步一步其の足跡を印しつゝありしは、其の意氣感ずるに餘りあり。

歎願に對する反響

明治三年六月に至り、兼ての救助歎願に關し、政府から沙汰があつた。

去辰年御處分被仰出候上者、藩務萬端祿高に照準し、屹度改正可致處無其儀、歎願之旨趣難聞届筋に有之候へ共、出格の御詮議を以て、當七月一ヶ月分扶助米拜借被仰付候條、速に改革實効相立候様可致候事。

庚午六月

依て月の二十六日には政廳に、二十七日には學校へ、士卒族一同を招集して、此の書付を披露し、大參事たる三島其他から懇々の訓諭をなし、尙多久少辨の口達の覺といふのを傳へた、即ち長岡藩より差出せる御救助願は、大藏省へ廻付したる處、願面のみにては充分に改革の手段を盡したとは認められない。勿論二萬四千石で舊七萬四千石の人員を撫育する事は、到底不可能の事で、舊高相應の人員は入用としても、残つた者は歸農歸商をするか、さなくば格別の事を省くなりして、其上困るといふ場合御救助を願出づべき筋合なるに、其儀なくして願出たりとて御採納になる筋のものでない。當辨官に於ても、大藏省の言はれる所を至當と思ふ云々。

といふのである。尙林大藏大丞よりの申聞は、諸藩とも其高に餘る遊士は歸農商爲致、蝦夷開拓或は堀割等課業を與へ御撫育成さるべき事にて何も用ゆる所なくして雙刀を帶し候者には、御扶助成させられざる御趣意に候處、二萬四千石に餘る人員までは出來難く、既に一昨年新賜の時に高相應之人員を殘し、他は歸農商にても致させ申すべきに、其儀なきは藩知事始めの不行届の筋、然るを取揚候ては、諸藩へ關係し御趣意相立

たず、今至急の願差出候とも、高相應の人員を残し、處置方屹度目的を立て相願ふべき筈。併し七月より給すべきものなく、餓死にも及ぶべき爲體の由、假令是迄等閑に致置候て不行届にもせよ、朝廷に於て其不埒を責め、捨置かれ候儀は出来兼候筋に付、七月中の給與丈知藩事へ貸渡すべく、七月中に後來の目的を付け差出申すべく、其上にて當十月迄の御救助これあるべく候云々。

といふ。斯く假令少額ながらも貸米即ち救助米の下付されたのは、言ふまでもなく三島が奔走の結果であつた。

歸農商申付

次で七月六日更に士卒族一統を學校に召集し、藩主親ら直意として、「朝廷の御趣意に基き別紙の通り處置する事となつたから、一同篤と當節の事情を察し、心得違のない様厚く頼み入る」と演説あり。別紙といふを讀み聞けられた。

別紙

- 一 大參事始め卒族迄一統歸農商被申付候事。
- 但大參事・少參事は闔藩之入札選舉の義、其他の職員は更に政府藩廳の意の人選、又は要路の職員或は其局の入札たるべし。

歸農商を命ず

歸農商の方策

廢藩

- 一 兵隊之士並其職員は軍務總裁・軍務主事・士正・監察にて可入札事。
 - 一 右職員兵隊に餘る人員は士農卒の名儀にて、文武教場へ勝手次第帶刀を差免す様朝廷へ相願ひ、右差圖相濟むまで今迄之通心得べき事。
 - 一 士族は年中米七俵並に月給を給する事。
 - 一 歸農商申付けられし者は平均米七俵づゝ下さる、且屋敷は其儘御預の事。
- 卒族の給與額は茲に明記してないが、關係記録には米四俵としてある。是に於てか歸農商の一事は愈々一藩の實際問題として、當面急速に解決せられねばならぬ事となつた。依て七月十一日士卒族一同に對し、士族事務總裁の名で、『今般歸農商申付けられたに就ては、速に思慮を盡し産業の目的を定るが急務だから、銘々其の屋敷内に貸店を設けるとも、又は自ら開店するとも勝手次第である』ことを通達して、從來の禁を解き彼等を解放した。
- 最も政府當路の言ふ所にも十分道理はあるが、併し何分にも藩士の悉くが甚しく窮乏を極めてゐるので、歸農にも歸商にも何等の資本がない、自活の道の立てやうがない、依て三島は更に藩の施設並に藩の實狀を具陳して、何等かの方策を講ずべく上京した。
- 十月忠毅は藩知事を辭任し、長岡は柏崎縣の管轄となり、士卒族は柏崎縣貫屬と仰付けられた。
- (後節參照)同時に三島は柏崎縣大參事に任ぜられた。

祿高公債の交付

三島が運動の結果太政官より柏崎縣へ、左の通り金十萬兩貸渡の指令があつた。

柏崎縣

今般元長岡藩士族卒其縣之貫屬被仰付候處、分外之多人數にて處置方行届兼儀も有之候に付、金十萬兩御貸渡相成候條、歸農商等夫々適當之取計可致候事。

但返納之儀者、元長岡藩管内之物成を以取調可伺事。

庚午十月

太政官

こは貫族達の歸農歸商に對する資本に充當させる積りて、貸渡名義で實際は下賜されたもので、全く三島の運動が効を奏したのである。然るに端なくこれが藩の一問題となつた。

當時柏崎縣の權知事は新庄作左衛門岡山縣人、大參事は南部廣平福井藩士と、三島億二郎、少參事は河原信可岡山縣人で、何れも三年の十月中旬に就任したのであるが、此の十萬兩に關して南部大參事の意見は

『長岡藩の士族が歸農歸商の資に充てる爲に、俸祿の代りに僅々十萬兩を受領せんとするのは、彼等の爲に大なる損失ではないか。長岡藩が僅か十萬兩の金を以て各士族に配當したとて、どうして授産の目的が達せられやうか、士族等に於てもかゝる端金で満足しやうとは思はれぬ、其點に就いては大に考慮すべきものである』と云ふので、三島に面會して其の反省を促し、新庄權知事も亦南部

の所説に賛同したから、三島と協議し、兎も角も長岡藩士の意見を確める必要があるといふので、南部は三島と同道して長岡に來り、士族一同を柏崎縣の出張所に召集して説明する所があつた、其の要旨は

各位の歸農歸商は誠に結構であるが、今此の十萬兩の分配を受ける事になれば、士族の名は除かれるのである。然しお望みとあらば分配しませう、それとも一時を忍んで萬事を柏崎縣に委任するといふ事になれば、當方にも相當考へかあるから充分盡力致さう

といつて、懇切丁寧に其の意のある所を盡し、繰返して『篤と御家族とも御相談になるやうに』と説いた。演説要旨は實歴者故秋庭半氏の談に據る 然るに中には飽迄其の分配を得たいと主張して遂に分配を得た者もあつた

が、多數は南部の説諭に服し、萬事を柏崎縣の處置に委す事となつた。依て南部は十分に藩士の意見と希望とを聴取した上歸縣し、更に新庄權知事も協議の上直ちに上京して、長岡藩家祿奉還取消願の聽許を請ひ、善後策に就いても政府の内許を得、翌四年の春歸縣した。其結果其年士族祿高公債となりて、長岡藩の士族分は三十七萬餘圓下賜の御沙汰あり、五年の春士族一同に對し祿高券を下附せられ、一藩漸く愁眉を開くに至つた。或は此事を以て三島を議する者があるが、それは一種の成敗論で、此の場合三島を責めるのは殘酷と言はねばならぬ。

舊習打破の困難

由來實業を獎勵し、空手徒食を戒めて自勞自給の生活を爲し、依頼心を棄て、獨立の精神を養ひ、頑固瘦我慢の士族根性を打破して、平民的の生路に就かんことは三島の宿論であつた。されども數百年來只祿米に衣食して、曾て自ら生活の屈托を経験しなかつた藩士等は、一朝俄に舊慣を破つて自活の方針に従ふこと能はず、依然お侍として兩刀を手狭み、悠然大道を濶歩せんことを願ふもの比々皆然りである。これは誠に無理とは思はないが、時勢はもうかゝる姑息を許さない、時運は遠慮なく進轉し、あらゆる人を載せて自勞自活の境涯に送り込むのである。是に於て頼む所は只自己の力量のみとなつた。牧野家は範を示すべく率先して酒屋を營んだ、今の酒屋越中屋の前身で、屋號を柏屋と呼び、酒銘を柏露といつた、皆牧野家の紋所から出たのである、當時一般に殿様酒屋と呼んで居た。家老稻垣平助は機業より旅館に轉じて稻荷屋といつた。加野氏の石油製造・柳町氏の開墾事業・加藤氏の牧畜業・千本木氏のマッチ製造・小金井氏の足袋工・加藤氏の染物業・村上奥津兩氏の靴工見習等は有名なるもので、其他農に工に商に各其欲する所に向つて自己の進路を求め三百年の舊地を去るものが漸く多くなつた。從來刀槍を握つた手に算筆を採つて、馴れぬ事業に前途の光明を求めたが、一般に資本の缺乏と不馴れとの爲めに、殆んど失敗に終つたものが少くなかつた。それで官吏・警官・教員といふ方面に進出した者も随分多勢であつた。

第八節 第二長岡藩の終焉

形勢一變の兆

長岡藩士の歸農商決定に關し適當の方策を講ずる爲、三島が上京して運動に着手した頃の天下の形勢を見ると、各藩何れも版籍は奉還したが、舊藩主に對する主従の關係は依然として儼存し、藩知事は各土地と兵力とを有し、其の他位は殆んど従前と變りがない。故に廢藩置縣、以て根本的に封建的習氣を打破せねばならぬといふ議論が盛んで、天下の形勢更に大に一變せんとする徴候が機微の間 窺はれた。是に於て三島は事態の容易ならざるを看取し、當路有志の間に奔歩する所ありしが、九月に至り太政官より知藩事忠毅並に先代忠訓に上京の命あり、兩公は十月六日に長岡を出發し十三日着京されたので、三島は兩公に對して具さに現下の形勢を説明し、寧ろ勢に先んじて知藩事の職を辭し、當路の同情に依りて一意藩の善後策を完うする方が得策であらうと進言した。

廢藩の願

忠訓・忠毅兩公は三島の意見を採納し、茲に其月十九日付を以て知藩事辭任の儀を願出た。當藩國困迫御救助方の儀に付六月蒙 御仁恤の御沙汰難有仕合奉存候其節被 仰聞候 御趣旨に基き藩政更に改革仕候而歸農商申付候者へ手充仕度に付識者の言に依て熟思仕候に宇内各國全州の力を統一し遠交近伐の勢を逞うする際に當り叢爾たる小藩の微力如何程盡力仕候ても何等の實

効を奏し 高恩に奉答候事實に無覺束却て或は區域を不脱候風習等より自然 御宏謨之御趣旨に
戻り候様相成候ては彌不本意の儀殊に私儀は未だ幼弱に候へば乍不肖學問修業仕他年成人之後應
分之御用相勤奉報萬一度事存候依之尙知事職御免被成下右願之通被仰付候様奉懇願候但毎々奉歎
願候士族卒目今極迫之情狀御啓察被成下各得其處洽く 王化に浴し候様可然御處置被成下是亦幾
重にも奉懇願候 誠惶頓首

庚午十月十九日

長岡藩知事

辨官御中

實に情理を兼ねた堂々たるものである。

辭職聽許

其二十二日召命に依り忠毅は三島を從へて參朝せしに、依願免官を始め、左記數通の辭令を交付せられた。

依願免官

牧野長岡藩知事

依願免本官

牧野長岡藩知事

辭職建言の趣尤之儀に付被聞食届候事

家祿十分一廩米を以て下賜東京在住被仰付候事

牧野從五位

但家令以下相雇候人員姓名可届出事

牧野從五位

元長岡藩地所柏崎縣管轄被仰付候條引渡可申事

元長岡藩士族卒

長岡藩被廢候付自今柏崎縣貫屬被仰付候事

其上多久少辨より翁に對し、『知事殿召させられ候は、今日の御沙汰に及ばるべき御趣旨の處、知事殿出京の上御願立これあり御沙汰に及ばれ候上は、最早知事殿に別に御用の筋これなし』との挨拶があつて御用濟となつた。一方藩では十月二十六日には諸役人を、二十八日には士族一統を學校に召集して、大參事より前件の儀を通達し、併せて備さに説明せるに、何れも案外の思をなし、且處置に就て多少の異論も起つたが、唯起つたといふ丈で、其儘立消となつた。而して廢藩置縣の大改革の行はれしは翌四年七月の事である、その間に大勢を洞察して廢藩を上請せるは全國僅に十三藩で、長岡が其一であつたのは、時勢を洞觀し得た者として賞讃に値するが、是れは全く三島が進言の功である。

先見の明

三島の進退

あつて、『長岡のこの有様を三島さんどうしてくれる南部よろしう』の狂歌を南部大參事に送つたものがある。三島も再三辭退したが許されない。そこで三島は藩當面の救濟問題を解決するには、寧ろ一時縣官となつて内部より斡旋する方が便宜であらうと考へ、一身の毀譽褒貶を度外視して斷然就職したのである。併し三島は戰後長岡の復興を策するには、野に在つて盡力せねばならぬと感じて、翌四年正月終に柏崎縣大參事を辭するに至つた。

第九節 復興の原動力

異常なる反撥力

從來給米にのみ衣食して多く家計の屈托を味はざりし士卒、藩廳の保護に依頼して消極的な商工業を營み來りし町民が、斯る未曾有の大變に遇ひ慘憺たる窮迫に陥つたのであるから、尋常ならば意氣全く沮喪して、其儘斃れてしまつたのであらう。然るに二百五十年來培はれた剛健質素の氣象は、意外にも異常なる反撥心を起し、荒涼たる灰燼に立つて、士と言はず商工と言はず、斯うしては居られぬといふ發奮が、總ての人の心に燃え上つて、熱烈なる自助の力となり、教育に産業に、其他各般の事業に一新生面を開き、各方面に奮闘し活躍したので、遂に物定り人安んじ、灰燼荒涼の墟に今日復繁盛の新長岡を見たのである。

熱烈な自
助の力

復興の原動力——其の中心人物

併し此の偉大なる事業の裏には、必ず其の中心となつて指導したり、率先者となつて嚮導に當つたりした大人物が無くてはならぬ、即ち家中側では小林虎三郎・三島億二郎等を推すべく、三島の背後には加藤一作があつて、其の股肱となつて能く働いた。

町方に於ては岸宇吉やきし・大橋佐平現東京博文館主大橋新太郎の父當時三國屋・渡邊六松大等が主なるもので、當時の大區長星野伊三郎も、隠れたる功勞者である。其他各商業の一個々々に就ては山口萬吉山・小川清松英服越中屋鈴木鐵藏山・小林傳作加島等々枚舉に暇がない。

是等の諸氏は天來の奇才を發揮し、縦横に長岡の商工業界を馳逐して、事業計劃の魁をなし、遂に當地方實業界の重鎮となつた。而して事業の企劃には、岸宇吉が其の相談相手であつた場合が頗る多い。

復興の原動力——士民の握手

今一つの要件は士民の握手であつた。由來封建の舊思想に依り士族の方では兎角に町人を輕蔑し又町人の方では何の貧乏士族がといつた風に、腹の中で嘲侮するといふ有様で、相互の間には大きな溝渠が穿たれてあつた様である。然るに三島は時勢の變遷を洞觀して、士族も平民も少しも變りは

復興の中
心人物

ない商人と同じ様に働かざるを得ぬと鼓吹し、一方岸は小林の薰陶を受けてから、舊來の町人根性を矯正する必要を切實に感ずる折柄、茲に端なく兩者の意志が一致して、士族と商家との接近が企てられた譯である。

明治の初年物資を東京から仕入れる數名の商人があつた。此等の商人が早く小林から洋數字の123を習つて居る爲、意外の利得を得た話がある。渡邊の談に曰はく

今から考へると随分馬鹿げた話だが、戊辰前に商人で西洋の數字を知つたものは滅多になく、東京の唐物卸商でも未だ知らぬといふ有様であつた。然るに私共は幸に小林さんから習つて居たので、夫が非常に役立つた。唐天の長さは一本三ツヤール、モスは二十四ヤールと三ツヤール、縞子は三ツヤールといふことに定まつては居るが、それは一柵の平均の長さの事で、一本々々に其長さが不同で二ヤール若くは其以上も違ふのがある。夫で尺は一本々々數字で書いてあるので、私共は其の數字が讀めたから中から長尺の物ばかり拔出して、一箱平均の尺で金を仕拂つて來る、後に残るのは短尺物計りになる筈だが、店の者も別に怪しみもせず、色合か瑾の有無でも調べて擇り出すのだらう位にしか思つて居なかつたらしい。

併し兩者の眞の接觸は、三島・岸兩人の意氣の投合からランブ會の設置を動機とした。

ランブが始めて長岡に輸入せられたのは明治二三年頃で、當時は長岡にランブが一つか二つしかなかつた、之を西洋行燈あんどんと稱へて、岸宇吉が其の一つの所有者であつた爲、方々から見物に來たさうだ

長岡に在る知名の人達が此のランブを圍んで集合し、知識の交換を行つた。集會者は三島・岸・渡邊を筆頭として榎野直・目黒十郎・佐藤作平・近藤九満治・外神官・僧侶・學者・町人・士族等あらゆる階級の有力者を網羅したもので、東京大阪地方の人情風俗を談したり、舶來品を品評したり、商工業の發展を策し、地方問題をも討議した。ランブが既に當時モダンな物であつたから、ランブ會も亦當時のモダン式を代表したものであつたらう。斯くて士族と町民との接觸融和が自然に保たれて、事業計畫の上に大なる利益を得た事であらう。此の會は明治十年頃まで續いたが、第六十九國立銀行の樓上が智識の媒介所となつてから、自然解散の姿となつた。

初め藩では士族の婦女子に養蠶機織を奨励し、之を以て彼等の自勞自活の資とし、兼ねて長岡の物産となさんと企てたが、長岡及其附近部落で試みた養蠶の成績が餘り思はしくないので、長岡の地方は果して養蠶に不適當であるかどうかを解決する爲に、三島の主唱で廣く學說や實驗談を聽く事になり、明治十二年七月から毎月一回づゝ十日に開會し、十回で終了する養蠶集談會といふ一種の講習會様のものが開かれた。聽講者は士族側の三島を始め、中村大造・竹垣權六・秋山虎五郎等五人で、講演者は町側の野本清平・五十嵐藤造・川越屋萬次郎・米權・近藤義門・菊田利右衛門の六名、郷中からは栃尾組の小林良太・島兵七・目黒美佐雄・柳島徳右衛門の四名が加つて、十題目を選んで酒食の間に銘々から之に關する意見や實驗成績を講演した。講演者の數が聽講者より多い事、酒を呑むのみがらの講演は一種の奇觀で、殆んど類例があるまい。併し打くつろいだ此の會合は、袴着た四角

四面のものより士民融和の上に確かに有効であつたらう。
資本商品を有益に運轉するには、經濟學の智識を必要とするといふので、岸・渡邊の二人が三島と協議し、同志三十人程を糾合し、福澤諭吉當時經濟學の問屋といはれたの斡旋で、小林虎三郎の弟雄七郎に請うて六十九銀行の樓上でアダムスミスの經濟學の講義を聴取した事もあつた。
斯くて兩者の堅き握手が成立し、智識の供給者と財力運用の提供者と合體して、相互に利用せられた事が畢竟長岡恢興の原動力となつたものである。

復興の原動力——實業研究の機關

復興の意氣に燃ゆる市民は、進んで實業研究の機關を設けて、一路向上の衝に突入したのである。
ランブ會・集談會の事は既に前項に記述したから、更に自餘の研究機關を紹介しやう。

共愛社
長岡商業諮詢會

明治十二年大橋佐平・渡邊藤吉・星野伊三郎・太刀川輔三郎・今井治作等の主唱で共愛社と稱する商工業研究の團體が組織され、店員氣風の振作を計り、且盛んに演説討論の練習をしたが、明治十五年此の共愛社員は岸宇吉・目黒十郎・太刀川文吉・野本恭八郎・野本松二郎等を客員とし、長岡商業諮詢會と改稱し、漸次着實なる研究に移つた。

三夜會

明治十九年意見の發表を主とした商業諮詢會から、別に實行を目的とする三夜會なるものが生れたが會員は星野伊三郎・太刀川輔三郎・渡邊藤吉・佐藤文吉・大橋新太郎・稻川次郎次・野本恭八郎・小村

長岡經濟會

福治・廣井一・松井廣吉・松田周平・布川宇八・玉垣清治等で、毎月三の日の夜に集會して、目的の達成に努めたが、其後長岡經濟會の組織と共にそれに合併した。

明治三十三年五月經濟事業研究の目的で、廣井一・小川清次郎・小畔龜太郎三氏の發企で、岸宇吉・星野伊三郎・澁谷善作・新保新造・渡邊藤吉・覺張治平・野本松二郎・山口政治・山岸普該・目黒十郎等三十餘名を會員とした長岡經濟會が組織され、爾後毎月一回例會を開き、商業上の諸問題と、市勢向上に關する事項を研究した。今其の活動の結果と見るべき主なる事項を擧ぐれば、六ヶ町村を合併し將來市制施行の基を作つたこと・商業會議所設立に盡力したこと・電話架設速進に努めたこと・其他長岡郵便局昇格・午砲の設置・直富線(今の北陸線の一部)の速成・屋上制限・寺泊築港期成・羽二重整理所設置・商業補習學校の設立・町名改正等であるが、商業會議所の設立と共に本會も自然解散となつた。

第十節 女紅場の設立

殖産の計畫

三島常に曰はく、空疎日用に益なき學問は深しと雖も世に補なし(中略)、是れ輓近漸く實業を貴ぶの風行はるゝ所以なりと、又曰はく自勞自活以て世に運動するは、人生の當然にして尤も重んずべ

自勞自活は人生の當然

き所なり、是を以て先づ務めて生計を營むは自然に従ふの道なりと。三島は此の主張に基いて、嚮きに産物會所を起したが、時機尙早と不馴れとの爲に不幸失敗に終つた。今回士卒族が三十七萬餘圓の金祿公債證書を受領したとはいへ、之に依頼して袖手徒食する譯に行かない、一家の主人は素より能力相應に働かねばならぬが、家族も何等かの収入の途を講じて之を援助せねばならぬ。是に於て往年の産物會所設立の趣旨を繼續して、士族の婦女に内職を與へ、兼ねて長岡の一産物を作らんと欲し、先づ上京して大隈重信・前島密等に懇談し、其同意を得、次で歸岡の後出縣して、更に縣令永山盛輝に懇談し、資本金として四千圓を借用する事に纏めた。是は借用といふものゝ實は無期限無利息で結局貰つたと同様のものである。其上年額一千圓づゝ四ヶ年繼續の補助金をも得た。當時は未だ税法が今日の如く整備して居らぬから、女郎屋・料理屋などから納付する税金は不淨金といつて、其の金は縣令の一存で授産事業とか、慈善事業とか、橋梁の架設とか、其他自由に支出し得た者であつたそうだ。今回三島が得た資本金や補助金も其の種の金であつた。

女紅場の設立

三島は調金の目的を達して歸岡し、愈々左記の趣意書の意を以て、長岡女紅場を設立した。抑も女紅場を設置するの意たる、偏に女紅を進め物産を起さんと欲するに在り、故を以て暫く養蠶より着手し、漸を以て製糸紡織の業に就かしむるなり。蓋し小より大に及ぼし、粗より精に入

り、小は以て一家の生産を授け、大は以て一國の産物を興起せんことを期するなり。と冒頭して、次に各種の規則を擧げてある、即ち『入場之規則』に於て入場の手續と職分及教師の任用に對する誓書の様式とを示し、『役員心得』記録の事、『會計の事』の三章に依りて役員服務・庶務執行の記録・金品の出納法を規定し、『場中揭示』生徒の規則、『門の規則』食堂の規則、『賞則』『罰則』の六章を以て生徒訓練の目標を明かにし、特に妙齡女子を多く出入せしむるのであるから、男女關係に就ては特別注意を拂つた跡が見える、其他定式休業日及賄方心得に關する規程がある。

即ち一種の職業學校で、修業年限は三ヶ年乃至四ヶ年、卒業生は直ちに其の場に於て就業せしめ、技術に熟した者は毎月七圓五拾錢位の所得があつたといふ。

生徒は初め舊士族中より募集したが、後には一般婦女女子よりも採用し、假りに一週間内外紅事に從事せしめて實際作業に堪ゆるや否やを試査したる上にて本入場を許した。生徒数は時に依つて盛衰はあつたが最盛の時には寄宿生八十名・通學生五十名に及んだ。

教師は初め栃尾郷より二名の女教師を聘して、養蠶製糸より縞紬の製織を開始し、明治十年八月山梨縣廳の紹介で、甲斐絹織の教師二名を増聘した。

製品は紬・甲斐絹・糸織・袴地・夜具地・男女の帶地・僅少の縮緬・甲斐絹の洋傘地及ハンケチ等である。工場は當初表一ノ町元物産會所跡を使用した。明治九年創立八月觀光院町に敷地を買入れ、二棟

役員

の紅場を新築し、生徒を増募して定員五十名に充たしめた。
役員は三島が幹事として事務を總攬し、其他

會計兼副監事

中村 大造

製品掛兼販賣掛

竹垣 權六

生徒掛

秋山 虎五郎

後援者

が就職し、後援者として小林傳作及其番頭たる佐田十太が紬・糸織の製品販賣を引受け、鈴木鐵藏が甲斐絹製品の販賣を擔當し、佐田は桐生足利等の機業の本場から、絶えず流行とか嗜好とかを報知して製作上の便を與へ、鈴木は洋傘地の織出しを助言盡力したものである。

製品の成績

成績良好

役員も後援者も生徒も相協和した眞劍の努力で、豫期以上の好成绩を得、創設早々縣の補助金も其半ば以上を翌年に繰越す程の順境であつた。

尤も評判よき絹ハ
ンケチ

最も評判も良く賣行も亦良かったのは、甲斐絹のハンカチーフで、是には仲々意匠を凝したのがあつて、中には安田老山畫伯の下畫を型にして、長岡の畫人飯島半耕が三十日も此處に通つて、彫方から刷方まで世話したもので、之を第二回勸業博覽會に出品したら、尺六のハンカチーフが壹圓五拾錢といふ高價にも拘らず、都人士をして其の精巧に驚かしめ、非常な好評で忽ち出品全部を賣盡し、更に補充して販賣した程であつたそうだ。

機會利用

大隈重信
の視察

御下賜金
と表彰状

明治十一年九月 明治天皇北陸地方を御巡幸あらせられ、長岡にも御駐蹕遊ばされる事に御治定になつた。此時三島は一同に對し、又とない所謂千載一遇の好機會であるから、出來得る丈澤山に且入念に織上げて、御買上の光榮を得ねばならぬと激勵を加へた。偕て當日二十は全市湧返る様の騒ぎで、謹んで 聖駕を奉迎したが、三島は竹垣に命じ、澤山な各種製品を小使に持たせて、當日隨從の大官連の宿に宛てられた竹屋今の六十九銀
行の下隣邊を訪れさせたに頗る好評で持参品全部を賣盡したそうだが、翌二十三日未明に 聖上に扈從せる參議大隈重信が命を奉じ、縣令永山盛輝の隨行で女紅場を視察した。當時縣令といへば令様といはれて仲々威張つたものだが、參議にかけられては頭が上らぬ、大臣や參議となると實に飛ぶ鳥も落す勢であつた、通常ならば女紅場でも大騒をする譯であるが、三島は平然として事務室の火鉢を挟んで大隈と相對し、其の談話振は恰も友達同志の應對に異ならなかつたので、鞠躬如たる永山の態度に比べて、三島の悠々迫らざる様子を見ては、傍に在る者始めて三島の凡人にあらざるに敬服したといふ。

尙當日産業獎勵の 思召を以て、金二十五圓を女紅場に御下賜になり、幹事たる三島億二郎に左の御沙汰書が下つた。

新潟縣 士族

三 島

億

二

郎

其方儀多年職務勲勵且長岡女紅場設立に付有志を獎勵し奇特之趣新潟縣令具狀の旨遂奏聞候尙此

未興業之道等相立候様盡力可致事

明治十一年九月廿二日

岩 倉 右 大 臣

營業不振——廢業

規模擴張
實行鈍る
小林傳作
に委す

此事があつてから、女紅場の評判は愈々高くなり、名古屋邊からも夜具縞百何十四といふ大口の注文さへ来るやうになつたので、三島は一層業務を擴張すべく上京して、又々大隈・前島を煩はし、十三年七月に新たに授産資金として一萬圓を借受けて歸岡した。依つて工場の増築を始め、諸般の改良・規模の擴張を圖りしに、偶々西南戦争の影響を受けて世上一般に不景氣となりし爲、製品は追々改良せられたが賣行願る鈍く、營業不振の状態に陥つた。斯うなると平素からの不平組や、羨望連中から、盛んに攻撃の矢を向けられ、彼此内紛の末十五年に役員の總辭職となり、反對側から後任者が出たが、一向不慣れて更に実績が舉らぬ、加ふるに十六年三月自火で全焼し、營業益々不振に陥りし爲、明治十九年七月に至り三島の懇囑に依り、創立當初よりの後援者小林傳作が三ヶ年の契約で之を引受ける事となつた。

廢業と財
産處分

小林は是に於て從來の教育方針を廢して、營業方針とし、甲斐絹の製織を止めて、節紬及其前垂地等を織出したが、是亦收支償はず、契約期間内に五千四百圓の缺損を生じ、同二十二年七月遂に全く廢業するに至つた。廢業するとなれば前に借りた一萬圓を返済せねばならぬ、之に就いても囂々

の議論が起つたが、時の長岡本町長秋庭半が出縣し、縣當局と交渉の結果、元金を貰ひ受けることとし、利子のみ年一割の計算で一時に千九百八十二圓九十六錢を納入して、一萬圓の債務全部を免除することに解決した。そして場費精算の上殘金一千圓を長岡學校に三千五百五十七圓六十三錢六厘と外に地所建物悉皆を阪上小學校に寄附し、其の手續を結了したのは明治二十四年三月十九日である。今長岡樹人團に保管してある金益^{徑約五寸}は、此時寄附の廉を以て、政府から舊長岡本町へ下附せられた品である。

第十一節 長岡城趾保存の計畫

城趾の變遷

今の長岡
驛附近

現下長岡市の關門となつて、一日數千の旅客貨物を吞吐して居る長岡驛は、舊長岡城の本丸の跡で長岡公會堂の所在地は二ノ丸に當つて居り、之を圍む城内町・東坂ノ上町・坂ノ上町一帯は其の城郭内に含まれて、今は商店櫛比し全く昔日の面影を留めないのは、時勢の變遷とは言へ、桑滄の變轉た今昔の感に堪へざらしむるものがある。明治三・四年頃、長岡では南部柏崎縣大參事と相談し、其の同意を得て開墾の名義で、借りたといはふか貰つたといはふか、有耶無耶に引受けて、樹木を始め焼残りの城門や橋や櫓を始め、附屬の建物等を悉皆賣却し、代金は小學校の資本金に積立て、土地

は開墾の爲め、壘を夷けて堀を埋め、桑園に仕立てやうと企てたが、其工事は中絶し、それでも明治十年頃までは三階其他の高臺や堀の幾分が残つて居て、どうやら城跡らしい名残を止めて居た。其頃各藩の居城敷地は全部陸軍省の所有に歸して居て、此の城跡地の所有權に關しても、明治六七年頃問題となつて、陸軍省から嚴重に抗議を申込んだ。ところが是れより先、三島億二郎・稻垣林四郎・加藤一作・秋庭半の諸氏が相談の上、主家の爲百年の計を立て、此の全部を牧野家の所有とし、陸軍省へは引渡さなかつたのである。然るに今回の嚴命に遇つたから、協議の上秋庭が代表となつて出縣し、其の當時の事情を具申し書付はないが貰つたのであると主張し、幾回か交渉の結果、とう／＼それでは止むを得ぬといふ事で、完全に牧野家の所有になつた。勿論人家も無く土堤も崩るゝ儘に放置してあつたので、其の荒涼甚しく、廢墟らしい姿が著しく、轉た哀傷を感じしめた。

城跡の保存

そこで舊藩士其他町郷の有志が、長岡舊城墟保存公園設置會略して保城開園會といふを組織し、會費を醸出して城跡の保存に努めた。其の趣意書を左に記す。

保城開園會緒言

舊物ヲ保存スルノ意蓋シ一ニ止ラズ、或ハ以テ珍奇ヲ翫シ、或ハ以テ博物ヲ資シ、或ハ以テ美術

ヲ護シ、或ハ以テ史事ヲ記ス、而シテ其最モ善ク人心ヲ感動シ、之ヲシテ喜バシメ、之ヲシテ怒ラシメ、奮發シテ而シテ興起セシムルモノハ其レ史事ヲ記スルモノニアルガ故ニ、湊川ノ古碑忠臣涙ヲ濺キ、飛鳥路ノ醜村志士之ニ唾ス、鎌倉ノ松濤千歳覇圖ヲ欽シ、三厄里那ノ柳烟萬古英雄ヲ泣カシム。舊長岡城(堀家ノ經始ニカ、ルト云)ハ元和四年舊藩主駿河守忠成公此ニ封セラレシ以來、藩治二百五十年、城高ク濠深ク、樓閣壯大松杉蔚蒼タリシモ、戊辰ノ兵燹一朝烏有ニ屬シ、高キ者ハ夷シ深キ者ハ涸レ、少ク其形ヲ存スル者ハ獨リ本城ノ墟一頃ノミ、而シテ亦將ニ陵夷ニ屬セントス。夫レ此一頃ノ墟既ニ禾黍離々殆ド其舊容ヲ存ゼズ、固ヨリ其陵夷ニ任スベキ者ノ如シ。然レドモ此一頃ノ墟タルヤ、三千藩士忠魂義膽ノ中眞ト爲セシ所ナリ、八萬石民ノ景仰シテ而シテ愛護セシ所ナリ、其之ヲ失ヒシヤ藩士刀折レ彈盡ルノ餘猶其保持ヲ期シ、人民家燒ケ産潰ユルノ後猶其挽回ヲ祈リシ所ナリ、而シテ今其陵夷ニ任ス、豈舊藩士民ノ情ナランヤ、且地方壯觀ナクンバアルベカラズ、市府雅園ナクンバアルベカラズ、居氣ヲ移シ養體ヲ移ス、活潑ノ氣大成ノ志、裡坊雜園ノ間ニ生ジ難シ、今本城墟ヲ保持シ、艸ヲ種エ樹ヲ移シ泉ヲ通ジ池ヲ浚リ石ヲ勒シテ標ヲ建テ、鶯花ノ朝月露ノ夜、考槃逍遙ノ境トナサバ、往時ノ城地樓閣ハ復見ルベカラズト雖モ、庶幾クハ當時其景仰シテ而シテ保持セント欲セシ所ノ者猶存スルコトヲ得、沿傍地方ノ缺ク所ノ壯觀雅園亦興スコトヲ得。凡此ノ墟ニ登ル者ヲシテ、諷詠ノ間遊觀ノ際、往ヲ懷ヒ來ヲ想ヒ、各其感觸スル所ニ隨ツテ其志ヲ發シ、其氣ヲ移サシムルヲ得ンカ。今左ニ長岡城墟保存

公園開設規則ヲ草シ、此墟ヲ保シ此園ヲ開カントス、凡舊長岡領ノ内外ヲ論ゼズ、苟モ感ヲ同ウシ志ヲ憫ムノ諸君ハ、此ノ規則ニ照シ賞ヲ捐テ力ヲ戮セテ、大ニ此舉ヲ賛成セラレントヲ希望ス
明治十四年七月
長岡城墟開園會發起人謹白

規則略ス

發起人は何人であつたか明瞭ではないが、役員は

創立兼廣告掛 長岡 三島億二郎

東京 三間正弘 椰野嘉平

新潟 安田正秀 楨 眞一

會計掛 太刀川文吉 若杉權一

土功掛 椰野 直 松田周平

とあるを見れば、必ずや此等の人々の内に含まれてゐるであらう。

經費は起業費と維持資とに分ち、起業費は約二千圓とし、一時寄附或は勞力寄附等を以て之に充て維持資は一口を一圓として壹萬圓を募り、金主は十ヶ年無利子で本會へ預け、本會は之を第六十九國立銀行に利子年一割預けにすれば、一年一千圓の利益がある、當初の五ヶ年は悉く之を經常費に投じ、六ヶ年目より六百圓を經常費に廻し、四百圓を蓄積するものとすれば年々積む所の四百圓と其利子とを積算すれば十ヶ年の後元金一萬圓を本主に還附するも、猶二千四百四十二圓四錢を剩

す、之を永遠の原資とし、此の原資より生ずる利子二百四十四圓二十錢四厘を以て、第十一年目より將來の裝飾修繕の費に充てんとするのである。
斯くて道路を修め、梅櫻などを移植して風致を整へ、今の公會堂邊に雪月花亭といふ團子屋が出来て、三色團子を出し、稍小公園らしき體裁を備へたので入は之を遊覽場と呼んだ。尋て明治十七年の五六月頃、更に擊石館といふ公會堂式の建物が出来て、各種の會合に使用せられた。

停車場となる——其後の沿革

明治三十年舊北越鐵道線路開通に當つて、停車場として此地を提供する事となつた。

其後三階の高臺も一部分づゝ切崩されて平地となり、名残のお堀も藤田榮松・川上七平・山田熊平渡邊良八等に依て牧野家から買受けられ、北側即ち今の松の湯小路から埋立を開始し、少し後れて南側の堀、續いて西側の堀が埋められてしまつた。公園の消滅と共に團子屋もなくなつて、其跡に寶田石油株式會社が建てられ、同社が大正十年日本石油株式會社と合併して東京に移るや、其建物に金十五萬圓を添へて市に寄附したるを以て、其跡及四周を併せて小公園を形成し、今尙修築中である斯くして天下の大兵を引受けて勇名を轟かした長岡武士の本據たりし兜城趾も、變轉極りなき時潮の波に揉まれて、今は全く其の面影を失ふに至り、外來者をして奇異の感を抱かせて居る。昭和三年長岡市長を會長とする長岡史蹟名勝保存會の斡旋で、石を公會堂前庭に建て、城趾の表示を

したが、今は唯公會堂の裏手寶田公園内に城壘の一塊を存し、其處に天を摩すばかりの一株の大樺の残つてゐるのが、僅かに往時を語り顔である。

第十二節 長岡藩士最後の氣焰

西南の役

茲に復興總記を結ぶに當り、直接之と關聯する所はないが、長岡藩士最後の氣焰とも見るべく、戊辰戰役當時に勝るとも劣らざる長岡武士の意氣を示した一項を附記することを許されたい。即ち彼等が明治十年の西南戰爭に於て官軍に参加して大いに奮戰苦闘した一事である。

明治維新前後佐幕派は薩長兩藩を共同の敵と見做して、大に之を惡んだのであるが、特に薩藩を以て其の巨魁となし、常に薩賊と稱して之を嫉視した。伏見鳥羽の戰爭は討薩論に發端し、徳川脱藩浪士の檄文にも「薩賊奸暴を逞うして、徳川大君を朝敵に陥れ」とあり、輪王寺宮の東北列藩の重臣に賜ひし論告書にも「嗟呼薩賊之懷兇惡」とあり、又奥羽越同盟公議所の布告には「薩賊之兇暴古今其の比を聞かず」といふ、而して河井繼之助は西軍を目して「是れ薩長の賊のみ王師に非るなり」と叫び、長岡恢復戰^{七月二日}の際、大隊長山本帶刀より諸隊に配布した口上書にも亦「此の大亂を作せし薩摩の西郷吉之助^薩が越後へ來て、天下分ヶ目の軍をすると聞きましたか」とありて、薩派に對す

藩士最後の氣焰

薩人狂暴

薩盛の叛亂

藩士の意向

從軍出願

從軍志願

此の怨恨は戰後に於ても相當深刻に銜まれて居つたやうだ。然るに明治十年薩の代表者であり、戊辰役の檜舞臺に立つた西郷隆盛が、縦し如何なる理由あるにもせよ、兵を擧げて王師に抗せりといへば、長岡に在つても舊藩士中血を湧かせし者も多く、國難に赴くは武士の本望、况んや戊辰の役には我々は薩藩に苦められて、西郷は其の參謀であつた、今此の好機會に乘じ一矢彼に報い、以て殉難藩士の亡靈を慰めねばならぬと踴躍したのである。

壯丁徵募
應募

出征者の
意氣

是に於て有志は奮然蹶起して國難に赴くべく相謀り、從軍の儀を願ひ出たが、其の要なしとて却下せられたから、何れも腕を扼し、拳を握つて、空しく西南の天を睨み、從軍の許されざるを遺憾として居た。然るに賊勢益々猖獗にして、官軍屢々苦戰し、動もすれば破れんとするの形勢を示したから、政府は全國に令して數萬の壯丁を徵募する事となつた。是に於て曩きに從軍を願ひ出た舊藩士中の有志六十六名は、時至れりと進んで徵募に應じたが、彼等の多くは戊辰戰後の活計未整はずして窮境に在る上に、出征志願者は皆一家の保護者であるから、其の不在中家族が一層窮乏に苦められるであらうことは、瞭然火を見るが如くであるに係らず、進んで難に赴く者、陛下の御爲舊戰友の爲にする止む能はざる義憤に基づいたものである。士族小畔龜太郎著『父のおもかげ』にいふ

因に龜太郎の父定太郎は此の役の從軍者の一人である

發途二三日前の事である、父の友人淵河某假醉歩來訪した。

淵「今日は篤りと話さうと思ふのだが、どうしても出征のかえ……此間も言ふ通り足下一人缺けたつて敗軍で……もあるまい
……足下の家計がよくなつた事は知つてゐるが、死んだら坐食して通されもしい。

定「イヤ唇いが、家内共も快く承知して呉れたで。

淵「コレお千代さん母のお前さんどうするつもりだ。
母「御親切ありがたう御座います、アノ創傷に助かりましたから、十年延命と思へと申しますので、萬一の事がありましたら、何分……。

淵「コラ豪氣だ……お兒達は十三頭で四人だネ。

定「其談はモリ止めやう……足下大分酔つてゐる。

淵「イヤ酔はぬ……酒は飲んでも心は酔はぬ。

……どうしても……

心忙しき中、五月蠅しと思ひけん、側に架け置ける忠吉傳家のおつ取つて櫛に手を掛け

定「ヤカマシイ……出陣の血祭り……。

聞くや否や、淵河は跣足の儘に跳び出し、三四軒先の某家へ驅込んで

淵「タタ大變だ、救けてくれ……ココ小畔が肥前忠吉で……。

嚇すつもりでの藥が利き過ぎて、狼狽振りのおかしさ、當時の一笑話であつた。

これはホンの一例に過ぎぬが、當時の從軍者の壯んな意氣が想ひやられる。一行の氏名
は(五十音順) 屋井縁の從軍記録に據る

從軍者氏名

青木小藤太	秋原惣三郎	秋山 儔	荒木久三郎	新木好八郎
池田九十郎	伊知地 昇	伊知地 彌五郎	石垣重郎	稻垣林四郎
大竹涼作	太田正弘	大野房五郎	大味傳吉	恩 田 釀
春日信人	加藤 一作	加茂田雄八	木村銀造	九里健三
桑原音藏	小畔定太郎	小林熊次郎	柴崎準太	杉坂義久
杉野 砂	杉野金五郎	杉野辰次	鈴木 等	高倉佐十郎
高野右喜藏	高橋興七郎	田中兵馬	田中 稔	鶴田定次郎
榎野喜代次	榎野鐵男	榎野直彌	遠山庄平	長澤 龜入
永井健三	西原庄三郎	西山勝八	野邊慶藏	野村八十太郎
花輪豹一	深澤永太郎	福島錦次郎	福田平三	堀 三 郎
本藤竹松	増井村八	三浦久作	三間傳三郎	村尾熊太
村井賢次	目黒鎮平	屋井鎮太郎	屋井 縁	矢島鐵次郎
柳町勘平	山内角藏	山本豊太郎	横田大三	脇村 柳七

出 發

四月十八日(十七日、二十日、二十一日、二十二日)此の一團は阪之上校前に集合し、三島億二郎寄贈の清酒を酌み
かはし、列を整へて出發した、多くは三度笠に莫薩一枚といふ扮装で、腰には大刀を帯びて居た。

長岡出發

阪上校・表町校・女紅場の生徒は柳原橋詰まで見送り、沿道は町の人々が兩側に立つて歡送した、中には樽に柄杓を添へて路傍に供するものあり、一行は鬼の首でも取りに行く心持で元氣頗る旺盛なるに、此等の歡送を受けて意氣愈々揚がり、或は刀を抜いて拵舞しつゝ行くもあり、商戸は恐れて店を閉づる者もあつたさうだ。やがて東京に着き警視廳に出頭すると、夫々警部又は警部補、巡查又は巡查心得に任命せられたが、警部に採用せられたのは加藤一作。稻垣林四郎・池田九十郎・横田大三・柳町勘平等であつた。されど長岡舊藩士のみでは少數で一小隊を編制するに足らぬから村上・村松・與板・中條等より應募した者を加へて、一小隊百十九人を組織し、萩原貞固の警視徴募隊に屬せしめられた。

一行は愈々五月十八日東京を出發、汽車に搭じて横濱に着、總員千七百六名、名護丸に乗組んで、海路神戸港に立寄り、藝海を過ぎて、廿一日豊後國嵯賀關に上陸一泊、萩原隊は總員六百餘名で、彈丸硝藥其他軍需品の供給を受け、廿二日先づ白高川を涉り、鶴崎驛を経て、大分縣府内町に一泊翌二十三日野津村から愈々戦地に入り、二十五日から實戦に入つた。

戦 争 略 記

(加藤一作氏の戦
闘日記に據る)

五月二十五日 星山の賊壘を抜き、大砲二門を分捕る。

二十六日 休戦。

二十七日 味日鏡川を越えて進撃す、賊兵險に據り壘を築きて善く拒ぎ、長岡兵先鋒に在りて奮戦大に努むれども、遂に抜くこと能はずして退く。

二十八日 休戦。

二十九日 警視隊陸軍兵と合して、賊兵を古城に討ち大に之を敗る。

六月七日 白杵攻撃の部署をなし、各其の擔當する所に向ふ。

八日 行々賊兵を破りて進む。

九日 進んで白杵城下に迫り、深夜に至るまで砲戦す。

十日 白杵城を抜く、官軍一兵を損せず。

十四日 梅津越・葛葉峠の賊壘を衝いて大に之を破る。

七月十一日 三河内進撃の方向を部署す。

十二日 各方面の官軍行々賊軍を破り、其の兵を合して三河内の口を扼す。

十六日 進んで對馬畑の賊を攻撃し、血戦苦闘して漸く之を逐ふ。偶三河内梅木村背後の山にて鎮臺兵賊と激戦したるが賊兵勢猖獗にして臺兵殆んど危し、依て援を我等に求む、小隊長池田九十郎之を諾し、疾風の如く賊の側面を衝撃して臺兵を救ふ。此役池田は陣頭にあつて最も奮戦したるが、終に敵彈の爲に重傷を被りたれど、屈することなく十分に賊を撃破したる後、佐伯の病院に收容せられ、後十月二日鶴ヶ崎病院に歿す。

八月二日 官軍數隊に分れ、松尾山・尾高地峠・赤木山・高坐禮峠各方面の賊兵を攻撃す、我が長

東京に凱旋

岡兵は後備歩兵第四中隊半中隊と共に、大砲一門を以て松尾山に向つた、激戦數刻官軍の巨礮其聲迅雷の狂するが如く、山海に震動し、其火民舎を焼き烟塵天に漲り白日爲に昏し、賊兵恐怖して悉く古江に遁る。其他の方面の官軍も亦賊を逐うて進み、賊兵皆守を捨て、熊野江に向ふ。十五日 熊野江に進みて陸軍を聲援し。斯く官軍毎戦勝を獲、専ら警備を嚴にして賊鋒を挫折せり。

凱旋

九月廿四日 賊將勢蹙りて城山に自刃し、尋て殘黨を芟滅して賊地悉く鎮定したれば、十月廿四日を以て彼地を引揚げ、汽艦に乗じて廿八日東京に凱旋したるが、十一月七日午前九時吹上御苑に於て天覽を賜はりたる上、解隊式を行はせられ、左の優渥なる勅語を賜はつた。

曩ニ賊勢猖獗ノ時ニ當リ汝等臨機ノ命ヲ奉シ從軍盡力之段朕之ヲ嘉尙ス

式終つて、小隊長以上は瀧見のお茶屋にて拜謁仰付られ、總員七百七十名は酒饌を賜はり、又巡查隊一分隊づゝ御庭拜見を許された。以上加藤氏の記録に據る

斯くて十八日東京を發し、廿四日長岡に歸着した。出發の節六十餘名なりしも、死傷者ありし爲、此日歸郷したるは三十八名であつた。

加藤一作戰鬪略記の卷末に記して云ふ、(抄録)

歸郷

氣留萬丈

今回の勝因は畢竟 聖上の威靈と海陸兩軍の善謀忠戦とに在りと雖、要するに應募士族が能く機に投じ死を致して、協力奮闘するの功に由ると謂はざるべからず。若し此の役に應募の士族なからしめば、斯く速に平定する能はざるのみならず、海内の沸亂分裂更に知るべからず(中略)。當局者苟も士族の功勳の鮮少なからざるを商量せば、固より常に世の士族を食客視すべからざるのみならず、其之を待遇する所以に於ても、亦能く撫綏愛養の道を盡して、造次顛沛之を爪牙に用ふるの術なかるべけんや。是れ舊藩士即ち士族が最後の氣を吐けるものと謂はねばならぬ。

第二章 教育の確立

第一節 焦土に芽ぐむ教育

小林病翁の教育第一主義

庶政僅に緒につき戦後經營正に急なるの秋、盛に學校教育を鼓吹された小林虎三郎等の業績は、實に偉大なものであつた。

偉大の功績

併し當時に在りては、翁等の教育第一主義にも囂々たる非難があつた。一日此等反對の士族連が多數相携へて翁を訪問し「今日一藩上下共に第一に悩む所は如何にして食ふかといふ問題である、然るに食ふに困るものを驅つて教育々々といつて教育に多額の費用をかけるとは何事である」と迫つた。翁は嚴然容を改めて「食はれねばこそ教育するのである」と喝破し、なほ諄々と語をつゞけて「食はれぬからと云ふて子弟の教育を怠つたなら、永久に食はれぬ境遇を脱することは出来ない、將來の大計を考へて忍苦精進するより外に活きる途はない」と諭したので、一同も其の達明に服して復た言ふものがなかつたと云ふことである。

國漢學校の設立

設立の動機 戊辰戦後長岡藩が疲弊困憊を極めた際にも、諸先輩は教育の忽諸に附すべからざるを覺り、小林虎三郎・三島億二郎等の唱導によりて國漢學校を設立し、士族の子弟を集め、四郎丸の昌福寺で明治二年五月から授業開始の運びとなつた。

職員組織 學校長は小林虎三郎で、田中春回・西郷傑・大瀬虎治・田中登大原藏太・稻垣鏡吉・伊知地涵・伊知地元造・高野耕造等が教授の任に當つた。

教科目 教科書は大日本史・日本外史・經書・史類及地球説約・窮理書・博物新篇を用ゐて、國學・漢學・地理・科學等を個別的に教授したのであるが、勿論完備したものではなかつた。然るに翌三年に牧野家の支封三根山藩士四藩から長岡藩士へ見舞として米百俵を寄贈して來た。そこで藩當局は種々評議の末、小林虎三郎の主張を容れ、右百俵を以て學校を新築し必要な書籍・器械等を購入し、學校の組織を改善擴張することに決した。前節の小林虎三郎が「食はれざるが故に教育するのである」云々は實に此の時の一劇面である。

就學奨勵 尙藩廳からは

目下藩の會計極々窮蹙には候へ共、文武の儀は一日休業候へば、後來藩勢の振興一日の遅延を引起し候次第、從五位様に於ても、此段深く御憂慮被爲在候より御家祿内より御出費にて國漢學校建設相成、來る十五日開校に候條、銘々にも右御旨趣厚く相辨へ、艱難中ながら精々出校、奮發勩勵・着實研修其材質を盡し御奉公の基礎相立候様心掛可爲肝要者也
但し十五日九半時より出校可爲平服事

と布達された。
小林虎三郎の言といひ、藩廳の布達といひ、藩の先輩が、如何にして長岡を恢興すべきかに就て苦心焦慮せる血涙の結晶である。

其の後の發展 斯して國漢學校は、今の市役所の位置に新校舎が出来、入學者の範圍も卒族及市

郷の子弟に及び、教科目も國漢學・醫學・洋學・武道と改まり、従つて教授者も前記の外柳野鎌秀（後の直）・鬼頭平四郎・竹垣金五郎・山口深造・渡邊又六郎・長澤矢一郎・田中敬四郎・富士萬衛・九里孫治郎・安田修藏・龜倉東一・小野田伊織・秋山左内・吉田春臺等が新たに任命されて、茲に形式内容共に具備した學校となつたが、同四年八月廢藩置縣と共に柏崎縣の管理に歸し、同時に分養長岡小學校と改稱された。柏崎町に設置の學校を本養といひ、他は何れも單に分養と命名した。

貫市合併の小學校

一方町民側に於ても御一新の今日長岡の振興恢復策として子弟教育の大切なるを感じ星野伊三郎・大橋佐平・太刀川文吉・松田周平等主動者となり明治四年十月長岡町年寄松田周平・間霜治郎・木宮靜一郎等の名義を以て小學校設立の儀を柏崎縣長岡出張所に願ひ出で、其の認可を得、寺子屋の生徒を表四之町なる舊長岡町會所跡に集め、長岡市中、學校又は私學校と稱し、讀書・算術を教授することになつて、其の十二月亦官許の分養となつた、これが表町小學校の前身である。踵いて三島億二郎は大橋佐平・太刀川文吉・松田周平と協議の上、五年十二月士民融和經費節減の目的を以て舊國漢學校の後身なる長岡小學校と、此の長岡市中學校とを合併し、町方の學校に貫市の兩子弟を收容して、之を貫市合併の長岡學校又は長岡分養といつた。

分養の教科目 左記の教科目は素より充分實施せられたとは思はれぬが、遠大の理想に依つて組立てられたもので、充分進歩的であることを示して居る。

上等學			下等學		
算術科	習字科	講究科	算術科	習字科	句讀科
略す	地球略誌、輿地誌、地理全誌、博新編、同補遺、氣海觀瀾廣義	質問、孝經、小學外編、神皇正統記、國史略、十八史略、日誌新聞類涉獵	九歸法	數目、干支、五十韻、いろは、天地之文、地球之文、名頭、苗字	本朝三字經、孝經、大學、中庸
萬國新史、西洋事情	五洲記事、西洋易知錄、西洋開見錄	質問或は輪講、小學內編、論語、孟子、皇朝史略、日本外史、通鑑要	撞除法	村名、日本國名、商賣往來	論語、孟子、日本國名、府縣名
萬國公法	經濟原論、英氏經濟論、西國立志編、國法汎論	涉獵、大學、中庸、左傳、國語、漢書、逸史、保建大記、日本政記、綱鑑易知錄、東華錄	雜	用文章、消息往來	經、易、書經、詩經、春秋、禮記、帝號、年號

分費の經費

一ヶ年出費の大數(支出)		一ヶ年納金の大數(收入)	
一金五百五十六圓	役員給料	一金七百九十一圓	學費
一金四十四圓	役員兼勤手當等	一金百八圓	金
一金百五十圓	書籍料	寄宿生三十六名授業料	
一金百圓	營繕入費	生徒百六十名授業料	
一金五十圓	器械料	半日或は夜學生徒	
一金百圓	諸雜費	授業料五十八名	
		女生徒百九名授業料	
		半日普通半日	
		女工授業料十一名	
總計金一千圓		合計金千二百十五圓三分	

右に據れば、生徒は男子三百五十四人、女子百二十人で、役員も校長が年給七十二圓、教頭が六十圓、幹事が一人三十六圓、教員は三十五圓が六人、三十圓二人、二十圓三人、十八圓一人、合計十五人といへば、仲々の大學校で、經費の一千圓は現今の一萬四五千圓にも相當すべく、教育の振興に關しては、多大の犠牲を拂つたものである。

表町・阪之上兩校の分立 從來貫屬と町家とは全く人情風俗を異にし、且つ生徒將來の志望も相違して居るので、到底劃一教育を施し難き事情あり、偶々明治六年學制の頒布と共に小學制にも變更を來したるを以て、同七年九月貫市組合を解いて長岡市中學校は第三中學區公立第二十一番小學

表町校・
阪之上校・
分立

表町校と稱し、貫屬學校は同十月十五日舊國漢學校跡に分離移轉して、第三中學區公立第二十番小學阪上校と稱し、各教授を開始した。校長は表町校は西郷傑で、阪之上校は秦八郎であつた。

第二節 長岡洋學校の設立(縣立長岡中學校の前身)

設立の動機 明治五年十一月三島億二郎・稻垣林四郎・加藤一作・大橋佐平・星野伊三郎等は相謀り、時の柏崎縣大參事南部廣予の贊助を得て長岡洋學校を設立し、英語教師として藤野善藏を招聘した。是が創立資金は、次節長岡病院と同じく舊長岡藩領の出石(貢米は一俵四斗四升の定め)處を、長岡藩だけは從來の通り運賃・手数料を合算して、四斗七升納入したので、政府からその餘米三升の還附を受けた。拂代金の一部及學費として最寄の町村からの寄附金計四千圓であつた。第二年次には仕拂殘金が五百圓あるだけで經營不能の状態に陥つたが、當局の苦心によつて、長岡町の共有金七千二百二十二圓その他で基本金を作り、その利子と縣の補助金で兎に角引續き經營する事となつた。其後當局の經營よろしきを得て、漸次健實に發達し、完全な中學校となり、幾多の人材を輩出したのである。

縣立となる迄の略沿革 上述の經過を年譜的に記述すれば左の如くである。
明治五年十一月、阪之上の舊政廳跡(今の長岡病院の處)に設立。
同六年五月、柏崎縣出張所跡(今の神谷商店及武藏屋附近)に移轉す。

中學校と
なる迄の
徑路

明治六年九月新潟縣令の方針により新潟學校の分校となる。
同九年七月分校の地位を脱し、假學校の名稱にて十一月まで存続、十二月より古志郡・三島郡の町
村組合立となりて公立長岡學校と稱す。
同十九年五月中學校令の發布により組合立の中學校は認められぬことになり廢校となりしが、私立
長岡學校の名稱の下に授業は一日も廢さずに繼續し得たるは、當時の職員・田中春回・廣井一・
川上淳一郎・長尾平藏・石井重吉・小坂部勇吉・高橋牛三郎等の努力なり。
同二十五年十月公立となり古志郡町立長岡中學校と改稱す。
同三十三年四月縣立に移管、新潟縣立長岡中學校と改稱す。

長岡病院の設立

健康なる精神は健康なる身体に宿り、教育のみ普及しても、人の身体健康ならざれば、活動の源泉
を枯渇せしめるといふ趣旨から、長岡洋學校の設立と同時に、病院を創設すべく計畫されたのであ
る。即ち長岡病院は、舊長岡藩領民が、貢米三升の餘米の一部、金額にして約六千二百五十圓の還
附を柏崎縣廳から受けたので、三島億二郎、加藤一作等の斡旋盡力に依り、之を基本金とし、阪之上
に有つた長岡藩の舊政廳を借受け、これを修理して、明治六年六月二日長岡會社病院と云ふ名稱で
開業したのである。創立當時は凡て縣廳の監督支配の下にあつたが、その年の十月から長岡病院と

改稱し、民營共立的の病院となつた。初代の病院長は、柳野直、副院長は中村桃庵である。
其後組合組織となりしが、當時の基本金は、前記の如く六千二百五十圓で、それが、年々各組合か
ら醸出金その他で、明治二十年頃には二萬圓に達した。そこで同二十三年七月その二萬圓と附近の
土地千六百坪、建物・醫療器械等を土臺として財團法人に組織變更を申請し、同三十四年七月に完
全に財團法人となり、新たに監事を置き維持員の數を増した。
次で大正の初年、病院を改築すると共に、内容の充實に全力を傾け、最近では院長は勿論、各科の
醫長の主なる椅子には各専門の博士を聘し、地方稀に見る大病院となつたが、昭和六年四月三十一
日を以て日本赤十字社新潟支部病院に移管し、茲に六十年の長年月、人類福祉の爲め尊き努力を捧
げた長岡病院は、光輝ある歴史を残して、終を告げたのである。

第三節 市立小學校及幼稚園

初等教育の普及

明治五年六月千手校創立十一月中島に分校を置いた。
十二月士民融和經費節減の目的を以て、長岡小學校・長岡市中學校合併貫市組合長岡學校と稱す
同六年十一月新町校立つ、新町・石内・藏王及古志郡の三ヶ村の組合立である。

明治七年二月川崎校創立。

四月四郎丸校創立。

十一月千手校附屬として、草生津・宮原兩校を設けた。

同十一年千手校附屬宮原校、本校に合併す。

同十二年千手校附屬草生津校、本校に合併す。

同十五年新町校の組合を解き、藏王校を創立したが、石内村は依然新町校に屬す。

同十七年七月中島分校獨立す。

同十九年王内村成立の結果、石内村藏王校の區域となる。

同二十年四月古志郡立高等科長岡小學校創立。

同二十五年四月同校廢止、表町・阪之上兩校に高等科を附設す。

同三十四年六ヶ町村合併、表町・阪上・千手・中島・新町・藏王の六小學校新長岡町の管理に歸す。

同三十七年九月長岡高等小學校を創立し、全市の高等科兒童を分ちて、男兒を本校に、女兒を表町校に收容す。

同三十八年四月中島校を廢止し、其の兒童を千手・表町兩校に分ち收容す。

八月新町・藏王兩校を廢止し、其の兒童を新設の神田小學校に收容す。

大正二年四月中島尋常高等小學校新開、三月限廢止の高等小學校兒童及内川以西の尋常科兒童を收

容す。

大正十年十二月長岡市四郎丸村合併の結果、四郎丸・川崎二校新たに市の管理となる。

各小學校の沿革

阪之上校

阪之上尋常小學校

明治七年九月貫市組合を分離し、第三中學區第二十番小學阪之上校と稱し、今の市役所の位置に於て開校す。

同十二年十一月新潟縣第七中學區第一番小學阪之上校と改稱す。

同十四年八月新潟縣第七中學區第一小學區公立小學阪之上校と改稱す。

同十五年五月裁縫科を加設し高等科を設く。

同十六年十一月文部省より一等獎勵品を賞賜せらる。

同十七年三月宮内省より幼學綱要一部下賜せらる。

同十八年五月古志郡第一小學區公立阪之上小學校と改稱し、學校等位を高等と指定せらる。

同二十年四月新潟縣古志郡町立尋常科阪之上小學校と改稱す。

備考

此の時制度上長岡及栃尾に、古志郡立の高等科小學校を立て、郡内全部の高等科兒童を收容することとなり、長岡に於ては、始め表町校の一部を借館して之に充て、尋いで校舎を

阪之上町現五尊文庫の前側に新築したが、同二十五年三月再び制度の改正に依つて之を廢止した。名稱は古志郡立高等科長岡小學校。

明治二十年九月控所兼雨天体操場五十坪を増築す。

同二十一年四月温習科を加設す。

同二十二年十月校地三百十八坪を擴め、二階建二十四坪を増築す。

同二十五年四月長岡本町尋常小學校と改稱し、温習科を廢し町立高等小學校を設置す。

同年十月二階建六十六坪を増築す。

同二十八年三月裁縫科を廢し、英語及唱歌科を加設す。

同年四月高等科を併置し、長岡本町高等小學校と改稱す、本縣併置校の始めなり。

同二十九年八月二階建教室及便所五十五坪を増築す。

同三十四年十一月附近六ヶ町村合併と共に長岡町と稱し、校名も長岡阪之上尋常高等小學校と復舊す。

同三十七年九月高等科の併置を解き、男兒童を新設高等小學校へ、女兒童を表町校へ移す。

同三十八年十一月三日 御眞影拜戴(明治天皇)

同三十九年四月市制施行の結果、校名に市立を冠す。(各小學校共通)

同四十二年六月トラホーム治療を開始す。(各小學校共通)

大正六年十月十一日 御眞影拜戴(大正天皇)

同九年五月改築工事中の校舎焼失す。

同十年六月新校舎改築落成す。

同十一年四月商業補習學校初等科生徒を収容す。

昭和四年一月一日 御眞影奉安殿落成、奉遷式舉行。

但し該奉安殿は渡邊政及學區有志の寄贈になつたのである。

同六年四月十五日 御眞影拜戴。

表町尋常高等小學校

明治七年九月貫市組合を分離し第三中學區第二十一番小學表町校と稱す。

同九年二月裁縫科を加設す。

同十年現位置に新築。

同十一年九月二十二日 明治天皇御巡幸行在所に充てらる。

同十三年十一月新潟縣第七中學區公立第二番小學表町校と改稱す。

同十四年四月學齡未滿の幼稚科を附設す。

同十四年八月新潟縣第七中學區第二小學區公立小學表町校と改稱す。

同十五年五月二階建教室三十二坪を増築す。

明治十六年十一月文部省より二等獎勵品を賞賜せらる。

同十七年三月宮内省より幼學綱要一部下賜せらる。

同十八年五月古志郡第二小學區公立表町小學校と改稱す。學校等位を高等と指定せらる。

同二十年四月新潟縣古志郡町立尋常科長岡町小學校と改稱す。

同年同月古志郡立高等科長岡小學校新設に付校舎の一部を貸與す。

同二十一年四月温習科を加設す。

同二十二年八月教室及控所八十坪を増築す。

同二十三年九月二十二日 御眞影拜戴(明治天皇)

同二十五年四月長岡町尋常小學校と改稱し、温習科を廢して、町立高等小學校を設置す。

同二十八年四月高等科を併置し、長岡町尋常高等小學校と改稱す。

同年七月二階建二十四坪を増築す。

同三十四年十月教室二百餘坪を増築す。

同三十四年十一月町立長岡表町尋常高等小學校と改稱す。

同三十七年九月高等科男兒童を新設高等小學校に移し、全市高等科女兒童を本校に収容す。

同四十五年二月十一日學校長小野塚貫吉文部省より選獎せらる。

大正二年十月校舎改築落成す。

大正二年十月學校長小野塚貫吉奏任官を以て待遇せらる。

同六年十月十一日 御眞影拜戴(大正天皇)

同十一年四月女子實業補習學校生徒を収容す。

同十五年十月 御眞影奉安殿落成す。

但星野伊三郎の寄贈になれるものなり。

昭和六年四月十五日 御眞影拜戴。

千手尋常小學校

明治五年一月千手町有志者長恩寺を借受け、寺小屋生を集めて教授を開始す、尋いで北千手に新築して移る。

同七年十一月草生津・宮原の兩校を附屬として設立す。

同九年七月二階建十四坪を増築す。

同十三年十一月新潟縣第七中學區公立第三番小學千手校と改稱す。

同十四年八月新潟縣第七中學區第三小學區公立小學千手校と改稱す。

同十七年三月宮内省より幼學綱要一部下賜せらる。

同十七年七月初等科中等科の上に高等科を設く。

同十八年五月古志郡第三小學區公立千手小學校と改稱す。學校等位を高等と指定せらる。

明治二十年四月新潟縣古志郡村立尋常科千手小學校と改稱す。

同二十九年二月新川以南を千手小學校の區域となし、組合立とす。

同三十二年四月二ヶ年の補習科を附設す。

同三十三年四月二ヶ年程度の高等を設置、組合立千手尋常高等小學校と改稱す。

同三十四年四月高等科の修業年限を四ヶ年に延長す。

同三十四年十月新校舎の改築落成し、現位置に移轉す。

同三十八年十一月三日 御眞影拜戴(明治天皇)

同四十二年四月六教室を増改築す。

大正元年九月颱風の爲め六教室倒壊す。

同二年八月復舊校舎落成す。

同十一年一月六教室を増築す。

同十一年六月創立五十周年記念として校歌及校旗を制定す。

同十四年九月八教室及南運動場を増築す。

昭和二年六月八教室及西舎を増築す。

同二年六月 御眞影奉安殿落成す。

但外郭は學區有志の寄贈による。

舊長岡高等小學校

昭和三年四月學校長南雲精二奏任官を以て待遇せらる。
同六年四月十五日 御眞影拜戴。

舊長岡高等小學校

明治三十七年九月各併置校の高等科男兒童を収容して玉藏院町に新設す。

大正二年三月廢止し兒童全部を新設中島尋常高等小學校に移す。

舊中島尋常小學校

明治十七年七月草生津校の分校たりしが獨立す。

同二十九年新川以北を學區とし組合立とす。

同三十八年三月廢止し兒童を表町校及千手校に収容す。

舊新町尋常小學校

明治五年一月新町・石内・藏王・永田・堀金の諸村共同し、新町長福寺を假校舎として新町校を創設す

同七年十一月長福寺北隣に新築して移轉す。

同十年新町一丁目に校舎を新築して移轉す。

同十四年十二月新町外五ヶ村の組合を解き、新たに新町・石内の二ヶ村の組合立となる。

同三十二年三月自火燒失、長福寺を借館して假教室となす。

同三十四年九月新校舎落成す。

舊新町校

舊中島校

明治三十八年九月廢止、兒童を新設神田尋常小學校に収容す。
舊藏王尋常高等小學校

明治十五年一月金峰神社の拜殿を假校舎として創設す。

同三十四年四月二ヶ年程度の高等科を併置す。

同年九月新築校舎落成す。

同三十八年九月廢止兒童を新設神田小學校に収容す。

神田尋常小學校

明治三十八年九月藏王・新町兩校及神田二三之町・東神田・西神田・長町・北中島等の全部若しくは一部の兒童を収容して西神田町に創設す。

同三十九年十一月一日 御眞影拜戴(明治天皇)

同四十一年四月校舎狹隘の爲め、舊寶田會社製罐場を假教室とす。

同四十一年四月長岡幼稚園幼兒の一部を収容す。

同四十二年五月増築工事成す。

同年六月特別學級を附設す。

大正元年九月颱風の爲め北校舎二階建約百八十坪倒潰す。

同二年十一月北校舎新築落成す。

大正六年十月十一日 御眞影拜戴(大正天皇)

同十年二月校旗及校歌を制定す。

同十一年四月工業補習學校初等科生徒を収容す。

同十四年舍外運動場を擴張す。

昭和四年五月 御眞影奉安庫を設備す。

同六年四月十五日 御眞影拜戴。

中島尋常高等小學校

大正二年四月長岡高等小學校兒童及上中島町・大工町・山本町等の尋常科兒童を収容して、上中島町に新設す。

同四年十一月十六日 御眞影拜戴(大正天皇)

同十二年舍外運動場を擴張す。

昭和四年五月 御眞影奉安庫を設備す。

同六年四月十五日 御眞影拜戴。

四郎丸尋常小學校

大正十年十二月市村併合の結果市立となる。

同十一年十一月北校舎六教室を増築す。

昭和二年三月舎外運動場五百七十餘坪を増加す。
 同三年四月高等科を川崎校に移し、尋常科特置となる。
 同三年十一月東舎二階建八十五坪及附屬建物を増築す。
 同四年五月 御眞影奉安庫を設備す。
 同六年四月十五日 御眞影拜戴。
 川崎尋常高等小學校
 大正十年十二月市村合併の結果市立となる。
 同十二年校舎一部増築竣工す。
 昭和三年四月新校舎竣工し、現在の位置に移轉し、學區を擴張し袋町・長町・替古町・東神田町等を
 含みなほ高等科一學級を併置し、合計九學級組織となる。
 同三年四月 御眞影奉安殿落成す。
 同四年四月十一學級編成となる。
 同六年四月十六學級編成となる。
 同六年四月十五日 御眞影拜戴。

學齡兒童
小學校現況

學齡兒童 就學兒童 學齡兒童 計	不 就 學 兒 童		就 學 兒 童		學 齡 兒 童		昭 和 元 年
	計	女	男	計	女	男	
九九・八五	一四	七	七	九、三〇〇	四、六七六	四、六八三	昭 和 二 年
九九・八六	一三	一	一二	九、三九五	四、六六七	四、七四〇	昭 和 三 年
九九・八七	一二	五	七	九、四七四	四、七五五	四、七六二	昭 和 四 年
九九・八七	一三	六	七	九、七五八	四、八七三	四、八八〇	昭 和 五 年
九九・六六	三四	二〇	一四	一〇、〇九六	五、〇七八	五、〇三二	

小學校概観

費育教	級學一 級童兒	級 學		在籍 兒 童	校 學 小		昭 和 元 年
		高 尋	高 尋		尋 常	尋 常	
市 費	高 尋	計	等 常	計	尋 常	尋 常	昭 和 二 年
一 月 平 均	等 常	計	等 常	計	尋 常	尋 常	
一三、七、一、一七	五八 六四	一〇四	一〇四	七、五三六	七 三 四	七 三 四	昭 和 三 年
一八、三六〇	一八 四	一〇四	一〇四	七、六四九	七 三 四	七 三 四	
一四、二、三〇	一六二、四九二	一〇八	一〇八	七、七五八	七 四 三	七 四 三	昭 和 四 年
一四、二、三〇	二一、二四〇	一四	一四	七、九三一	七 四 三	七 四 三	
一六、五〇〇	一四八、八九七	一三三	一三三	八、一八五	七 三 四	七 三 四	昭 和 五 年
一六、五〇〇	一九、一九〇	一五	一五				
一七、二六〇	一五九、九三三	一六	一六				
一五、五七〇	一九、三〇〇	一六	一六				
一四、一〇八	一五〇、三一六	一三	一三				
	一八、三六五	一六	一六				
	一四、一〇八	一三	一三				

學校別一覽 (昭和五年末)

學	在籍兒童數				創 立 年 月	位 置	校 地 坪 數	校 舍 坪 數	屋 外 運 動 場 坪 數	市 立	小 學	校
	高 等	尋 常	女	男								
表町尋高	一八	一〇九	五三六	五三六	明治六、三	表町四丁目	一、二四九	五九三	市	立	校	
中島尋高	一二	七四九	三八七	三八七	大正二、四	上中島町	三、〇二七	一、三五〇	市	立	校	
川崎尋高	一一	五七六	三〇八	三〇八	明治七、二	川崎町	三、六三五	一、二五二	市	立	校	
坂之上尋	一九	一〇九九	五五八	五五八	明治七、〇	東坂上町	二、五九六	一、一七六	市	立	校	
千手尋	二四	一四九八	七五一	七五一	明治五、六	千手町	二、九三九	一、四〇〇	市	立	校	
神田尋	二四	一五九九	七九六	七九六	明治六、九	西神田	三、五四九	一、三二九	市	立	校	
四郎丸尋	一一	六六〇	三三五	三三五	明治七、四	四郎丸町	一、五八二	九九〇	市	立	校	
附屬	一六	二五五	一三五	一三五	明治三、九	東神田町	六〇〇	六〇〇	市	立	校	
		三九	三三五	三三五		本校分と併			市	立	校	
		三九	三三五	三三五		本校分と併			市	立	校	

級		一尋學級常		一高學級尋	
平均	最少	平均	最少	平均	最少
六四	六〇	七一	六一	五二	六七
五四	四八	五七	六二	四七	六〇
五〇	四六	六二	五二	三三	六二
			五八	五〇	七三
			六二	五五	六九
			六七	六二	七二
			六〇	五〇	七七
三九	三九	三九	四三	三七	四六

家庭就學

特別學級

特別學級 貧困で到底修學し能はぬ者及どうしても弟妹の子守をせなくてはならぬ家庭にある學齡兒童をして、不完全ながらも日常須知の教科を授ける目的で、明治四十二年六月一日から、各小學校に特別學級を設け、後千手・神田兩小學校内に纏めて繼續してゐる。子守兒童を主とし、藝妓見習兒童も加はつて、一時は可なりの數に及んだが、其後藝妓見習兒童は私立白茅學園へ収容され現在では萬止むを得ぬ者の少數を収容してゐるのである。

白茅學園

白茅學園 本園は將來藝妓志望の子女で、その技藝習得上、時間的に到底一般小學校の教科を履修し能はぬ者を収容し、日常必須の學科を授けるのが目的である。
大正十四年四月千手・神田兩小學校内の特別學級より分離し小學校令第三十六條により、長岡市長

現在兒童數

の許可を得て長岡藝妓屋組合で獨立經營し、同年五月十五日から授業を開始して今日に至つたのである。市よりは毎年二百圓の補助金を交附して居る。
現在兒童數 (昭和五年末)

學級數	教員數	男兒		女童		計
		數	數	數	數	
神田校特別學級	二		一	一七		一八
千手校特別學級	二		一	二〇		二一
私立白茅學園	一			二二		二二

幼稚園

長岡の幼稚園

長岡市に於ける幼稚園の嚆矢 當市には三ヶ所の市立幼稚園と、二ヶ所の私立幼稚園とがある。明治三十四年四月縣立長岡女子師範學校が新潟より當地に移轉した時、附屬として設けられた幼稚園が市内に於ける最初である。最も明治十四五年頃表町校に於て、其の筋の認可を得、幼稚科なるものを置いて、學齡未滿の幼兒を收容して教育を施した事があるが、全く其の趣旨を異にするので幼稚園とは言はれない。

市立幼稚園

市立幼稚園設立 明治三十八年九月阪之上小學校の一部に始めて保育年限一ヶ年の市立の幼稚園

を設立したが、阪之上校の校舎が狹隘で収容に困難となつたので、明治四十二年四月比較的餘裕ある千手校及神田校へ分割して収容し、南幼稚園及北幼稚園と改稱し、大正七年十一月北幼稚園は神田校敷地内に獨立園舎を建築した。後大正十五年四月縣立女子師範學校附屬幼稚園を市立に移管し東幼稚園と稱した。

私立長岡中央幼稚園は昭和四年一月二十二日御大典記念事業として山田武雄、小秋元三八吉、桐生茂、小澤錦十郎四氏より設立の申請をなし、同年二月二十七日設立認可となり四月十日開園式を舉行したものである、又私立袋町幼稚園は昭和四年十一月市内袋町なる加特力教會の附屬事業として設立せられたもので翌五年四月三日開園した。

現況 (昭和五年末)

園名	位置	創立年月	保育年限	組數	保母數	幼兒		經費	幼兒一人當
						男	女		
市立南幼稚園	千手校内	明治三八、九	一年	三	三	三八	四九	二、三六九	二七、二三
市立北幼稚園	神田校内	同上	一年	三	三	四一	三五	二、二九一	三〇、一四
市立東幼稚園	附屬校内	明治三四、三	二年	二	二	三八	三二	一、八六八	二六、六九
私立中央幼稚園	私立實女校内	昭和四、四	一年	二	四	二五	四〇	一、五六七	二四、一一
私立袋町幼稚園	袋町加特力教會内	昭和五、四	三年	二	二	一二	五	四〇〇	二三、五三

第四節 官公私立諸學校

沿革の大略

學校の順序は創立順に依る

縣立長岡中學校
 明治三十三年四月古志郡町立長岡中學校縣營に移管せられ、新潟縣立長岡中學校と改稱す 長岡洋學校の條参照
 大正三年三月自火燒失。

同五年四月校舎新築落成す。

同七年より昭和二年まで十數回の増築をなす。

同十三年十二月 御眞影奉安殿落成す。

昭和二年六月屋外運動場九千二坪竣成す。

私立長岡産婆學校

明治三十一年七月十五日創立表二ノ町に開校、同四十三年四月財團法人長岡病院の經營となり其構内に移つた。

同病院の經營で、之と並立して看護婦講習所がある。明治四十年七月の創立で、大正五年四月から、新潟縣指定講習所となつた。

私立露外費

市内寺町長永寺住職本曾惠禪は、弘化二年家塾を開き、僧侶には宗乗を、在家の子弟には漢籍を授け専ら人格の陶冶に努めた。特にその室操子よく夫を扶けて、子弟教授の任を盡した。次いでその長女展子もまた講座に加つた。

即ち明治初年頃の同費は、惠禪は宗乗を説くと共に漢籍の疑義に釋明を加へ、専ら高等研究科を擔當し、室操子は五六歳から十五・六歳の生徒に、誦經と漢籍の素讀を授け、幼年科を受持ち、展子は専ら經史の講義に従事したのである。實に一家悉くが献身的教育家の集團の觀があつた。從て信念の堅い躬行實踐的な幾多の人材を養成した。その後息惠然が承繼して僧俗男女子弟を集めて佛學及和漢學の教授を續け、明治三十二年十一月には、文部省私立學校令に據り認可を得て今日に至つて居る。

長岡女子師範學校

縣立長岡女子師範學校

明治十二年七月新潟學校師範部の分場として新潟に創立、同三十三年四月一日新潟縣立女子師範學校として獨立し、翌三十四年五月十六日長岡の新校舍に移轉す、同時に附屬小學校・附屬幼稚園も附設せらる。同三十九年四月一日名稱に長岡の二字を加ふ。四十二年四月第二部を創設して、從來のものを第一部と稱し、大正十五年五月專攻科を置く。

爾來年を閱する事三十餘年、縣下初等教育の爲め幾多の女子教育者を養成して、今日に及んで居る

長岡高等女學校

縣立長岡高等女學校

明治三十五年六月古志郡立を以て認可せらる。

同三十六年五月新町の新校舍に於て開校。

同四十年四月移管されて縣立となり、爾來屢々校地の擴張・校舍の増築が行はれて、現在の如く縣下有數の規模となつたのである。

縣立長岡聾啞學校

長岡聾啞學校
前身は私
立長岡盲
啞學校
過設立の經

當市山本町金子徳十郎は一子進太郎が幼時疾病の爲め、不幸聾啞となつたので、その將來に付いて多大の考慮を拂つた事が機縁となり、且つ當市出身である東京盲啞學校長小西信八の勸告もあり、盲啞學校設立の決意を固め、爾來市内に於ける盲啞者の數を調査し、或は暑中休暇を利用し、盲啞教育に關する講演會を開催して特殊教育の眞價を一般に鼓吹したり、又教育課程其他一般經營に關する調査を委嘱したり、或は盲啞者父兄と懇談する等周密なる調査と準備を進めると共に、一方經費五ヶ年分の豫算二千圓を有志に於て醸出することの承諾を得、明治三十八年二月評議員三十名を推薦囑托し、其の決議により同二月四日金子徳十郎の名義を以て、設立の稟請をなし同十日付認可の指令を得たのである。かくて同三十八年四月十五日阪之上校の一部を借館して開校式を舉行した教師には小西校長の推薦で高取易太郎が就任し、在籍生徒は啞生七名盲生六名であつた。

設立

明治三十八年十月十八日に遠來の生徒の爲めに、舊中島小學校の校舎を借受けて之れを寄宿舎に充てた。

同四十年四月縣及市から補助金各三百圓の交付を受けた。

同四十年七月五日閑院宮殿下・同妃殿下御來岡の際、啞生長谷川イキの發音を聞召されて御感詞を賜はつた。

同四十二年一月文部省から百圓賞賜、同二月内務大臣から助成金二百圓交附された。

同年度から縣市補助金各五百圓に増額、後更に七百圓に増額された。

同四十三年三月學校成績優良の廉で、本縣知事から百圓賞賜され、次いで内務大臣から助成金百圓の下附及七月古志郡から百五十圓の寄贈を受けた。

同四十四年二月から大正四年迄五回に亘り、内務大臣から助成金として合計八百圓の下附を受けた。

大正九年二月特別の思召で、宮内省から金三百圓の御下賜を受けた。

同九年七月阪之上舊校舎の用材を以て、上中島町に校舎を新築してそこへ移轉した。

同十一年四月一日盲啞教育令發布の結果、縣立に昇格し縣立長岡聾啞學校と改稱し今日に至つたのである。

縣移管

私立長岡高等家政女學校

長岡高等家政女學校

明治三十八年十二月齋藏由松は、女子の教員志望者の爲めに、準備教育を施す目的で、長町一丁目を開館し、翌三十九年東神田町に移つて齋藏女學館を設立し、後漸次擴張して裁縫科を特設し、女子中等教育の爲めに盡した。

大正十五年四月には、實業學校令の規程に基き、其の組織を改善し、文部大臣の認可を受け、高等家政女學校と改稱した。

昭和二年十二月、其の卒業生に對し、本縣から、小學校准教員及裁縫科專科正教員無試験檢定の特權を附與せられた。

縣立長岡工業學校

明治三十四年九月二十七日創立を認可され、同三十六年度から授業を開始した、縣立村松工業學校は當時十日町に在つた新潟縣立染織學校と共に、同四十二年度限り生徒の募集を停止し在學生徒の卒業と共に兩校は自然廢止となり、一方同四十二年二月二十五日、文部省告示を以て長岡市東千手町に縣立工業學校を設立することとなつた。但し校舎建築までは村松工業學校校舎の一部を借用し、職員も全部兼任の形式を以て同年四月十六日染織科及機械科生徒を收容して授業を開始した。

明治四十四年四月、長岡市東千手町の新築校舎へ全部移轉して、縣立工業學校と稱し、同月二十日から授業を開始した。同年五月應用化學科を設け、同四十五年四月には、土木建築科を増設したが

長岡工業學校
縣立村松工業學校
縣立十日町染織學校
縣立長岡工業學校

當科は大正二年度限り生徒を募集せぬことになり、在學生の卒業と共に自然廢科となつた。大正八年四月には、新たに電氣科及專修科を増設し、大正十年其の校名に「長岡」の二字を加へ、昭和三年には講堂の新築成り今日に至つて居る、因に同校は縣下唯一の工業學校であり、従つて入學志願者の數多く且つ卒業後の就職率宜しく、殆んど全國至らぬ處なき狀況である。

縣立長岡商業學校

明治四十三年二月十四日の市會は市立商業學校設立を可決し、同年三月十四日文部大臣の認可によつて四月から開校し、四月三十日に授業を開始した。

校舎は玉藏院町の長岡高等小學校の一部を借館して開校したのである。初年度の生徒は二學級で六十二人であつた。

大正二年三月三十一日限り、長岡高等小學校が廢校となつたのでその校舎全部を使用することになつた。

大正十一年十二月には校舎を中島地内に移轉し、校舎・校地は擴張され、ますます發展し、生徒數も十學級の五百名定員となつた、處が昭和二年二月十六日、火災で殆んど全部烏有に歸し、昭和三年四月新校舎落成して、縣立に移管し現在に至つたのである。

私立長岡高等實業女學校

長岡商業會議所總會の決議で、明治四十一年三月、地方女子に實業教育を授くる目的の下に設立さ

れた女子技藝講習所が本校の前身である。但し設立者名義は、渡邊藤吉、澁谷善作兩氏であつた。

其後、商業會議所から補助金を出してその改善に努め、同四十五年長岡實業女學校と改稱し、爾後現校長小澤錦十郎の熱心經營に依つて漸次盛大となつた。大正二年には縣及市の補助金を受け、益々隆運を見、大正十年に財團法人組織に改めた。

大正十五年一月二十六日、實業學校令職業學校規定に基きて、組織を變更し其四月より實施の件、文部大臣より認可せられ、昭和二年十一月三十日、長岡高等實業女學校と改稱した。

其卒業生は小學校准教員及裁縫專科正教員無試験檢定の特權を得て居る。

私立長岡夜間中學校

市内千手町三丁目眞照寺住職山岸綜貫は、正規の中等教育を受け得ぬ青年の爲め、同寺院内に夜間中學校を設立し、大正十二年九月から授業を開始して今日に及んで居る。

長岡高等工業學校

長岡商業會議所が、明治三十九年十二月、始めて、高等工業學校設置の建議を爲したる後、長岡市も之が設置の建議を爲し、爾來兩者協力、屢々之れが實現に努め、且つ牧野子爵・橋本貴族院議員等在京有力者の援助もあり、尙ほ多額の地元負擔を辭せざる旨をも上申し、漸く目的を貫徹し、大正十三年四月から開校を見るに至つたのである。

本校は電氣工學・機械工學・應用化學の三科を置きて、修業年限は各々三ヶ年である。なほ本科の

外に、研究生・選科生・聴講生及別科を置く場合もある。
同校の沿革の概略を表記すれば次の如くである。

大正十二年十月勅令第五〇一號を以て文部省直轄諸學校官制を改正し、本校の設置を公布せらる。

同十二年十一月東京高等工業學校教授福田爲造校長に任命せらる。
同十三年一月文部省告示第一號を以て本校の位置を新潟縣長岡市四郎丸に定め、大正十三年四月か
ら授業開始の旨公示せらる。

同十三年四月十二日第一回入學宣誓式を舉行す。

同十三年九月第一期第二期工事落成す。

同十五年一月本校々舎第三、第四期工事落成す。

同十五年十一月新築校舎落成に付開校式を舉行す。

同十五年十二月科學工業博物館成る。

昭和二年一月第五期工事落成す。

同三年四月附設科學工業博物館に於て化學工業展覽會を開催す。

同三年九月文部省の委嘱により成人講座を開設す。

同四年三月集會所建築工事落成す。

同四年四月附設工業博物館に於て電氣展覽會を開催す。

長岡盲學
校

昭和四年十月文部省の委嘱により成人講座を開設す。

同五年四、五月附設工業博物館に於て機械展覽會を開催す。

縣立長岡盲學校

私立長岡盲啞學校が、大正十一年四月縣立に移管され、啞生のみを收容し、縣立長岡聾啞學校となつた時、特に盲生は、その卒業迄引續き同校内に於て教育される事になつたが、中越の盲人等其の不便を愬へ、屢々縣當局に歎願する所あり、終に昭和三年三月文部省告示第一一號を以て新たに新潟縣立長岡盲學校が設置され、その四月から縣立聾啞學校内で開校することになつた。修業年限は四ヶ年で、教科目は修身・國語・英語・數學・理科・解剖生理・病理衛生・鍼灸按摩・マツサーヂ・体操で女子の爲めには、家事・裁縫を加へてある。
以下一括して、設備及現況を述べる。

設 備 (昭和五年末)

種別	位 置	創立年月	校地坪數	校舎坪數	教室坪數	屋 外 運 動 場	經 費
長岡高等工業學校 長岡女子師範學校	官立 縣立	四郎丸町 東神田町	大正二、一二 明治三三、四	一八、〇〇〇 八、三九八	三、四六二 三、七〇七	一、一六五 五二八	五、〇〇〇 一、四三四 二八四、七一九 七〇、二二〇

第五節 廢校になつた各種學校

左記の各學校は長岡の復興に貢献すること、頗る多大なものがあつたが、種々の事情に依り廢校の止むを得ざるに至つた。茲に其の畧沿革を留めて追懷の種とする。(記述は設立順)

誠意塾

誠意塾

誠意塾は高橋竹之介の家塾である。高橋は竹介と號し南蒲原郡中之島村字杉の森の人、幼より學を好み、出て河野鐵兜・森田節齋・日柳燕石・鹽谷甲藏・古賀謹一郎等の門に歴遊し、氣節を以て聞え戊辰の變、身を挺して王事に奔走したが、明治十四年帷を長岡に下して漢學を教授し、同十六年には宿舍を増築し、誠意塾と稱した。爾來地方素封家の子弟で來り學ぶ者が年々増加し、同三十四年閉塾迄の間に、及門の子弟六百餘人に及び、學就り業を終へ、郷黨の師表と仰がるる者も鮮くないと云ふことである。

農學校
(觀農場)

縣立農學校

新潟縣農學校の長岡に設立せられたのは、明治十八年七月で、同二十四年三月には廢校されたのだから、これも短日月のものであつた。

これより先新潟にあつた新潟縣勸農場廢止の空氣が縣會で濃厚となつた時、この存續論者は機鋒一轉の方法としてこれを長岡に移轉し、農學校とする事を提議し、それが可決されて前記の如く開校

縣農事試驗場

女子中等教育

を見たのである然して廢校後は同校卒業生を中心とした越佐農友會がその校具農場を借受け、兎に角繼續し、それが幾曲折を経て明治二十八年三月に縣立農事試驗場となつたのである。

私立女學校

明治十九年男子中等教育と並行せしめる爲私立長岡學校教師廣井一は田中春回と謀り、其の學校の一部を借りて私立女學校と稱し、女子の爲に英・漢・數の三科を教授した。これが長岡に於ける女子中等學校の嚆矢であつたけれども、時運未だ至らず、幾ばくもなく廢止した。

仙巖學園

仙巖學園

市内石内實相庵主中村仙巖尼は、當時に於ける女子教育に慊焉たるものあり、明治二十年九月自庵内に仙巖學園を設け、午前は裁縫、午後は學課(修讀書算唱等)を授け、又一週一回觀音經の訓讀と佛教唱歌を諷唱し、女子必須の智識技能を授けると共に、佛教的信仰を得しむる目的であつたが同二十三年には場所が狹隘となつたので、觀光院町の救世院跡現野木巷八郎氏の邸に移り、後同二十八年には北魚沼郡小出町に移轉した。それが今の尼僧學林である。

私立長岡女學校

私立長岡女學校

明治十三年表二ノ町の星野嘉保子は自宅で一般子女の爲めに裁縫教授を開始した。これが私立長岡女學校の前身であるが、追々教を受くる者が多くなつたので、同二十二年三月には、これを組織立て、女大學主義の私立長岡女學校を設立したが、同三十年十月不幸類焼の厄に遇ひ、一時大工町法

藏寺を借りて教授を繼續し、翌三十一年九月觀光院町の假校舍に移り、三十三年十月校舍新築落成して、茲に特色ある女子教育の道場として良家の子女の入學する者が多かつたが、然し時代の進運と女子教育の普及と共に、經營上困難を來し大正十年三月終に廢校した。なほ同女史の功績は悠久山頭の銅像と共に永く後世に傳はることであらう。

私立實業學校

刈羽郡上小國村の素封家山口權三郎は夙に我國の興隆は實業教育の振興に依らざるべからずとの意見を持つて居たが、明治二十二年に歐米を視察し、歸朝後私財を投じて長岡阪之上町元古志郡立高等小學校の空舎を借館して假校舍とし自ら校長となり、農學士荒井寅治を教頭に聘し、同二十五年十一月一日開校した。學科は男子部は農業・染織・木工の三科で、女子部は裁縫・刺繡・編物の三科で、それに修身・讀書・習字・算術等の普通科を加へたもので、第一期の入學生は男子十八名・女子十名であつた。

其後校舍を玉藏院町に移轉改築し、農業實習地を擴張したりして、着々設備の改善・内容の充實に盡したが、時運尙早の爲めか入學者の數が年々減少し、到底豫期の目的を達する事が出來ないと認め、同三十一年三月第四回の卒業生を出したのを終期として閉校した。

第六節 實業補習學校、青年訓練所

實業補習學校

私立實業補習夜學校

明治三十九年四月私立長岡實業補習夜學校の設立せられたのが當市に於ける補習學校の濫觴である。本校は山田武雄首唱の下に、商工業に従事せんとする者に必要なる學科を教授するを目的として設立せられたもので、經費は市内有志の寄附金と、市の補助金と授業料の收入とで、毎年一千圓以上を支出した。修業年限二ヶ年生徒の定員は百名、當時の高等小學二學年（今の尋常六年）修了者を入學させて、普通科目修身・國語・算學・法制・經濟大意と商工科目として簿記・商事要項・製圖及器械を教授した校舎は最初表町小學校の傍なる舊長岡町役場跡今は廢却を充用したが、一ヶ年の後、長岡商業會議所敷地内に校舎を新築移轉して、爾來明治四十三年まで繼續した。同年四月市立長岡商業學校が創設せられると長岡商業補習學校も附設せられたので、前記夜學校は廢止となつた。

市立補習學校の設立

歐洲大戰後當局は我國の現状に鑑み、實業教育の普及が緊切であるとし、極力之が設立を獎勵し、大正九年には省令を以て規定を發布し、縣も亦同年施設要項を訓令したので、市は同十年四月から補習教育の大擴張を行ひ、阪之上小學校に初等科商業補習學校を、神田小學校に初等科工業補習學校を、表町小學校に女子補習學校を、商業學校に高等科商業補習學校を、縣立工業學校に高等科

工業補習學校を各附設し、なほ農業補習學校を川崎小學校へ委託して各開校し、以て今日に至つて居る。

現況 (昭和五年末)

校名	校位置	創立年月	修業年限	學級數	生徒數	職員數	教科目
商業補習學校	阪之上校内	大正一〇、四	初等科二年	四	一一二	二	修、公、國、數、珠、體
實業家政學校	表町校内	大正一〇、四	前期二年	三	五一	七	英、國、商、簿、家、數
工業補習學校	工業學校内	大正一〇、四	機械科二年	二	五七	八	修、國、商、簿、製、理、機、學、英、數、圖
神田工業補習學校	神田校内	大正一一、四	初等科二年	二	八一	八	修、國、商、簿、製、理、機、學、英、數、圖
農業補習學校	川崎校内	大正六、六	高等科二年	一	八六	四	修、讀、算、農、業

青年訓練所

沿革

大正十五年四月十九日勅令第七十號に基き、市内七ヶ所に青年訓練所を開設し、昭和三年中島及阪之上青年訓練所を廢止して之を表町訓練所に合し、中央青年訓練所と改稱した。各訓練所ともそれ／＼小學校の設備を使用す。訓練時間は午後七時より九時までである。教練・操

銃・手旗其他も生徒數に應じて施設してある。

現況 (昭和五年末)

費經	員導指	生徒數				計
		第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	
昭和四年	主事 學科擔任 教科擔任 職業科擔任 計	二一	二八	二四	二六	九九
昭和五年		一六	一三	一一	三	四三
		(中央表町校内)	(千手校内)	(神田校内)	(四郎丸校内)	(川崎校内)
		七五三	五三二	七九三	五三二	五二二
		七五一	四九七	七五一	四九七	四八七
		一	一	一	一	一
		六	三	四	三	三
		六	六	七	二	三
		一	一	一	一	一
		五三	一	一	七	七
		二四	一	一	三	三
		五	一	一	一	一
		九八	九	一	六	八
		九九	三	一	七	八
		三	一	一	三	三
		五七	五	一	八	八
		六一	一	一	六	六
		九九	一	一	一	一
		三	一	一	三	三
		一五	一	一	一	一
		五三	一	一	一	一
		三、一三二	二、九八三	三、一三二	二、九八三	二、九八三

第七節 育英団体の組織

長岡社

長岡社は明治八年七月小林雄七郎の首唱に依りて創設したもので、その目的とするところは
 大學ニ入ルベキ望アル者ヲ救助シ、之レヲシテ資ニ乏シキノ憂ナク、家ヲ養ルノ煩ナク、其ノ就
 ク處ノ學ヲ大成セシメントスルナリ(假規則第一條第一節)但シ追テハ平民ノ貧子弟ニモ及ボシ、延イテハ同
 郷士民一般ノ子弟ノ救助ニモ盡ス云々
 といふに在り、創立當時の社員の重なる者は次の如くである。

- | | | | | | |
|-----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 首唱者 | 小林雄七郎 | | | | |
| 賛成者 | 稲垣 銀治 | 長谷川 泰 | 三間 正弘 | 森 源三 | 小林 藹 |
| | 椰野 直 | 小林虎三郎 | 中村 衡平 | 外山 修造 | 九里孫治郎 |
| | 渡邊 廉吉 | 武 昌吉 | 武田 成物 | 富士 萬衛 | 豊邊 半藏 |
| | 栗山 東吾 | 太田九郎三郎 | 村井 賢次 | 武山三十郎 | 星野劍一郎 |
| | 石垣要次郎 | 長谷川一二 | 木村 文吾 | 池田九十郎 | 根岸美佐男 |
| | 星野 賢治 | (以上東京) | 三島億二郎 | 小山 松濤 | 田中 春回 |

以上の社員が、各々其の収入の二十五分の一以下百分の一迄を積立ることとし、収入の不定なる者は、各自の選ぶ處の金額を醸出し、若し遅延する時は一割の罰金を課することとした。而してその醸金の實際は、最多が六圓最少が二錢年収三百五十六圓十一錢二厘、此の掛金の外準備金積立金として八年の秋寄附金を募集して百五十四圓九十六錢二厘五毛を得、之れに年々の經常費の剩餘を加へて三百圓とし、之れを岸宇吉に托し、年一割の利子を得、之れを以て阪之上校の教員給補助及生徒賞與費に充てた。それからその選抜は毎年一月の大會で詮考する例で、十三歳から十八歳迄の者の中から將來有望なる者を選抜するのである。而して第一回選抜の榮譽を荷ひたる者は稲垣詮平・小山吉郎・仙田樂三郎の三人で、後、齋藤祥三郎を加へて四人となつた。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|--------|
| 小山 良圭 | 稲垣林四郎 | 加藤 一作 | 原田儀平太 | 土屋 哲三 |
| 秦 八郎 | 中村 桃庵 | 武 任庵 | 澤 彦彌 | 小笠原武雄 |
| 小林 見義 | 須藤 海雲 | 片岡 松齋 | 龜倉 徳立 | 藤野 友徳 |
| 秋庭 半 | 柳町 勘平 | 橋本小三郎 | 小林寛六郎 | 吉田 春臺 |
| 松下右忠治 | 野秋兵太郎 | 川上 壽碩 | 井上 貞藏 | 奥田 庄藏 |
| 仙田彌一郎 | 森 安五郎 | 森 一馬 | 原 彦七 | 千本木源太平 |
| 横田 大造 | (以上長岡) | 横 眞一 | 安田 正剛 | 栗本 行藏 |
| 渡邊 廣吉 | 竹内 省三 | 高野 正家 | (以上新潟) | |

其後本社は其の組織を財団法人に改めたが、現在の役員は理事長子爵牧野忠篤・理事島峰徹・堀口九萬一・深尾榮四郎・廣井一・今泉鐸次郎・監事橋本圭三郎・田中浪江・川島良太郎・山口健造である。由來本社の學生養成は、もと舊長岡藩士族に限られて居たが、設立當初の趣旨に則りて、漸次其の範圍を擴張し、始めは長岡市全部に及ぼし、尋で牧野家舊領地に弘め、今は新潟縣内に俊秀を求めて居る。以下は同社昭和五年度の報告に據る。

收支勘定

項目	長岡		社計	大橋獎學金	備考
	東京	長岡			
前年度繰越金	五、一四〇・〇八	五二・一三	五、一六六・二一	五五五・九三	
社員掛金	八八六・四〇	一一一・五一	九九七・九一		
償還金	一、五〇四・七九		一、五〇四・七九	四三五・〇〇	
公債利息	八七・五〇		八七・五〇		
社債利息	九八五・〇〇		九八五・〇〇		
預金利息	五九九・八三	七・一五	六〇六・九八	一一・四四	
株式配當金	八四五・二六		八四五・二六		
基本寄附金	三三〇・〇〇		三三〇・〇〇		豫約分拂込

現在資産目録

- (イ) 基本財産
- 一、有價証券十種
- 一、定期預金

入	出		支	備考
	東京より回金	合計		
特約預金	一〇〇・〇〇		學生貸費額	
東京より回金	一〇、三六二・八六		同生命保険料	
合計	一一、〇八三・六五	七二〇・七九	保險料假拂	
			會費補助	
			事務費	
			定期預金	
			特約預金	
			長岡へ送金	
			次年度繰越金	
			合計	

三一、〇九二・〇〇
七、九二五・〇〇

一、貯蓄預金
 小計 三、五五〇・〇〇
 四二、五六七・〇〇

(口) 諸預金其他
 一、諸預金六口 五、〇四八・〇五
 一、舊貸費生に對する貸費額 二七、五四四・九三
 一、保險料立替 一三四・八三
 一、現貸費生同上 一一、一六五・八六
 一、大橋獎學金對する貸費額 一一、五二四・三四
 一、同現貸費生 〇〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 小計 五二五・〇〇
 五六、九四三・〇一
 九九、五一〇・〇一
 合計 九四、五〇〇・〇一

現在社員數

東京所屬 百四十二人
 長岡所屬 四十八人

創立以來の貸費生

大學卒業 三十六人
 大學專門部卒業 十人
 專門學校卒業 四人
 高等師範學校卒業 二人

其他 死亡又は
 半退學 二十二人
 現在貸費生
 大學在學 九人
 高等學校在學 七人

大橋獎學金より支出の分

大學卒業 七人
 大學專門部在學 一人

長岡樹人團

舊長岡藩士族は極端なる窮乏の間にも、各自拮据零碎の資金を醸出して子弟教育の道を講ずると共に、その維持資金の蓄積に努めたが、公立阪之上校の創設と共に、其財産を移して同校の維持資金とした。その後明治三十四年附近六ヶ町村合併當時、經理上、その資金科目が變更さるゝに際し、有志者は協議の上、同年十月二十九日、前藩主牧野忠毅の名義で、その資本地の内貳町貳反七畝拾四歩を長岡本町から譲受け、之を資本として、舊藩士族子弟の學資を補助し、成業せしむべき目的で明治三十五年二月十八日育英團體の設立申請書を其筋へ提出し、同三月十八日に許可の指令を受け同月初めて機關の成立を見、之を長岡樹人團と名けた。爾來年を閲みすること三十年、長岡社と相俟て幾多の人材を輩出してゐる。

設立の経路

設立

尙ほ本團の事業目的の主要部分を摘記すれば次の如くである。

一、舊長岡藩士族ノ子弟ノ教育費ヲ補給シ成業セシムルヲ目的トス

一、學資補給ヲ受クル學生ニ付イテハ男女ヲ問ハズ學校ノ類別ヲ制限セズ又俊才タルト否トヲ問ハズ各其ノ目的ノ學校ニ入學シタルモノヲシテ成業セシムルヲ主眼トス

歳入出經常部(昭和五年度決算表に據る)

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
貸地料	四、七九八・二七	學資補給費	二、五九一・〇〇
預金利息	一、七一三・四五	會議費	一二七・六五
債券利息	五〇四・〇〇	備品費	一一・七〇
寄附金	八九三・〇〇	消耗品費	四三・五〇
前年度繰越金	二、三六二・四三	雜費	一四三・二八
雜收入	二四・〇〇	修繕費	一六・一二
		諸稅負擔	九七・四九
		報酬費	二七五・〇〇
		豫備費	

現在財産目録

附記 學資補給費豫算額は四、五〇〇圓であつた。

一、地所 (宅地七九四坪三合)	三四、六五七・四九〇	特別積立金	二、〇〇〇・〇〇
一、債券 (二種)	二九、六六〇・〇〇〇	翌年度繰越金	四、九八九・四一
一、建物 (壹棟、攻玉館)	一、六九〇・七三四		
一、倉庫 (同館附屬壹棟)	四八〇・四六五		
一、定期預金	四三、八二二・六二〇		
一、現金	一、六一五・九四〇		
計	一〇、二九五・一五		
		計	一〇、二九五・一五

役員

現在事務所は市内替古町千六百三十六番地理事長松下鐵藏の宅に置く。役員は理事五名内理事長一名、監事二名、評議員二十三名で、團務を處理す。

事業成績

明治三十五年本團創設以來、昭和六年三月に至る間の學資補給生の總數は左の如し。

第八節 圖書館

圖書館の萌芽

明治十八年小金井權三郎・大川直・土屋哲三・渡邊讓三郎・長尾平藏・安田潔・鶴見保四郎等相謀り、小林雄七郎の贊助を得て、友共社と稱する團體を組織し、先輩から藏書の寄贈を受け、且つ各自の書籍を提供し合ひ、長尾・鶴見兩氏の宅を二年交代に會場とし、書籍を閱覽することにし、同二十五年には之を攻玉館學術研究會場に充つる目的を以て明治十七年創立に移し、會員を募り且つ一人年額五十錢宛の醸出を求め新著購入の費用に充てた、これが當市に於ける圖書館の濫觴であつた。

其の後の變遷

明治三十八年には市内有識階級の人々に依つて、征露記念長岡圖書館が設立されたので、前記友共社は其の一切を舉げて之れに併合した。其後明治四十二年五月からは長岡市教育會が前記圖書館を繼承して經營する事となつて長岡圖書館と改稱した。

偶々市内表四ノ町書店目黒十郎は、亡父十郎の遺志に依り、巡回文庫を經營せんと欲して、兼々準備を進めて居たが、長岡圖書館の設立を聞き、寧ろ此際其の經營の一切を舉げて、之に委託するの

現在の補給生は

計 拾 五 名	帝國大學	一	人	甲種實業學校	一	人
	高等學校	四	人	高等女學校	三	人
	大學專門部	〇	人	私立大學	七	人
	專門學校	一	人	私立專門學校	一	人
	養成所	一	人	其他公私立中等學校	〇	人
	高等師範學校	一	人	其他公私立實業學校	一	人
	師範學校	二	人	小學校	六	人
	中學校	二	人	大學	二	人
	合計貳百貳名			大學研究	二	人
	外に死亡又は退學五拾九名			大学院	八	人

運用上効果多かるべきを認め、人を介して之が寄附と、維持資金百五十圓を添ふる旨を以て、市教育會に交渉し來つた。市教育會は喜んで其の委嘱に應ずる事とし、目黒巡回文庫と名けて、古志・三島・南蒲郡三郡内の十六ヶ村に巡回閱覽せしめる事とした。

市立互尊文庫の設立

大正四年十月市内觀光院町野本恭八郎は大正天皇御即位の大禮に際し、大正記念互尊文庫を創建して、其經營を長岡市に委ねんと欲し、その創設及維持資金寄附及經營願を長岡市長に提出した。市長は之れを市會に諮り、市會は滿場一致を以てその至誠を承認したのである。翌五年七月十四日本縣知事より設立の認可を得て工事に着手し、次いで大正六年四月には一部開館と共に長岡市教育會は其の經營の前記長岡圖書館の一切を提供し、三島郡深才村高頭仁兵衛は藏書一萬八千五百冊を其他の有志も多數の圖書を寄贈して翁の擧を賛助した。かくて同七年四月には全部完成して茲に大正記念長岡市立互尊文庫の開館を見たのである。

野本恭八郎は嘉永五年十月刈羽郡横澤村の山口家に生れ、二十一歳市内渡里町野本理平に養はれて、其の女りい子に配した。幼にして刈羽郡南條の藍澤朴齋及同郡七日市上の山藩覺に學び、長ずるに及びて益々讀書を怠らず、更に佛教をも研究して修徳の工夫を積んだ。氏は物皆絶對的には獨尊であるが、相對的には互尊であり、獨尊は物の本体で、互尊は其の活動

である、即ち獨尊即互尊であると高唱し、人若し此の精神を體得して、心身發動の根源となさば初めて完全なる一身一家、完全なる國家社會を打建て得て、必然の結果として世界平和が來るのだと主張し、逢ふ人毎に必ず之を説き、之を勸めて毫も倦むことを知らない。其の互尊文庫を市に寄贈したのは、畢竟此の主義を一般に普及體得せしめん精神に出たのだ。

氏は又明治天皇御在世中より、明治節御在世中は總稱へた制定の議を、及富士山公園建設の議を天下に懇へ、毎年帝國議會に建議したが、明治節は昭和三年御制定あらせられ、富士山其他の國立公園問題も實現の機運に向つた。

氏は最も力を公共事業に注ぎ、其の行蹟も頗る多いが、軍人救護資土地三六一坪、長岡高等工業學校設立費五千圓、教育勅語換發及皇太子殿下今御外遊記念聖旨普及資合計五千圓、長岡男女青年會事業資各一、千圓、互尊文庫特別施設資三千圓、明治節御制定記念基本基金六千八百圓、長岡讀書會施設資六百八、十圓の寄附が其の主なるものだ。

氏今年昭和六年齡正に八十、白髮童顏尙矍鑠として、市内觀光院町の自邸松籟清き處に閑居し、益々進んで獨尊即互尊主義の宣布と、實行の方法を講じて居る。氏の篤行は市民の感謝する處で、昭和四年市民一般の醵出金を以て、互尊文庫構内に、氏の壽像を建てた。

位 置	敷地坪數	建物坪數	圖書冊數	開館日數	閱 覽 人 員	職 員	經 常 臨 時 費
東坂之上 町一丁目	一、四七二	一一〇	四九、二二九	三一五	男 七九、三三三 女 一〇、九五五	八	九、七八六 八六三

基本財産として、日本石油會社舊株四〇六株、同新株百〇六株、特別施設資金三千百五拾圓を有す。

兒童の閱覽者數は五千四百七十一人にして、外に移動圖書館閱覽者數が千三百二十七人ある。其他通俗學術講座・讀書會・兒童も嘶會・講演會・展覽會等を施設す。

第九節 教育關係諸團體

學術講義會

明治十七年保墟公園内に公會堂擊石館の設立せらるゝや、間もなくそこを會場として、小林雄七郎等は、學術講義會を組織して一般の智識向上を計つた。その方法は連續講習の形式であつて講師小林雄七郎は彌爾の代議政体論を、病院長及川良吾は醫學上の諸問題に付いて、中學校長前川龜次郎は學術と眞理、田中春回は論語を、田村訥は法律に就き、各々講義した。此外藤井宣界、渡邊讓三郎等も講師として壇に立つたやうである。

學術講義會

會員で出席する者は、毎回約百名、その外遠隔の會員で出席し難い人々には、講義録を送つた、この講義録は今市立互尊文庫の書架にある。これが長く續いたならば、地方文化の爲め大に觀るべき効果を擧げたであらうが、惜しい事には約二ヶ年で解散したのである。

長岡市教育會

長岡市教育會
(創立)
(特實)

(事業の
概略)

長岡市教育會は、明治三十八年九月廿四日の創立で爾來約三十年間、長岡市教育萬般の研究・調査及之が實施に就き、不斷の努力を續け、市教育上に幾多の功績を印して居る。以下その活動の結果と見らるゝ主なる事項を擧ぐればこれを直接學校教育の上から見るに、現在の各校毎に専任の學校醫を置たこと、冬期の採暖法を改良したこと、水泳場を設けて兒童に水泳教授をなす施設を完成したこと、貧困兒童就學を研究して、その一部たる特別學級を實施したこと、映畫教育の利害を研究して、これが利用を計つたこと、特に全國に類例の少ない程徹底した眼疾治療法を研究して實施したこと、兒童の學用品・學校用品等研究の爲め、教育品研究所及陳列室を設立經營したこと等枚舉に遑ない程である。又社會教育方面では、百數十回の通俗講演會を開催し來つたこと、長岡圖書館を經營して現在の互尊文庫完成迄、その使命を果たしたこと、同じく目黒十郎の寄附を受けて、一市三郡へ巡回文庫を派出したこと、野本恭八郎より教育勅語發滿三十年記念として金三千圓、東宮殿下御外遊記念として金二千圓、計五千圓の寄贈を得て、これも全國に類例の少ない聖旨普及

部を創設して、聖恩の無邊と國體の崇高を一般に鼓吹して思想善導に資して居ること、及市史編纂等て、孰れも實施又は實施中である。

なほ、右の外臨時的の事業としては、獨立し又は青年會・軍人分會・婦人會等と聯合して展覽會・修養若しくは學術の講演會・研究會等を開催して社會教育に盡瘁した事も、これ亦枚舉に遑がないのである。

本會の事業費は、基本金利子(現在は日本石油株配當)會費及縣・市の補助金等で收入金二千四百三十三圓(昭和六年度豫算)である。

現況

位置	會員數		施設事項		經費
	終身	通常	聖旨普及部	教育研究部	
長岡市役所内	四〇	五七三	基金は野木氏の御附て教育勸諭の御趣旨の普及徹底を圖る年經費約二百圓	研究会展覽會視察等を行ひ以て改善に資す年經費約五百圓	二、四三三
		六一三	聖旨普及部	教育研究部	
			通俗教育部	通俗教育部	
			講習會講演會を開催し通俗教育の普及に資す年經費約二百圓		

青年團及少年團

長岡青年會

一、長岡市青年會

長岡市青年會は、大正六年長岡市開府三百年祭の舉行せらるゝに當り、其の記念事業の一として、

從來小學校區域に設立せられた各青年會を合併して設立したものが、機運未だ熟せざりしか、殆んど見るべき成績がなかつた。然るに大正十年頃より、純真なる青年の口から、「青年自身の修養と清新なる青年の運命を創造せん」ことが唱出され、長岡市青年會振興の叫びが高調せられて、各方面に多大の聲援と感激とを喚起し、再生運動は着々として進行し、大正十年十一月二十三日 皇太子殿下が青年會に令旨を賜はつた青年記念日を以て、第一回の總會を舉行し、爾來適當なる統率者を得て其の本然の道に邁進しつゝあり、現會長は元副會長反町榮一である。現況左の如し。

事務所位置	創立年月	員數	資	産	經費
長岡市役所	大正六、六	一、二七二	一、一六〇	二、四四〇	
千手校	同六、七	一四四	一、五〇〇	二八三	
表町校	同六、五	八八	一、二二七	一九二	
神田校	同六、五	三八二	一	三六九	
中島校	同六、九	二六六	五六〇	一九五	
坂之上校	同六、五	一六五	二五〇	一七三	
四郎丸校	同三、五	一六七	五七	五七	
川崎校	同六、八	六〇	二一〇	二一〇	

施設事項としては、講演會・講習會・辯論會・研究會・映畫會等を開催し、体育の爲めには柔道。

擊劍・籠球・野球・庭球・角力・水泳・登山・スキー・卓球・其他一般の運動に関する競技會、並に講演會が舉行せられる、更に教化的施設には、偉人祭・敬老會・通俗講演會・教育映畫會・音樂會等を開催し、修養雜誌「アカツキ」を講讀しつゝあり、其他見學旅行・除雪勵行・防火宣傳・時間勵行・朝起獎勵・補習學校等の就學勸誘・入營兵除隊兵の歡送迎等の行事遂行に當る。

二、長岡市女子青年團

從來各小學校の就學區域を一團とした婦人會・淑女會が設けられてあつたが、機運は目的遂行の爲めには各部を統一して有力なる團體を造るの必要を促し、大正十四年五月長岡市女子青年團の誕生を見るに至り、星野れつ子之を統率す。

本部位置	創立年月	員數	資産	經費
長岡市女子青年團	大正一四、五	一、八三〇	一、〇六〇	一一〇
南部婦人會	同 一三、五	三〇六	一、三三八	一四三
御成婚記念淑女會	同 一三、二	三八〇	—	一二〇
北部婦人會	昭和 四、一	一、一五五	—	一三一
西陵婦人會	大正 一三、五	三一〇	—	一三四
坂上淑女會	同 一三、五	一八六	六七	七三

四郎丸婦人會	四郎丸校	大正一四、一	二九六	—	三四〇
川崎婦人會	川崎校	同 六、八	五七	二〇〇	一四四

各會共に講演會又は女子の技藝・作法等に関する講習會を開き、廢物利用の實驗談を交換し、見學旅行・敬老會・永年勤續雇人表彰・結婚葬儀改善の申合・入營兵家族慰問・神社境内の除草等を行ひ、其他國産品愛用・副業の獎勵等にも注意しつゝあり。

三、長岡市少年團

長岡市少年團は大正六年長岡開府三百年記念事業として、渡里町長永寺木曾一雄が少年會を組織したるに起因し、宗教的信念に依りて國民精神の涵養に努め、主として自治の訓練・文書傳道・救濟事業・社會奉仕を行ふを目的として、着々實行に精進しつゝあり、大正十三年長岡少年團と改稱し同十五年六月少年團日本聯盟に加はり、昭和二年五月長岡市少年團と改稱す。本部を同寺内に置き會員は五十二名にして、年經費約千六百圓。

其他の修養團體

一、長岡禪學會 明治四十年六月水野童龍・赤柴哲禪・茨木一如三氏の主唱に依つて創立したもので、其の趣旨とする所は、禪の眞髓を參究して、各自の修養に資し、兼ねて護法護國の精神を涵養するに在るので、毎月三回神田町一丁目の安善寺・四郎丸の昌福寺に交互に集合して、座禪を修

し、信仰談を交換するのである。もと故新井石禪々師を主腦として居たが、今は秋野孝道師を戴いて居る。屢々高僧智識を請して、經論禪學の提唱を乞ひ、會員外の有志にも聽聞させて居る。又大正六年より毎年寒中に三日乃至五日間寒托鉢を行じ、得る所の淨財は興法・慈善・提唱費に供し、現在會員四十名で、全くの精神的結合である。

二、長岡光明會 大正四年大工町法藏寺住職故淺井法順始めて光明主義を高唱する山崎辨榮上人を、長岡に請じて法筵を開いた。光明主義とはみぢやの御光りを獲得して、光明の生活に入り、現在から永遠の生命を得んとするを、信仰の要求とするもので、上人の徳に歸依するもの次第に多く大正七年三月終に信者を糾合し、上人を戴いて本會を組織したのである。然るに大正八年に淺井師逝き、同九年には上人が示寂せられたが、會員中の熱信者の奔走で、年々碩學高德の僧を屈請し、或は法話に、或は講演會に、會員外一般の參聽を許し、信念の培養と、人心の感化遷善を圖つて居る。現在會員百餘名、亦精神的の集團である。

三、斯文會長岡支部 大正八年一月元寶田石油會社專務取締役福島甲子三、長岡に孔子祭典會を起して、世道人心に裨補する所あらんことを期し、之を市内教育關係の有力者と謀りて準備を進め其五月二十五日長岡中學校で、第一回の祭典を舉行し、爾來毎年之を繼續し來つたが、大正十三年五月斯文會長岡支部を新置する事となり、其の發會式と共に祭典は支部の事業に移された。支部は尙其事業として善行美事者を表彰するの議を決し、大正十四年十一月三日の佳辰を以て第一回の表

彰式を行ひ、其後毎年孔子祭典と共に之を擧げる事となつて、今日まで繼續し居る。支部長は市長之に任じ、副支部長は老儒高橋茂一郎である。

四、長岡朝起會 大正十一年時の長岡中學校教諭大越喜重を始め、若菜莊造・渡邊吉平・鷺澤芳良・反町榮一・伊佐與志雄等有志が、(一)無事の身體は父母祖先の賜物、(二)今日一日は晴れ晴れした氣分で働かう、(三)朝起運動は身の養ひ、(四)働くことは人生の義務といふ四大綱領を掲げ、体力向上勤勞鼓吹の目的で、四月二十日其第一聲を擧げたのである。期間は四月二十日から七月三十日まで百日間、會場は平瀉神社境内として、雨天の時は阪之上小學校舎内運動場、集合者は市内各學校の兒童生徒を中心として、一般市民を網羅し、先づ朝起の歌を唄ひ、体操・遊技等を行ひ、出缺を點檢した後、再び朝起の歌を唄つて解散し、直ちに各自の業務に就くのである。日曜・祭日には普通行事の外、長生橋方面・信濃川堤上若しくは藏王方面などに行軍を試み、美化運動として社寺境内の除草・道路の掃除なども行ひ、記念日や祝日には旗行列、或は講演會等を催す。又名士來岡の機を捉へては之に講演を請ふこととして居るが、何れも快く之を諾し、今日まで激勵の辭を得た名士は、故田中義一大將・海津富士艦長・椎尾文學博士・武田早大教授・西田一燈園主齋藤外務省情報部長等三十名に上つて居る。經費は皆特志者の寄附金を以て支辨し、今日までの寄附額は積り／＼と、相當の高に上つて居るそうだ。當初は安眠妨害だとか、兒童は却つて心身を疲勞せしむるとか云つて、非難も受けたが、今日では其の趣旨は諒解せられ、効果も認められたので

曩日の非難は禮讃の聲と變じて居る、而して毎朝の參加人員は二千名を下ることなく、時には三千名を突破するといふのであるから、確かに長岡の一名物と稱する價値がある。

四、修養團長岡支部 大正六年長岡開府三百年を記念し、福島甲子三の首唱で設立せられたが、其後自然中絶の姿に在つた。偶々昭和四年八月東京修養團本部が南魚沼郡八海山に講習會を開くに當り、之に参加した當市青年若菜莊一・金井助一郎等が再興を企て同志を募り、同胞相愛・流汗鍛鍊の主義に依つて、屢々會合して行事を勵み、會員の爲に男子は一泊、女子は一日の期間で、同主義による講習會を催し、修養に關する講演會を開き、主義の宣傳弘布に努めて居る。會員は北越製紙會社・長岡製糸場・新潟鐵工場長岡分工所・平新足袋工場の場員有志の外に、市の中央部より北部に百餘名を擁して居る。

五、母の會 昭和三年當市出身大谷内越山の首唱で創立し、毎月若くは隔月一回、夕刻より表町校に母たる人若くは母たらんとする婦人を集合し、同氏の信仰談・趣味講演を聴かせて、自然の間に婦徳を高めしめんとするのである。來會者は毎回五十人乃至百人位で、別に會員を制限せず。

六、心の會 毎月一回、有志婦人榮涼寺に集合し、同寺住職諫尾禪隆の、佛教に依る婦人の修養談を聽聞するのである。

七、長岡友の會 雜誌「婦人の友」を講讀する婦人有志の集團で、現在三十名程の會員がある。同雜誌主筆羽仁もと子の主義に則り、勤勞に依つて家事を整理し、餘力を以て外に及ぼさんとするも

ので、昭和四年三月の創立に係り、最近家庭用映寫會・不用品の交換會・婦人常識講座等を開いて漸次進出の勢を示して居る。

第十節 運動團體

固有のスポーツ

長岡のスポーツは多く學校を中心として起り、波紋の押進む如く、各方面に流布したものである。其の固有のものとしては、先づ指を胸馬と旗奪と雪陣雪合戦とに屈せねばならぬ、何れも參加小勇士の數は多きを妨げず、少きも二・三學級、多きは全校生徒を以て組織し、之を源平二陣に分ち、接戦格闘を以て勝敗を決するので、肉弾相搏つの壯觀は、懦夫も呆然傍觀し能はざるものがあつた。併し此等のスポーツは時勢の推移に伴ひ、西洋スポーツの流行すると反比例に、自然に其の影を潜むるに至つた。

西洋スポーツの先驅——野球

西洋スポーツは、明治三十四年頃野球を先驅として、我邦に輸入せられたものだそうだが、長岡に於ける野球の萌芽は、明治二十四、五年頃長岡學校長岡中學の前身の外人教師に依つて移植せられて、生徒

に傳つたものらしい。當時同校生徒の有志は舊城跡の空地に於て、嬉々として盛んに投球打球を練習して居たが、固より唯硬球のみで、他に完備せる用具もなく、複雑なる規則もなく、方式もない極めて幼稚なものであつた。降つて明治三十年頃か、東京第一高等學校の生徒が、東京横濱在住の外人唯一のチームたるアマチュア倶楽部と、野球の仕合をし之を破つた。當時は總てに於て優秀人種と考へられて居た西洋人に勝つたといふので、日清戦勝の餘波もあつたりして、其の記事が花々しく新聞紙に掲載せられ、又驍將青井・守山等が野球に關する著書を發表したりしてから、生徒は之に刺激せられ、著書に依つて熱心に研究をなし、初めカーブボール等を習得し、又規則に通じ方式を知るに及んでは、從來の幼稚なものを以て満足する能はず、東京美滿津運動具店から必要なる用具を取寄せるなどして、實地に練習するに及び興味益々加はり、三十四五年頃には既に新潟・高田等の各中學校生徒と、雌雄を戦はすに至つた。是れが長岡に野球熱を煽揚する原因となつた。

明治三十四年本縣主催の下に、新潟を第一回、同三十六年長岡を第二回として、縣下中等學校の聯合運動會が開會せらるゝや、運動熱は一段の熾盛を加へ、特に野球の如きは漸次市内各小學校にも波及して、單に學校で練習するのみならず、各町内に小チームが組織せられ、所在の中學生などが指導者となつて練習し、尙町内相互の仕合も盛んに行はれた。庭球は明治三十二三年頃に亦長岡中學校に起り、野球に比較して激烈ならざるより、女子中等學校

から小學校にも傳播して、亦盛んに練習せられた。

斯くて運動熱勃興の氣運が醸成せられ、各種の運動種目もつぎ／＼に擴張せられて多岐となり、中小學校卒業生が或は商店に、或は銀行會社などに入るに至つても、尙其の練習を繼續し、終に實業野球團が各所に生るゝに至り、此の機運に乗じ、大正八年越佐新報は是れ等を糾合して、長岡實業野球大會を主催し、尋て長岡日報も亦中學・工業・商業三校の庭球大會を開き、社會現象の報導機關たる新聞社が之を助勢する事が流行し、大正十一年よりは北越新報主催の縣下少年少女オリムピック大會が開開せられ、爾來其の社年中行事の一として毎年舉行せられ、今では長岡の一名物として、多くの期待を掛けられて居る。

尋て越佐新報は主催の長岡實業野球仕合を一時中止し、更に方面を變へて中等學校へと進出し、裏日本中等學校野球大會に變換した時は數十校の参加を見た。市内小學校では大正十年スポンジ野球大會を開き、大正十二年よりは春秋二回の同リーグ戦に形を更めて、年中行事の一に加へ、又一方青年も硬球より現在はスポンジボールに轉じ、団体又は各町内を基準としてチームを組織し、常に覇を争つて居る。何れも斯道ファンを熱狂せしめ、半白の老翁に至るまで業務を抛つて觀覽するものをも生じ、野球に對する興味は、延いてラヂオの開始せらるゝに及んで、明治神宮競技場の野球競技狀況が放送せらるゝに當つては、ラヂオ所有者の門前市をなして、之を聴取するの盛況を示した。

水泳

由來長岡の泳法は、肩を高く水上に聳かし、兩脚を以て交互に強く水面を打つて、勢よく飛沫を揚げるといふ、極めて單調なもので、言はゞ單に浮揚すれば足る程度のものであつたが、明治三十四年頃古志郡教育會の經營で、第一年は東京から、次年よりは新潟から神傳流の水泳教師を聘し、草生津長生橋の下流に於て、尋常四年以上の小學校兒童及中學校の有志生徒に教授したのが、始めて正式の泳法を長岡に移植する動機となつた。爾後毎年繼續し來つたが、同三十八年から此の事業を長岡高等小學校長の手に移し、泳場を長生橋下に選び、市の補助金を得て、特別會計で經營を繼續し、同四十一年細貝省二高等師範流の泳法を以て教授の主任となつてから、兒童數も著しく増加したので、市内各小學校教師の内より一、二人づゝを囑托して教授補助となし、等級を設けたり、擔任を定めたり、教授法を改めたり、海水游泳の計畫を立てたりして、漸次規律立つた練習を課するに至つた。又毎閉場式に當つては、市長・助役・市會議員及市内有力者を招請し、成績を發表して參考に供し、觀衆も長生橋上人馬の通行を妨げる程集つた。斯くて水泳場が世に認められると共に、同四十一年五月女兒に水泳を課するの可否が、市教育會總會の議場に於て論争せられるに至つたが、不幸提出者より撤回を申出づるの止むなきに至つたのは、全く時運と言はねばならぬ。

附記 昭和四年再び此の事が討議せられたが、今回は滿場一致で可決せられ、各小學校長は計畫を立て、希望者を募集したる

に多數の應募者が有つたが、泳場狹隘の爲實施し得なかつた。

大正二年長岡高等小學校廢止せられ、中島尋常高等小學校長が代つて主宰者となり、細貝教師は引續いて献身的に補助員を督勵して教授を擔當し、浮標を改良し、新たに小船二艘を備へて緩急の變に應ずるの設備をなし、兒童にも其の操縦を練習せしめた。

創立以來の水夫小林伊八の眞面目な努力、及手町醫師今井藤吉の犠牲的援助の總和が、益々良好なる成績を示し、往時の單調なりし泳法は全く影を没して、新泳法は長岡の水泳界を風靡し、延いて附近村落兒童の泳法にも、良好なる一變化を與へた。三條・小千谷・栃尾等より特に視察員を派遣し、又は文書を以て經營法を照會するもの三、四にして止まらなかつた。

此の水泳場が長生橋下に移された明治三十八九年頃から、長岡中學校は其の上流に水泳場を開き、大正に入つてから長岡工業學校も亦水泳場を開いたが、後柏崎沿海に位置を轉じて、専ら海水游泳を練習する事となつた。

然るに其後信濃川は水流の變動激しく、沙洲屢形を變じ、深淺亦定まらず、危險頗る多きを以て、昭和二年栃尾鐵道會社經營のプールが、悠久山麓に落成せるを機とし、泳場を此處に移す事となり、其の翌年から細貝との關係を解いた。

雪を征服すと稱するスキーの技術は、明治四十四年一月澳洪國武官レヒ少佐が高田市に來り、第十三師團の各隊にスキー術の特別教育を施したるに起源し、同時に縣下學校教師・市町村吏員數十名も之に加つて練習した。當時長岡から此の講習會に派遣せられたのが長岡中學校の兵式体操教師陸軍中尉外川幾太郎で、此歳長岡に於ても、小島工場がスキー製作を開始した。翌四十五年一月小千谷工兵大隊に於て、重ねて講習會を開き、斯術の普及を圖つた。長岡から此の講習會に参加したのが長岡中學校の体操教師小川堅次・長岡商業學校体操教師小木曾敏・市内小學校訓導南雲純一・伊佐與志雄・鷲頭正則等の數人であつた。偶々鶴見大尉がスキー隊を引率して長岡に行軍し、悠久山スロープに於て演習を行つて、一般の觀覽に供し之に刺激を與へた、斯くて各學校では事情の許す限り、ポツ／＼生徒有志に教授を開始し、郵便局員・警察官等も之を其の職務に利用すべく技術習得に努め、以上の諸事實が直接又は間接に、長岡スキー術の搖籃となつたのである。明治四十五年二月高田市に於て越信スキー俱樂部後大日本スキー俱樂部と改稱す成り、本部を偕行社に置き、長岡市にも其の支部を設け、小木曾敏・南雲純一等役員となつて、大いにスキー熱を鼓吹し、屢々講習會をも開いて、希望者に満足を與へた。

是に於て市内各學校では、經費の許す限りスキーを設備し、体操時間を割いて之を教授し、大正三年には本縣は縣令を以て中等學校正科に、スキー練習を加ふることを許して、斯界發展の前路を開いた。

大正七年二月長岡支部は獨立して長岡スキー俱樂部と稱し、其の活動も愈々見るべきものあり、毎年講習會・競技會を開いて、技術の普及發達に貢献したる事多く、且斯術の研究と興味との爲には悠久山の練習場は狹隘にして單調なるが故に、森立峠・鋸山・樹形山等に行旅して、練習を兼ねて享樂を恣にする現況である。

尙近時登山熱の高まるに伴つて、山岳方面にも進出し、守門岳・上越國境の諸嶽・又は苗場山等にスキー登山を試むるの傾向が著しくなつて來た。

相 撲

長岡に於ける夏期の夜角力も、随分人氣の焦點になつてゐる。初め寶田石油株式會社の本社が、城内町現市公會の位地に在つた大正三年の頃、西方最負の好角重役が其の構内に土俵を開き、當時地質技師として來任せる東都學生相撲界の重鎮大村一藏を初め、社員中の若者を激勵して角力を取らせ、市内の好角青年有志も之に参加して、盛んに練習を開始した、且相撲巡業者が長岡に興行する毎に、其の勇士を招いて指導させた。近代不世出の名力士と稱せられた太刀山を初め、風・黒瀬川・玉椿等も數年相續いて、同土俵に於て青年を教へた。

之れが動機となつて、大正四年神田一の町有志の肝煎で、同町少彦名神社境内に土俵を築いて、連年八月中夕刻より素人相撲を催し、尋て同様の催が柳原町有志の斡旋で、同町神明宮境内にも起り

何れも市内は勿論、附近村落の自信ある若者等が参加して四股を踏鳴らし、場に溢るゝ許りの観衆を吸収した。大正十一年頃から此の兩者を併合して、之を平瀉神社の境内に集めて、相變らず納涼がてらの好角連を招いて居る。

我邦固有の武術

我邦特有の武術たる撃劍・柔道・薙刀術・弓道等も西洋スポーツと並行し、各男女中等學校を中心として行はれ、各部青年會員にも精神鍛鍊の具に供せられ、毎年聯合競技會を開いて成績を比較し、昇段の方法をも講じて居る。

撃劍は舊國漢學校演武場明治三年創立小野田伊織教授。北斗館明治十五年創立宮安吉主任。演武會明治二十二年、三年頃設立會場は攻玉館、舊藩士の有志者集合。小原の個人道場明治二十九年小原長龍個人經營、演武會をも之に移す等の變遷を経て、長岡武術會の創立を見るに至つた。長岡武術會は明治三十三年頃渡邊昇子爵の勸告に依り、舊藩士中の武道家を網羅して、専ら劍道・槍術及薙刀術等諸流の型を練習して之を後世に傳へ、兼ねて武道精神に依つて士氣を鼓舞せんとするに在つて、明治三十六年小原の死亡の爲、演武會を解散して武術會に合併し、毎月一回阪之上校に於て練習を繼續して現今に至る。

弓術に關しては明治四十二年十月柳原町品田孫次郎の主唱で、大日本弓道會長岡支部を組織し、同町神明宮境内に矢場を設け、會員を集めて練習し、大正二年射場を平瀉神社境内にも設け、兩者を

並立させたが、柿川改修工事の爲め神明宮境内のものを廢止し、時々盛衰ありたれど、品田は毎に孤壘を守りて屈せず、大正八九年頃より漸次再興の氣運を輓回し、男女中等學校にも弓道部が新設せられ、大正十三年長岡高等工業學校創立當時より、同校にも亦弓道部を設け、各熱心なる練習を繼續しつゝあり、現今は縣下斯界に重きを成して居る。

長岡體育協會の成立

終りに總括して現状を略叙する。

野球は最も盛んにして、市内各所に幾多のチームが設けられ、市青年會は各種の運動部を置き、會員は所屬を定めて練習を積みつゝあり、其他既設の運動團體として

- 水泳協會
- 庭球協會
- 籠球協會
- 野球協會
- 卓球協會
- 雪艇俱樂部
- 武道會柔劍
- 弓道會
- 角道會
- 市青年會競技部
- 市軍人分會

は戮力協同して、俱に共に進むの必要を認め、長岡體育協會を組織して全部を統轄し、市當局も亦之を興隆せしむるの必要を認め、補助金を交附して助成激勵し、茲に於て渾然として一大體育團を形成し、斯界の發展に努力しつゝあり、委員長は志賀定一である。

第三章 新聞事業 辯論

第一節 新聞事業

新聞雜誌の起伏

明治九年大橋佐平北越雜誌を刊行發賣す、軟文・狂詩を主としたもので、時事をも論評した、主筆は藤野友徳であつたが、二年にして廢刊した。

同十四年三月大橋佐平・土屋哲三・大森勝次・中村平作・松田周平・立花逸藏等十一名を委員として、北越新聞を發刊す、主筆は當時中央政論界の雄者たる草間時福を、月給百五十圓で招聘し、發行所を裏二の町に置いた。然るに幾許もなく大橋は社内の幹部と意見を異にし、終に同志數名を率ゐて退社し、同新聞は百五十號にして其の十月無期休刊した。

同十四年六月越佐毎日新聞が、通俗繪入の形式で發行せられた、社主は亦大橋佐平で、裏一の町^{本町一丁目}上角の自宅を發行所とし、編輯主任は始めは大平與文次尋て野口團一郎であつたが、同十六年には松井廣吉(柏軒)^{當時十八歳}を主筆として招聘した。是れが現在の北越新聞の前身である。

北越新報

明治十五年大平與文次繪入長岡日報を發行したが、約一年にして廢刊した。

同十七年一月大橋新太郎、越路花月集^{月刊}を發刊したが幾許もなく廢刊した。發行所は越佐新聞社内花月會である。

同二十三年二月大平與文次郷土史料を供給する目的を以て、月刊温古の朶を發刊す。

同二十六年一月温古の朶は三十六號を以て終刊とし、尋て二月より越の寄ふみを月二回づゝ發行し一ヶ年以上繼續したが、廢刊の年月は未詳である。

同二十六年十一月平等新聞創刊せらる。
同二十三年五月長岡鑛業新報神田一の町に創刊せらる、今の越佐新報の起源である。

同二十四年頃？平等新聞廢刊。

同三十五年五月長岡商業日報^{創刊不明}改題の長岡日報は山田又七・渡邊藤吉・内田三省等の經營を以て創刊せらる。寶田石油株式會社の機關新聞だと傳へられた。

同四十年四月前記長岡日報は越佐新聞^{越佐毎日新聞改題}と合同した。

大正四年一月内田三省・伊藤虎太・長尾義賢等の主唱で、組合組織を以て長岡日報を發行す。

同五年一月山田武雄・小澤錦十郎長岡評論を發刊す、月刊である。

同六年四月長谷川貞次旬刊北越時報を發刊す、後週刊に改めた。

同十年六月伊藤泉^著月刊雜誌「はだか」を發行す、長岡の時事を論評したり、花柳界を品隲したりし

越佐新報

長岡日報

たものであつたが、翌十一年四月限廢刊した。當時又軟文を掲げ、花柳界の消息などを傳へたものに、月刊雜誌「あもしろ誌」があつた。

大正十二年二月旬刊中越實業新報當時「シラ生る。」といふ

同十三年十月旬刊自由公論が、飛内司の手で發刊されたが、一、二年で廢刊した。飛内は又こども新聞をも發行したが、數號で廢止。

同十四年八月川上貞一郎主幹の旬刊裏日本生る。

同十五年九月昭和元年長岡商業會議所商工月報隔月發行を發刊す。

昭和四年五月月刊長岡市公報が、長岡市役所から發行せられた。

其他明治の末年頃新潟縣女子教育會の機關雜誌家庭の友が生れて三、四ヶ年續いたやうだ。市内各中等學校では、年三回位其學校の状況や、教師の意見・生徒の成績などを蒐録した校友雜誌があり小學校にも、年三回位家庭と學校との連絡機關としての印刷物が發刊せられて居る。

日刊新聞の沿革

創立

北越新報とその前身

越佐毎日新聞

紙齡一萬七千を數へ、裏日本新聞中の雄を以て誇る北越新報は、明治十四年六月九日、長岡本町一丁目七十一番地に於て、その呱呱の聲を擧げたのであるが、最初は越佐毎日新聞といひ、大橋佐平

越佐新聞

北越新報

社會的事業

社長と主筆

の創始にかゝる繪入新聞であつた、社長大橋佐平・代理大橋新太郎・主幹大平與文治・編輯兼印刷人杉生賢造、當時の新聞は活字・印刷機械は勿論、職工に至るまで、東京から聘するといふほどで、創始・搖籃時代の苦心を具さに嘗め來つた。同二十一年十一月大橋佐平の手を離れ、一時野澤尙輝・新澤文次郎の中間經營に移つたが、翌二十二年一月更に清水清・大崎廣が經營の任に當り、此の時「毎日」の二字を削つて、越佐新聞と改題、社名を長岡日進社在柳原町と改めた。然るに同二十三年一月、更に久須美秀三郎・川上淳一郎・廣井一等の經營に移つたが、此頃から一般文運の進歩に伴ひ、急速なる發展を遂げ、社礎全く定まり、同四十年四月に長岡日報社を合併して茲に現在の「北越新報」と改題、同四十二年十一月阪之上町二丁目に新築移轉した。同四十三年七月株式組織となり、愈々飛躍時代に入り縣の内外に獨特なる通信網を敷き、報道の迅速と正確とをモットーとして躍進した。又新聞の社會性なるものを認め、縣下少女オリムピック大會・縣下少年籠球大會・女子中等學校籠球・素人相撲・中等學校水泳大會・實業野球・北越美術展覽會・學生辯論大會等を主催して体育・言論・美術・文藝の發達を促せる外、大正十五年には紙齡一萬五千號記念として義勇表獎會・北越救恤團を組織し、約一萬圓の基本金を積立て、新聞の社會的使命としての任務を盡してゐる。社長は内田三省・久須美秀三郎を経て現在は廣井一で、創立當時からの主筆は松井廣吉(柏軒)廣井一(紅秋)上野喜永次(默狂)小宮山龍藏(潜龍)横矢重道(天暎)加藤金介(越南)今泉鐸次郎(木舌)關太郎(魚川)を送迎して現在の川上法勵に及んでゐる。

越佐新報とその前身

越佐新報が現長岡市長木村清三郎によつて神田一ノ町に創刊されたのは、明治三十三年五月で、當時その名稱を「鑛業新報」と云つた。特に「鑛業新報」と稱した所以は、石油發生地として全國に著聞せる長岡は、この新たに生たる機關を通じて、本邦鑛業界の發達促進に資すべく、主として石油事業界の事實・情勢を報道するを目的としたるに外ならない。然るに時代は同紙をして營に鑛業記事のみならず政治・經濟・社會等、あらゆる方面に亘れる報道論評を要求せしかば、明治四十四年四月に越佐新報と改題して今日に及んだものであるが、この間、長岡に米株取引所の設置を見るや、商機の敏速に應ぜん爲め是を夕刊となし、地方新聞として夕刊發行の先驅をなし、更に紙面を擴大し、朝夕刊二回の發行としたが、現在は晝夕二回の發行に改めた、この全國に殆んど類例のない晝刊はこれ亦同紙の一大特色といふを妨げない。大正七年現在の地に、社屋を新築し、輪轉機を増設し、次で同十年五月資本金十五萬圓の株式組織に改め、更に五萬圓の増資を斷行した。

同紙はなほ地方文化に貢献すべく、數年前來社内に講演部・運動部及事業部を特設し、各種の競技大會を自ら主催又は後援し、特に最近二ヶ年に亘り、縣下青年の政治教育に資すべく、新潟縣青年會議議員百名を縣下三十萬の青年中より投票に依りて選拔し、長岡市公會堂(昭和五年十一月十七日)に於て、擬國會を開催し、縣下青年に偉大なショックを與へた外、蠶業夏季大學を開き、地方産業の促進開發

に大なる貢獻をした。

因に現在は木村清三郎の後を承けて藤井浩然が社長となり主筆を兼ねてゐる。

長岡日報

大正四年春内田三省・伊藤虎太・長尾義賢等の主唱で、渡邊藤吉其他舊寶田石油會社系統の有力者の後援で組合組織を以て、表町五丁目本社を創立し、主として長尾義賢その經營の任に當つたが、越えて大正五年の七月株式組織に改め、内田三省を社長として、大に當時の地方政界に貢献する處があつた。其後内田・長尾兩氏相次いで辭し、伊藤虎太は社長に、渡邊藤造は専務取締役に各々就任し、大正七年表町から現在の位置に移轉し、同九年財界の大動搖に遭遇し、多大の打撃を蒙り、遂に伊藤社長は辭任し、渡邊藤造代つて社長となり、苦心經營、昭和四年には一時社長に高橋金次郎を迎へたが、翌五年同氏は辭任し、現在は渡邊藤造其他有志が經營を續けて居る。

現在の刊行物一覽 (昭和五年末)

北越新報	越佐新報	發行期日	創立案月	職員數	職工數	發行部數	定價月額	位	置
日刊	日刊	明治十四年六月	明治三十三年五月	四〇	一九二	一三七、七二四	八五	坂ノ上町二丁目	
				二七	五一	八一、〇五九	八五	荒屋敷町	

新聞名	発行日	発行頻度	創刊年	創刊月	創刊日	発行所
長岡日報	大正四年一月	日刊	一〇			觀光院町
北越時報	大正六年四月	週刊	一六			旭町一丁目
長岡評論	大正五年一月	旬刊	七			中千手町
中越實業新報	大正十二年二月	旬刊	八			觀光院町長岡高等實業女學校内
商工月報	大正元年九月	隔月刊	四、八〇〇			西文治町
長岡市公報	昭和四年五月	月刊	三〇			坂ノ上町一丁目長岡商工會議所内
米北通信		月刊				長岡市役所内
新潟縣販賣購買利用組合報		月刊				宮原町
北越菓子新報		月刊				城内町二丁目
無盡藏		月刊				臺町
						東坂之上町二丁目

尙近年市内の好文青年等が其の作文作詩などを募め會員に分つ目的で謄寫刷のやゝ整ふたものを月刊で發行してゐる。

北越新報以下四社は同時に印刷業をも兼ねて居る。

長岡市に支局を設置する各地の新聞社は左の如し。

- 東京日々新聞
- 東京朝日新聞
- 時事新報
- 報知新聞
- 新潟毎日新聞
- 新潟新聞

第二節 政治熱の勃興と辯論の練習

演説の始まり

我國に於ける演説の元祖格たる福澤諭吉の信用の篤かつた藤野善藏が、明治五年長岡洋學校校長に就任して、長岡で初めての演説といふものをやり、當時演説の何たるかさへ知らなかつた市民も、藤野其の他の努力によつて、漸く明治八年頃から市民の注意を惹く様になつた。

明治十二、三年頃長岡には演説する組が三ツに分れて居た。その一は洋學校の生徒を中心とする和同會で、他の二ツは榑野直・土屋哲三・藤野友徳等の通俗演説會と、北越新聞を中心とする政談演説會とであつた。和同會は、明治八年頃洋學校生徒井上圓了等の發企したもので、毎土曜日に演説討論の練習をしたもので井上等の上京に依りて一時中止してゐたが、後能辯家の城泉太郎が同校教頭に就任した時から和同會は復活し、恰も自由民權論の盛な時であつたから、青年の意氣頓に昂り、學術は勿論政治論迄盛にやつたものである。

次に榑野直等の通俗演説會は、月二回表町小學校を借りて、科學・衛生・歴史等の問題を、極めて通俗的に講演したので、聽衆常に堂に満ち、實にその頃に於ける知識傳達の唯一機關であつた。

長岡に於ける政談演説の元祖は當地最古の新聞なる北越新聞の主筆草間時福である。

辯論鼓吹の起源
和同會
通俗演説會
政談演説會

草間は東都の操觚界でも有名でその頃の新潟新聞の主筆尾崎行雄以上に盛名を馳せて居た程であつた。氏は毎日紙上に政治論を執筆すると共に、船江町の柳月座で月二回純然たる政談演説會を開いた、これが又いつも満員の盛況を呈した。その外草間は代言人今の護士を交へて公開の討論會を開いたり馬場辰猪其他知名の士が來岡すると一緒に、巡回政談演説をやつて巡つたり、盛に政治熱を煽ると共に辯論練習の機運を促進した。

又松井廣吉・土屋哲三などを中心として、大橋新太郎・渡邊藤吉・野本恭八郎・太刀川藤十郎・中村文吉等の一團が、月三回づゝ討論の演習をした、初めは學校を會場として居たが、後一會堂を作り上げる程に熱心であつた。併し商家の人々が多い故か、流石に一回も公開した事はなかつた。長岡の演説會は斯くして起り漸次時代と共に向上進歩して、終に今日の隆盛なる雄辯會・講演會に到達したのである。

第四章 産業復興の環境

第一節 産業復興の概観

三段の時

戰敗の結果一旦焦土荒廢に歸した長岡を、今日の興隆に導いた其の跡を回顧すると、大約三段の時

第一期

期を劃することが出来る。

第一期は明治初年から同二十年頃までの二十年間で創業期といふべく、士民の協同に依つて各方面の復興作業が計畫せられ、今日長岡の富を代表する老舗の先代主人等が、重き荷物を背負ひ、冷たい握飯を携へ、菅笠・つぶ草鞋で、盛んに各地に仕入し、又行商した時代で、即ち復興の基礎が此の時に築かれたのである。

第二期

第二期は明治二十一年から大正の初年頃に至る約二十數年間で、躍進期ともいふべく、石油事業の勃興より鐵工業の隆盛を來し、北越鐵道開通して交通運輸の便を益し、寶田石油會社の大膨脹となりて市勢頓に上がり、遂に六ヶ町村を合併して市制施行の機運を醸成するに至つた時代、即ち活氣旺盛異常の發展を示したのである。

第三期

第三期は市制施行以後今日に至る延長で、整理若しくは守成期といふべく、併し現状維持ではない一方逐次市としての設備を完成すると共に、一方投機射倖の具と見られた石油事業は健實な發達を遂げて一大實業たるの面目を備へ、栃尾鐵道・長岡鐵道の開通に伴ふ刺激と、遠く羽越線全通の影響を受けて、百貨は輻輳し旅客は集散し、今や縣下商工業の重心地として人も我も許して居る、而して今茲の上越線全通は長岡商工業界に一新時期を劃し、次の興隆期に入らしめんとするのである。

第二節 金融機關

六十九銀行の設立

明治八九年頃、政府が金祿公債を發行して、士族に交付する内議があると云ふので、當時大藏省に出仕して居た小林雄七郎から、三島億二郎に宛て、下附の公債を利用して長岡に銀行を設立してはどうかと勸めて來た。依て三島は先づ之を岸宇吉に諮り、共に上京して福澤諭吉・澁澤榮一等の意見を叩き、且つ充分に調査研究の上設立の決意を定め、兩氏の外に關矢孫左衛門・山田權左衛門・山口萬吉・青柳逸之助・遠藤龜太郎・渡邊良八・目黒十郎・谷利平・小川清松・木村儀平・志賀定七等が發企の下に、資本金十萬圓で第六十九國立銀行が創設され、同十一年十二月二十日から開業したのである。當時の役員は、頭取が關矢孫左衛門、取締役兼支配人が山田權左衛門、取締役が三島億二郎・遠藤龜太郎・青柳逸之助で、岸宇吉が副支配人の名義で、實際の業務を擔當したが、初の内は銀行員も不慣れであつたらうし、市民も利用の方法を充分會得しなかつた爲め、いろ／＼の困難や滑替談も残つて居るが、同三十年に國立銀行の營業が満期となつたので、株式會社六十九銀行として繼承することとなり、同時に資本金を三倍して百五萬圓とした。其後順調に發展して、現在資本金一千二百五十二萬圓で、縣下は勿論、全國に於ても有數の大銀行となつたのは、一に三島・岸等の周密な

設立の動機

設立者

當初の重役

發展

る計劃が、その基をなしたのである。

金融機關の増加

六十九銀行の設立せられた以後、漸次新事業が起り、北越鐵道が開通せらるゝに及んで、山口權三郎・久須美秀三郎・大塚益郎・澁谷初次郎・澁谷善作等の間に、金融機關増加の必要が論議せられたるを動機とし、星野伊三郎・野本松二郎・廣井一・川上淳一郎等を加へて發起人とし、創立委員を擧げて一切の計畫を委託し、明治二十九年十一月資本金五十萬圓を以て長岡銀行を設立し、本町二丁目に於て開業する事となつた。而して當時長岡に貯蓄銀行がなかつたし、縣下にも亦普通銀行で貯蓄部を兼營するものがなかつたから、資本金三萬圓を割いて、三十一年三月貯蓄部を設けた。爾來事業は頗る順調に進行し、市内は勿論、縣下各地に十餘ヶ所の支店を設け、資本金も數次増額して九百萬圓に達し、基礎益々鞏固となり、押しも押されぬ有數の大銀行となつた。大正十年長岡貯蓄銀行の設立せらるゝに及び、貯蓄部を廢止する事となつた。

中越貯金銀行

長岡商業銀行

明治三十三年十一月小澤幸次郎・牧口義矩・清水常作・志賀定七等の發起で中越貯金銀行が設立された。資本金は十五萬圓で相當成績の見るべきものがあつたが、營業上の蹉跌から大正二年一月閉店した。

大正六年に小川清之輔・川上佐次郎・山口健造・覺張半四郎等は資本金五十萬圓で、株式會社長岡商

業銀行を設立した、後百萬圓に増資し、更に大正十一年長岡信託株式會社を合併して百二十萬圓に増資したが、昭和四年五月六十九銀行に合併した。
 大正十年長岡銀行・六十九銀行の重役は、貯蓄銀行條例改正の結果、各銀行に貯蓄兼營が不可能となつたので、此際各貯蓄部を獨立さすとせば、市内に二ヶの貯蓄銀行の設立を見ることになり、かくては双方の不利益であるといふことに意見が一致したので、長岡商業銀行の重役をも加へ、山口誠太郎・澁谷善作・廣井一・星野伊三郎・覺張治平・長部松三郎・小畔龜太郎・近藤勘治郎・鷺尾徳之助・遠藤六太郎・小川清之輔・川上佐次郎等が發企となつて、資本金百萬圓で、株式會社長岡貯蓄銀行を設立し、表四の町に開業し、大正十五年十二月阪之上町に新築して移轉した。

金融の現況 (昭和五年末)

市内の金融機關としては普通銀行業、貯蓄銀行業、無盡業各二ヶ所産業組合八ヶ所がある、其の現況を表示すること左の如し。
 銀行業及無盡業

名	稱	業務	所在地	創立年月	公稱資本	拂込資本	積立金	純益金	配當金
株式會社六十九銀行	銀行業	表	町	明治一、一二三、五〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇

株式會社長岡銀行	銀行業	本	町	明治二九、一一	九、〇〇〇、〇〇〇	五、八四二、五〇〇	三二、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	四〇八、九七五
株式會社長岡貯蓄銀行	貯蓄銀行業	坂ノ上	町	大正一〇、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八、一〇〇	三九、五〇〇	三、二五〇
株式會社不 動貯金銀行 長岡支店	無盡業	表	町	大正九、二	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
北越産業無盡株式會社	無盡業	坂ノ上	町	昭和三、一二	三、〇〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	—	—	—
新潟市相互無盡株式會社	無盡業	觀光院	町	大正二、三	—	—	—	—	—

尙六十九銀行の支店三ヶ所、長岡銀行の支店二ヶ所が市内に在る。

産業組合(金融補助機關)

組名	所在地	組合員數	口數	出資拂込金	準備金及 積立金	貯 組合内	貯 組合外	貸出金
千手町信用組合	千手町	三三九	一、八〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	五七、四〇〇、〇〇〇	五三、七六四、一〇〇	三、〇三二、二〇〇	三五〇、三九二、二〇〇
同志信用組合	宮原町	三〇七	一、三三八	一三、八〇〇、〇〇〇	一三、八五三、〇〇〇	一三、六二四、一三三	二九、九八八、二二二	一〇七、九四四、〇〇〇
長岡信用組合	本町	四〇〇	二、五〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	四九、六五〇、〇〇〇	三三、四七二、一五五	四三、八五二、七六	一九、四四四、四八
草生津信用組合	山田町	三三九	一、三〇〇	三三、五〇〇、〇〇〇	六、八五五、〇〇〇	一九、四三二、〇〇	三、六八〇、二七	四、八三六、三六
新町信用組合	新町	一四五	五〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	四、七二七、三九	一四、〇六八、八六	—	三、九〇〇、三三
長岡生産信用組合	坂ノ上町	三八九	二、五七六	四、八九二、二四	—	二四、三三三、八二	—	九、五五、六六
長岡購買利用組合	袋町	五九八	一、〇五五	三、七五五、七三	二、一三三、一四	—	—	—
東組信販賣利用組合	四郎丸町	一、四四	四、八八	四八、〇〇〇、〇〇〇	一三、八七一、四	三六、七〇、四	七、一五、八五	二四、四六、三

東組信用組合は古志郡内に多くの關係をもつて居る。

市內普通銀行扱高 六十九銀行 長岡銀行 合算

形手諸	金 預		昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年
	其 計	特 別 當 座 期					
送金	取	支	七五、七四三、六〇〇	五六一、六三三、六三七	七四、二七二、七四二	六九、三三八、四五〇	五五、〇〇六、七六六
荷爲替	取	支	五五、八三九、五七〇	四九、六四四、五六六	六六、八九三、四七四	五四、六〇〇、九〇五	四五、二八、二四五
代他所引及取立	取	支	三三、六六八、五六六	一六、八九四、〇七八	一六、一六〇、五八九	一三、五九一、一九七	八、八二六、九九三
代金取立	取	支	四三、三三三、五三三	一九、〇三八、八八四	一八、三二二、五七三	一三、七六八、七九九	一〇、八四三、〇一九
當座付	取	支	四四、六〇〇、〇三三	三七、六三四、四三八	三六、〇〇八、八三七	四三、七四一、一三一	三三、九四五、三四二
當座付	取	支	四二、七六四、〇五五	三七、七八七、四〇五	四三、八〇三、一三六	三四、一三三、六六三	二七、八七二、四八
當座付	取	支	空、四三〇、九三三	六、八六二、五二九	五六、八〇〇、七四三	五七、九六一、一九四	四八、〇三三、六六一
當座付	取	支	五〇、九三三、九三〇	四三、七六六、八六三	四三、〇五四、五六三	三三、七三三、〇〇八	二八、三三五、七八八

長岡貯蓄銀行預金及貸出金

金 出 貸	諸貸付高		昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年
	計	其 他					
年未現在	計	其 他	六、三六五、三二七	五、九九九、三三三	一八、七四六、〇八五	一七、三〇一、八一七	一三、〇八五、四三三
計	計	其 他	五、五五五、〇八六	四、〇八五、三三四	三、九二四、二二四	四、四三七、九二九	二、七〇〇、九四六
當座	計	其 他	二六、三八四、五四四	二五、六九四、〇〇八	一一、五二五、六〇五	一一、三三二、九四八	九、二五五、〇八八
貸付	計	其 他	一六、八七七、七〇〇	一四、〇二二、七三二	一四、八四四、四三三	一三、三六〇、六三三	一四、一三三、四六二
計	計	其 他	五、一七五、〇〇〇	四、〇〇六、八九九	四、三三三、一七四	三、三〇〇、五四五	三、三九六、六六二
其他	計	其 他	九七八、七七二	九八〇、三七九	一、六八一、九二三	一、六八一、一五三	一、五三六、一六四
其他	計	其 他	一一、七〇〇	一四〇、三三三	一五三、六三九	一四七、三三七	七、一七〇、〇五五
其他	計	其 他	三三、一五五、六五五	一九、九〇四、三三二	二〇、九二四、一五七	一八、四二八、二九〇	一八、八八八、一〇二

金 出 貸	貸出金		昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年
	計	其 他					
貸出金	計	其 他	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、七五三	一、三六六、八〇六	一、〇八七、〇三三	一、一七八、八四五
計	計	其 他	一、〇〇〇、〇〇〇	八六五、〇〇〇	三六、三〇〇	三四八、五〇〇	三〇九、〇〇〇
其他	計	其 他	二、七四〇、五七五	一、八六五、七五三	一、五三三、五〇六	一、四三三、五三三	一、四八七、八四五
其他	計	其 他	一、五〇〇、八六六	四五六、四三五	一、三三八、八四二	一、四七一、四一六	一、三五六、七六五
其他	計	其 他	一、九九一、四四二	二、三三二、一八七	二、八三三、四四七	二、九〇六、九四九	二、八四四、六二〇

契付給		金 預 別 金				
五百圓以上	千圓以上	合 計	五百圓以上	五百圓未満	百圓未満	五十圓未満
金 人	金 人	金 人	金 人	金 人	金 人	金 人
額 員	額 員	額 員	額 員	額 員	額 員	額 員
六、五、八〇〇	二、四、五、七、〇〇〇	四、四、八、四、〇、七、六	一、六、七、五、〇	一、三、九、七、八、五、三	七、五、〇、九、七、六	七、四、四、九、三
八、三、五	二、四、五、七、〇〇〇	九、五、三、六、一	一、九、九、三	七、一、三、六	一一、六、三、七	七、七、七、四、七
三、二、七、四、〇〇〇	三、三、三、四、七、〇〇〇	四、八、五、四、七、二	二、〇、四、三、九、三	一、四、八、〇、〇、五	六、四、六、九、五、〇	七、九、一、五、三
六、二	三、三、三、四、七、〇〇〇	九、八、〇、〇、二	二、三、三、七	七、一、五、七	九、三、四	七、六、〇、五、五
三、〇、〇、〇、〇	三、七、八、〇、〇、〇	五、四、〇、七、四、二、九	二、四、〇、三、五、七、九	一、五、五、三、四、三	六、〇、八、五、八、五	八、一、六、八、四
七、五	三、七、八、〇、〇、〇	一、〇〇、九、三	二、六、四、六	七、三、八、七	九、一、〇、五	八、四、二、八、三
四、八、〇、〇、〇	五、〇、〇、〇、〇、〇	四、〇、三、二、八、三、四	一、四、五、六、一、八、二	一、三、九、一、一、九、八	四、八、八、六、七	七、六、四、四、四
九、五、四	五、〇、〇、〇、〇、〇	九、一、五、三、三	一、二、九	六、九、四、三	六、九、四、〇	六、八、五、八、三
六、五、〇、〇、〇	六、七、五、五、九、〇〇	四、一、〇、一、八、四、六	一、六、七、九、二、七	一、三、七、八、〇、八、七	四、七、九、一、二、七	七、六、八、五、〇
一、三、七	二、四、九、六	九、一、三、二、八	一、二、八、四	六、九、八、一	七、二、三	六、六、五、五、〇、五

特種銀行預金契約並集金貸附高

不動銀行長岡支店

昭和元年

昭和二年

昭和三年

昭和四年

昭和五年

別 業 職 者 金 預					他 其 金 預 及		
合 計	其 他	農 業	工 業	商 業	期 末 殘 高	一 ヶ 年 拂 戻 高	有 價 證 券
金 人	金 人	金 人	金 人	金 人	金 人	預 金 高	期 末 現 金 在 高
額 員	額 員	額 員	額 員	額 員	額 員	額 員	額 員
四、四、八、四、〇、七、六	一、三、八、三、一、〇、九	九、五、九、三、四、九	二、六、六、五、四	一、四、七、六、三、四、四	四、四、八、四、〇、七、六	五、七、五、七、〇、八	二、七、〇、七、七、七
九、五、三、六、一	二、九、七、六、三	二、六、六、五、四	一、四、五、八	一、四、七、六、三、四、四	九、五、三、六、一	四、八、五、八、六、二	一、四、二、三
四、八、七、五、四、七、一	一、六、三、五、六	九、三、八、三、六、一	七、〇、三、三、六	一、五、九、一、六、八	四、八、七、五、四、七、一	六、一、九、一、二、〇、八	二、七、六、七、〇、三
九、八、〇、三、一	三、二、三、七、五	二、六、六、五、四	一、四、六、八、五	一、四、七、六、三、四、四	九、八、〇、三、一	五、八、〇、七、七、三	二、八、九、八、九
五、四、〇、七、四、二、九	一、八、七、八、〇、三、九	一、〇〇、九、九、六、〇	七、〇、三、三、六	一、七、五、九、三、三	五、四、〇、七、四、二、九	六、八、五、三、九、六	二、八、三、七、八、七
一、〇〇、九、三	三、四、一、八、四	二、六、六、五、四	一、四、九、五、六	一、四、七、六、三、四、四	一、〇〇、九、三	六、三、九、三、三、八	二、二、六、七
四、九、八、一、三、三、三	一、六、五、七、〇、七、七	八、六、八、三、九、九	六、五、一、〇、九、九	一、八、〇、四、七、九、八	四、九、八、一、三、三、三	七、三、六、一、八、〇、五	三、二、九、〇、九、五
九、五、九、三、四、九	三、三、八、〇、八	二、五、五、九、四	一、三、五、八、五	一、八、〇、四、七、九、八	九、五、九、三、四、九	六、八、三、三、六、九	三、二、六、七、九
五、〇、九、七、一、〇、一	一、六、七、九、三、七、三	八、四、〇、〇、一、〇、三	七、七、七、三、九、〇	一、八、〇、〇、三、三、七	五、〇、九、七、一、〇、一	七、九、〇、一、〇、八	三、六、六、六、四、五、三
	三、三、四、二、六	二、五、五、九、四	一、三、八、〇、八	一、八、〇、〇、三、三、七	六、一、四	七、四、七、四、一、六、三	三、〇、八、八、三
	六、六、二、六、七	八、四、〇、〇、一、〇、三	三、三、四、二、六	一、三、八、〇、八	六、一、四	九、七、五、九、八	
		八、四、〇、〇、一、〇、三	三、三、四、二、六	一、三、八、〇、八	六、一、四	六、三、九、一、五、四、〇	

爲	金貯替振			昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
	拂出	拂込	口座					
内國	金	金	金	額	額	額	額	額
振出	出	込	座	数	数	数	数	数
金口	金件	金件	座					
額数	額数	額数	数					
一八、八六七	三三四、五三二	四一九、五三三	一七	五七六、一九九	三、七六七	一、九六五三	三、九七二	一、五九〇
二〇、〇一一	三四五、〇六九	五五八、三三七	三三	五九五、八二六	三、七六七	一、九六五三	三、九七二	一、五九〇
一九、〇一一	二七六、八五七	五〇五、一一三	一〇	五三〇、九〇三	三、七六七	一、九六五三	三、九七二	一、五九〇
一九、〇一一	三〇一、三一九	五〇五、一一三	一三	五三三、六六六	三、七六七	一、九六五三	三、九七二	一、五九〇
一九、〇一一	二四九、四六〇	六〇五、六〇三	一五	五二〇、六二八	三、七六七	一、九六五三	三、九七二	一、五九〇

郵便貯金爲替簡易保険

本表は昭和三年迄は新潟市相互無盡合資會社長岡出張所加入の者、昭和四年以後は北越産業無盡會社と二社分合算一般の頼母子は調査せず。

支集	高	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
拂金	金口	額	額	額	額	額
金高	金口	数	数	数	数	数
一七五、〇〇〇、〇〇〇	一八八、五〇〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
一五八、八三三、三九〇	三二九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
一五八、八三三、三九〇	三二九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
一五八、八三三、三九〇	三二九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
一五八、八三三、三九〇	三二九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
一五八、八三三、三九〇	三二九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇

拂支及金集高約契			昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
二千圓未満	千圓未満	三百圓未満					
金口	金口	金口	額	額	額	額	額
額数	額数	額数	数	数	数	数	数
五八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
五八	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
五八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
五八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
五八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
五八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二六	二九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇

無盡會社一ヶ年契約高集金及支拂高

貸集	合	高約	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
高	高	高	額	額	額	額	額
高	高	高	員	員	員	員	員
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七
六六、六六六	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七三六、〇七七	一、〇一五、四四四	一、一七五、三三三	一、八三三、六三三	二、八五九、〇七七

營業戶數	出賃		受質		流質
	件數	金額	件數	金額	
	額數	額數	額數	額數	
一八	一八,八四三	一五七,八九〇,〇〇〇	一五,三三三	一三五,八九九,九〇〇	二二,三五八,九〇〇
一七	一七,二六三	一三八,五七七,五五〇	二二,三七八	一一〇,七六〇,九三〇	二一,八八八,九〇〇
一九	一四,二九四	二一八,四五六,六四〇	一一,〇四四	九六,七〇六,七四〇	一六,八四三,〇九〇
一七	一三,六三三	一〇五,五五六,六〇〇	一一,三九九	八三,八六六,〇五〇	三三,二六〇,八〇〇

質屋金融

保險料額	保險額	保險料額	保險額	易保險料額	保保險額	保保險料額	保保險額				
								件數	金額	件數	金額
								平均	平均	平均	平均
101	101	101	101	101	101	101	101				
101	101	101	101	101	101	101	101				
101	101	101	101	101	101	101	101				
101	101	101	101	101	101	101	101				

簡	人口千人比	契約件數	貯蓄		替換		
			年度末現在預金額	拂入新預金額	外國		拂渡金額
					拂入金額	振出金額	
101	101	101	101	101	101	101	101
101	101	101	101	101	101	101	101
101	101	101	101	101	101	101	101
101	101	101	101	101	101	101	101

第三節 陸 運

飛 脚 屋

飛脚屋

明治初年貨物の陸送は、總て飛脚屋なるものによつて營まれた。飛脚屋といふのは多くの荷物を宰領して、宿々て人足を繼いで東京なり、京阪なりへ、貨物や書狀・金子などを届ける職業であつて、長岡には約二十戸程あつた。そこでその頃の賃金は、京都迄十貫目六圓五十錢、東京迄五圓位で、日数は長岡東京間平均往復三十日、京都是四十日位かゝつたもので、甚しく不廉且つ不便であつたが、その頃としては、これ以上致し方がなかつたのである。大橋佐平が明治五六年頃陸運會社を經營したり、小林傳作が同十六、七年頃通運會社の支店を長岡に設置したりしても、唯往時の傳馬所扱の宿繼が會社の支店扱に變ぜられた丈で、多少便利になつたとはいふものゝ、五十歩百歩の相違に過ぎなかつた。

運 送 業 一 新

明治三十一年十二月の北越鐵道全通は、長岡運送界の面目を根底から一新した。以後運送業者は殆んど長岡驛附近に移つた。その後大正四年城岡驛、同年一月栃尾鐵道、大正五年三月長岡鐵道の開

設及敷設に加ふるに旅客及貨物自動車の年々その數を増し、今や運送の利便は全く隔世の感あるに至つた。

鐵 道 敷 設

北越鐵道

明治二十九年二月、前島密・銀林綱男・澁澤榮一・原六郎・末延道成・大倉喜八郎・山口權三郎・久須美秀三郎・岸宇吉・波多野傳三郎・鍵富三作等が資本金三百七十萬圓で北越鐵道會社を創立し、直ちに工事に着手し、同三十年には直江津柏崎間及新潟三條間が開通し、同三十一年に長岡を中心とした中部が落成し、茲に全線の開通を見たのである。同四十年國有となり、省線信越線の一部となつた。長岡市の工業地帯が漸次北部へ移轉すると共に、長岡驛だけでは、その貨物を吞吐するに不便なるより大正四年十一月一日北部城岡町地内に一驛の開設を見た、これが現在の城岡驛である。爾來此驛は、貨物の集散驛として大なる使命を果しつゝある。

栃尾鐵道

大正四年渡邊藤吉・小林友太郎等によつて栃尾鐵道株式會社が設立され、長岡・見附・栃尾間を連結し、其の後悠久山へ延長して、遊覽客に利便を與へてゐる。

長岡鐵道

大正五年には、渡邊六松・渡邊藤吉・木村松二郎等の發記で長岡鐵道が開通し、西長岡と寺泊港を連絡し、後信越線來迎寺驛に接続せしめた。かくて長岡市は海にも連絡して、佐渡行が最も便利となつた。

上越線の起原は、遠く明治十七八年頃、南魚沼郡の有力者岡村貢の唱道に初まり、同二十五年の第三議會では鐵道敷設法として通過したが、第七議會ではその比較線である北越線を採擇した爲め、一時消滅し、同二十九年には、民間有志が資本金七百萬圓で上越鐵道株式會社を起し、假免許を受け、これも實現に至らずして、同三十二年に解散の止むなきに至り、茲に上越線問題は一頓挫を來たし、爾來荏苒二十年後の大正六年の第四十議會に於て本鐵道敷設に關する豫算案が通過した。即ち同七年より十四年迄八ヶ年の繼續工事として、高崎長岡間延長百二哩六十鎖、總豫算千六百八萬圓であつた。然るに其後物價の變動、其他の理由で最近の豫算は三千六百六十三萬五千餘圓、年限も延びて昭和六年となり、同年九月一日にいよいよこれが全通を見るに至つたことは國家としても地方としても一大福音といはねばならぬ。

しかして其の工事は東洋一と稱せられる清水トンネル及松川・水上兩ループ式を初め、勾配五十分の一以上なること、曲線の二十鎖を最小半徑としたこと、線路を太くしたこと等、あらゆる點に最善を盡したるは、如何に國家が表裏日本を連絡する幹線として、經濟上・交通上・軍事上多大の考慮を拂つたか窺はれる。

此線の開通後は、東京・長岡間に於て六十哩を短縮し、なほ勾配線を水平線に換算すると、約百六十四哩餘を減減したと同じ結果になり、これを時間的に見れば、從來普通列車東京・長岡間の約十二時間が約七時間に短縮され、急行に至つては、信越線による約十時間の半にも達しないのである

今上越線開通が既設各線に如何なる影響を來たすべきかを考察するに、實際上距離短縮の爲め上越線によるを利とする區間は既設上越北線は勿論、信越線にては柿崎以北・羽越線にては藤島以南・磐越線にては津川以西である。

次に貨物の輸送には、更に甚大なる影響がある。今運輸局の調査によれば、秋田長岡間は著しく通過貨物を増加し、その反對に奥羽線・磐越線・東北本線はその數量を減ずる見込である。それが理由としては、奥羽線では福島・米澤間に三十三分の一の勾配があり、貨物輸送に大障害を來し、その輸送救済の爲め、一部横黒線や陸羽東北線を迂回し、又信越線は碓氷の牽引力の關係上、現在の列車數は殆んどその限度で、それ以上の緩和の爲めに中央線や磐越西線を経由して居たのが、皆此の上越線開通の爲めに救済される結果となるのである。

尙ほ試みに以上の事實を運轉費の比較上から見るに、福島・米澤間の二十六哩を現在では約三時間を要するが、その運轉費を以てすれば、上越線の勾配では、優に四倍半の百十七哩を走行し得る計算であり、且つ碓氷の牽引力が現在以上は望まれん關係上、秋田地方及信越線・北陸線沿線中、距離に於て遠くとも、時間に於て速き地方の貨物は上越線を選ぶ結果となるからである。要するに上越線の重要なる使命は、關東地方と裏日本地方を非常に近接せしめる外に、信越線・奥羽線等の既設幹線の複線作用をなすものと云ふべきである。

市内の交通運輸

国道八號線 市街の中央を縦貫し、南は魚沼郡より群馬縣に入り、北は新潟に達するもの。
 縣道柏崎線 千手町より国道八號線に岐れ、千手横町・草生津町を經、西して刈羽郡柏崎に通ずるもの。

縣道栃尾線 新町より城岡町を經て、古志郡栃尾町へ。
 縣道與板線 藏王町より三島郡與板町へ通ずるもの等。
 其他里道は四方八方に通じて居る。

近年自轉車は普及し、自動車・牛馬車が年一年と増加するに至り、荷車及人力車は漸次減少し、殊に人力車が舊時の遺物として見られるのも遠い將來ではあるまい。

自 動 車	自 轉 車	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
二、五三八	四	三、五〇〇	三、八八四	三、九七六	四、二五五	二一

諸車が自由自在に交通し得るのは、雪解けの四月から雪降り前の十一月頃まで、積雪の間は主要街路のみ毎朝の排雪に依つて、僅かに小車を通するだけで、旅客貨物の輸送には、人力車若くは荷車の代りに櫓を用ひ、人は市中に於ける「附下げ」俗稱 廊木の下を通行する。

市内交通量調査表

歩 道	一日 數	表町通		坂ノ上町一		東坂ノ上町二		城内町二		四郎丸町		地藏町		市内合計	
		(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)	(表町通)
幅	六、五八九	六、一〇〇	六、〇〇〇	六、一五五	七、三〇〇	六、三四九	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五六〇	一、五八五	一、五八五	一、五八五	一、五八五	一、五八五	一、五八五
計		五、〇一七	六、〇五一	六、四五〇	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五
自 動 車		二、一九一	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三	二、二一三
自 轉 車		一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
貨物用		七	六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
乘 用		二七	七	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
貨物用		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
牛 馬 車		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
荷 車		六三	六八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
其 他 小 車		一七五	一七三	一六九	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
人 力 車		五、〇一七	六、〇五一	六、四五〇	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五	六、四一五

行	者	最一時大		自午後四時至同	自午前七時至同	自午前七時至同	自午後四時至同	自午前七時至同	自午前七時至同	自午後一時
		時間	數							
自轉車	二、七九	二、八三	二、九三	二、七六	二、六四	一、六七	三、五四	二、七	六、二四	
人力車	一、六七	一、八一	八二	二、五	八三	一、八九	一、六	一	二、六五	
荷馬車	七九	七五	七〇〇	七四	三三	五七	一、六	七	一、三、七六	
牛馬車	一〇三	八〇	四九	八四	六	八六	四〇	二〇	二、二、九七	
自動車	二、一五	一、六	三三	一、三	四	六	二六	一	一、四、〇五	
合計	一〇、五〇	一〇、〇四	一〇、二五	一〇、〇八	九、〇三	八、八三	一、四三	一、三三	三、九、〇八	

右は大正十五年六月一日、午前六時より午後六時に至る十二時間の交通量に關し、長岡市都市計畫課に於て調査したものである

現在長岡を發着する汽車線路

省線信越線

北して、三條・新津を経て、新潟に至る。六十五軒。東三條に於て、省線彌彦線に接し、新津より省線磐越線に入る。西南に進み、柏崎・直江津・高田・長野・碓氷を過ぎて、高崎に達す。二百五十四軒。直江津に於て省線北陸線に接し篠井より省線中央線に入る。

省線上越線

南して、小千谷・小出・浦佐・六日町より有名なる清水隧道を経て、沼田・澁川を過ぎ、新前橋に至る。百五十八軒。川口に於て省線十日町線に通ず。

私線栃尾鐵道

北東に進み、上見附を過ぎて、栃尾町に至る。二十四軒。東して悠久山に至る約三軒。

私線長岡鐵道

西長岡より北するものは、關原・與板を経て、寺泊に至る。三十一軒。大河津に於て、省線越後線と交叉す。西するものは、來迎寺に至り、省線信越線に接す。八軒。

鐵道統計

鐵道乗降客調

長	大正十四年				昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	一等	二等	三等	貨計	一等	二等	三等	貨計	一等	二等	三等	貨計
客	二、二九七	七〇、九三九	七三、三三六	四三、一七五	一九、九三三	七五、〇八四	七五、〇七七	四三、六七七	一七、二四	八六、六八九	八四、八二三	四七、四三三
貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・岡長下)道鐵尾柝					岡					
降客	乗客				入場切符 一日平均	一日平均		降客		
	二	一	貨	計		乘降	乘計	三	二	
等	等	等	等	等	車貨	客客	等	等	額	
					三,〇二二	六九,〇〇〇	一,九一五	二〇三	七〇,七三八	三六六
					八	六九,〇〇〇	一,九一五	二〇三	七〇,七三八	三六六
					三,一七三	六九,〇〇〇	一,八五五	一九四	六七,七〇五	二七〇
					九	六九,〇〇〇	一,八五五	一九四	六七,七〇五	二七〇
					三,〇八七	六九,〇〇〇	一九九	二〇八	七二,六九五	一三二
					八	六九,〇〇〇	一九九	二〇八	七二,六九五	一三二
					三,一八二	六九,〇〇〇	二〇〇	二一八	七三,七六七	一九六
					八	六九,〇〇〇	二〇〇	二一八	七三,七六七	一九六

城					岡					
降客	乗客				入場切符 一日平均	一日平均		降客		
	二	一	貨	計		乘降	乘計	三	二	
等	等	等	等	等	車貨	客客	等	等	額	
					九二,四二一	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					二五三	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					九七,八二一	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					二六八	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					一〇六,一七六	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					二九二	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					一〇七,七三三	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七
					二九五	一,二五五	二,〇〇三	七三六,〇三三	七五,三三六	三,六七七

鐵道小手荷物貨物發着調

岡	長		
	手荷物	小荷物	
發着	發着	發着	
發送貨金	發送貨金	發送貨金	
1,099	2,340	180,258	大正十四年
2,540	153,385	23,349	昭和元年
1,344	6,550	183,505	昭和二年
2,033	163,455	204,973	昭和三年
1,446	46,226	158,233	昭和四年
2,128	32,477	121,568	
4,027	166,949	119,822	
2,527	30,794	166,949	

(驛岡長西)			
入場切符	一日平均		
	總數	乘車	乘客
一日平均	貨	客	計
1,204	87	345	125,732
3	87	345	
1,114	93	345	124,326
3	93	345	
1,068	82	337	119,434
3	82	337	
1,064	75	287	104,669
3	75	287	

道鐵岡長				(驛岡長・口田神)			
降客	乗客			入場切符	一日平均		
	三	二	一		總數	乘車	乘客
等	等	等	貨計	一日平均	貨	客	等
2,498	845	3,700	133,563	4,514	54,823	77,965	77,850
1,458	845	3,700	133,563	2	54,823	77,965	77,850
2,349	845	3,700	133,563	11	7,070	79,953	79,850
1,812	633	2,979	105,704	1	0,000	51,704	51,704
1,043	543	2,746	94,626	18	0,000	66,788	66,788
1,043	543	2,746	94,626	1	0,000	66,788	66,788

(驛岡長・口田神・岡長下) 道鐵尾枋					驛	
物	貨		手荷物	小荷物	物	到
	平一	到發				
發送貨金	到發	發送貨金	發送貨金	發送貨金	發送貨金	發送貨金
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
三九四	二〇、九七八 五、六八八 七、六五六 一四、三六二	一八、八六六 一四、三六二	一〇〇 一〇〇 一〇〇	五二 一五、一三三 二九、八七三	二七〇 一三六 五八	四九、七四三
四〇	二八、七六 五、三三八 一〇、四八五 一五、五	一九、五九一 一四、六二二	一七 七九九 九五九	四六四 一三、〇五一 二五、九七八	二八二 一四二 五七	五、六四
四八	五二、五三二 八三、四七七 一九、一七四 四〇〇	三〇、四六九 一七、五八	一六 六三五 四〇九	五二三 一三、三〇三 二六、一九〇	三四四 三三 六六	八〇、八九七
四〇	四六、三五 七九、一九三 一四、四三二 五九六	二八、九五 一六、九五	一六 八六五 一〇〇	五四 一九、三三 二八、〇〇一	四六七 一六七 八八	六一、四五

岡 城					驛	
貨	手荷物		小荷物	物	貨	到
	平一	到發				
發送貨金	到發	發送貨金	發送貨金	發送貨金	發送貨金	發送貨金
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
九八、五九〇	二二、二六 一、三三四	一、七〇四	三、九六〇	七、三七	七六八 三三三 二二	七、一五 二八〇、四五〇 二二、五八九
一〇三、四九三	九八 一、一七六	一、六六六	三、九五三	七、三六六	七〇 三九一 一八四	六、二六 二六二、八四五 一四三、六四一
二五、九二九	九三 一、二四三	一、六八五	三、六八	六、八二二	八〇〇	七、五二 二九二、九九 一四〇、二九七
一七〇、五二五	一〇七 一、二七九	一、六九五	三、三三	五、六〇〇	八六三 三八三 一九六	七、四三〇 三三、八八 一四〇、〇〇七

長岡鐵道(西長岡驛)					
物	貨		手荷物		小荷物
	平一 均日	到 着	發 送	着	發
發送貨金	到 着	發 送	發送貨金	發送貨金	發送貨金
	二、八四一 斤	一、三、六九 四、七三斤	一、二、八 四、五七斤	六、〇五 四、五七斤	二、三、五 二、四六斤
	九、五四 一、〇、四 五、〇九四	二、六	一、〇、五 四、六、三二	七、二、七 四、八、四	一、三、三 一、四、六
	二、七、五 一、一、〇、 五、一、九〇	三	一、一、八 四、九、七	八、四、八 四、八、七	一、三、一 一、五、六
	一、一、八 三、四	三	一、一、八 三、四	八、五、九 四、八、三	一、四、五 一、四、五
	二、三	一、五	一、一、八 三、四	八、五、九 四、八、三	一、四、五 一、四、五

第四節 水 運

信濃川及支流の利用

水運は信濃川及其支流を利用する方法で、長岡を中心として連絡する地方を挙げると、

信濃川 本川上流 小千谷 川口 岩澤 十日町
 同 下流 與板 大河津 三條 加茂新田 小須戸 酒屋
 支流 魚野川 堀之内 小出 浦佐 六日町
 同 澁海川 塚山 小國 月瀉 大野
 同 中ノ目川 燕 白根 和納 卷 曾根
 同 西川 地藏堂 吉田 和納 卷 曾根
 同 刈谷田川 今町 見附
 同 五十嵐川 荻堀 荒澤
 同 加茂川 加茂 黒水
 以上の外連絡は小阿賀川・阿賀川・能代川・葛塚川・早出川で、連絡地方は新津・五泉・馬下・津川・葛塚・木崎等である。
 その上下の船の殆んど全部が、或は藏王より、或は新川を経由して内川に入り、上田町・渡里町・

水路の連

船舶の出

裏町・吳服町・重石工門・石内・藏王の各河戸で貨物及旅客を集散した。その取扱は、初めは問屋組合なるもので、明治八年、信濃川通船取扱組合を組織し、これに代つたが、却々盛んなもので、三魚沼地方へ送る食鹽丈でも、年々七萬俵を超えたと云ふことである。運賃は、米及鹽一俵が長岡新潟間、四錢五厘乃至五錢で、今から見れば低廉なものであつた。明治二十年には、時世の進運に伴ふ爲め、三魚沼郡及長岡の各團體が長岡に集合して、貨錢及貨物一箇の斤量の協定、奸商取締等の規約を作つた事もあり、又新川口が洪水の爲め屢々破損或は埋没したので、その對策或は修繕等に努力して運送の利便を計つたが、その内に別項の各川汽船會社の設立、續いて北越鐵道其他の敷設によつて、組合も自然解散し、現在では個人經營の發動機船で、僅に大河津・與板の沿岸小部分の地方に貨物を輸送して昔の俤を止めて居る。

新潟長岡間の汽船航路開通

今日では殆んどその跡を斷つたが、鐵道敷設以前の長岡・新潟間唯一の交通機關は、川汽船で、これにも種々の變遷があつた。

第一が明治六年頃、新潟の鈴木長藏・齋藤喜十郎・鈴木長八・櫻井勘藏・岩瀬藤七・刈部喜兵衛等の設立した川汽船會社で、資本金は壹萬五千圓、魁丸と云ふ汽船を使用し、一日は新潟から長岡へ、翌日は長岡から新潟へと云ふ風な、悠長なものであつたが、相當の利益を挙げ、和唐丸といふ

のを増した。然るに此の和唐丸は十三年に機關が破裂して廢船となり、次で豊丸ゆたかを新造した。一方長岡では、松田周平・綿徳などの發起で、新潟の中野平彌・清水芳藏・荒川太二及三島郡の遠藤龜太郎等と安全社を設立し、安全丸を新造して川汽船會社と競争した。それは明治十三年であつたが、同十五年には遂に川汽船會社を買収して一時獨占した。同十六年には、小千谷の山本比呂伎・小島嘉兵衛・五十嵐麗景・同大藏等が壘進社を設立し、第一號より第三號迄の進丸を新造し、小千谷新潟間を航行し、安全社と競争したが、あまり競争が激甚で、到底双方の利益でないことを悟り、遂に合併して安進社と改名し、一段落が付いた處へ、又々新潟の櫻井勘藏が川汽船業を始めて競争したが、後安進社のみとなつて、一日に二回又は三回長岡新潟間を通航して、交通の爲めに盡したが、北越鐵道の敷設と共に、次第に旅客貨物が減じ、且つ年々河身が不良となり、航行も困難となつたので、大正八九年頃いつとなしに廢絶した。

第五節 長生橋の架設

遠く信飛の國境を發し、汪洋百里、新潟縣の大部分を縦斷する本州第一の大河たる信濃川は、長岡として、其昔戰時にあつては、無二の要害に相違ないが、平時にあつては、近くは三島郡・刈羽郡遠く上越地方から北陸道、關西への重要な交通路を遮斷して居るので、之を渡る旅客貨物の數は、想像以上に多數であつたと共に、橋の無かつた昔の不便は、これ亦想像以上のものであつた。

草生津渡守宅兵衛は、明治時代に入りても尙渡船を繼續して居たが、時世は一變して、渡守に對する給與は明治五年を以て廢止せられたから、同年六月本大島村の戸長は渡守宅平の爲に、其の營業を繼續することを柏崎縣廳に願出で、同時に船賃定額の許可をも併せ得たり。

一人一日の往還 六十文づゝ、
(男女共七歳未満は無賃)
 賣荷一箇に付 二十文 御用荷も同額
 肴荷一駄 八分 牛馬一匹 三百文
 駕籠一挺 錢二百文
 渡船は三十五人乗 馬船は七十人乗
 「ツナギ」は廢止

渡船の其の後

渡船權の爭奪

是れより先、長岡町の大橋佐平は陸運會社を設け、尋で郵便御用をも引受ける事となつたから、郵便の運送上、渡船の敏速を要すとなし、宅平に交渉する事なしに、直接内務省に出願して、渡船經營の許可を得たので、慶長以來三百年間一手に掌握した渡船權を、一朝にして奪ひ去られた宅平は、驚愕措く所を知らず、地元村民の間にも亦苦情百出し、同村戸長及副戸長連署の上、柏崎縣廳に請

願する所ありしに縣廳にては、詮議の末、明治六年六月大橋佐平と合同經營する條件の下に、願意を許可せられたから、爾來大橋と數回の折衝を重ね、翌七年八月に至つて、協約漸く成り、連署を以て新潟縣廳(當時柏崎縣廢止)に届出た。協約の要項は

一、渡船場の損益は大橋佐平三分の二、長谷川三男三郎(本大島村戸長)三分の一に分賦すること。

但し大橋分には草生津村への配當を、長谷川分には村方舊營業者への同上を、それらに包含す。

二、明治八年一月一日より大橋二日、長谷川一日づゝ隔番に渡船賃を收受し、其の多少は天運に任せ出費は翌月一日其前月分を精算する事。

三、渡船賃は、毎年四月から十月迄は

一 人	五 厘	長棒かこ	一 挺	一 錢四厘	
引戸かこ	一 挺	一 錢	垂かこ	一 挺	七 厘
長 持	一 棹	一 錢	兩 掛	一 箇	三 厘
乘 馬	口附共	一 錢	小荷駄	一匹口附共	一 錢四厘
毎年十一月から三月までは					
一 人	七 厘	長棒かこ		二 錢	

以下之に準じて増額す。

長生橋の架設 渡船の終焉

其後間もなく、三島郡岡村の廣江椿左衛門の設計で、大工川崎甚藏が棟梁となり、同郡池津村堀井

彌十郎が金主になり、遂に本流が二百三十間、支流が四十八間といふ、その頃としては空前の大橋梁たる長生橋が明治九年四月に落成した。依つて渡船組は之と競争せんと試み渡船賃一人二厘(渡橋料は八厘)に、其の他も之に準じて引下げた旨、新潟縣廳に出願する事二回であつたが兩度とも『新橋落成の上は渡船無益に屬し候に付外に稼の道相立て候様心得べく』と却下になつたけれども、渡船は架橋後も尙止める様子もなく、且つ大字下山から渡橋料と同額の賃錢にて、小舟を舩し、南方より來るものを吸収して、草生津に輸送するなどの舉に出で、明治十一年頃まで渡橋と相争つたが、當局者の仲裁に依つて、双方の妥協成り、終に渡船を廢する事となつた。

橋梁組合組織

明治十一年畏くも 明治天皇、北越御巡幸の際には、長生橋の上だけは御輿で通御になつた、その時苦蕒の渡船小屋に御紋章付紫の幔幕を張りて玉座を設け、畏くも其處で御輿に御移乗遊ばされたとの事である。

同十四年の洪水で、一部流失し、再築不能の状態となつたが、三島郡藤橋の遠藤龜太郎の首唱で、株式組合を設けて再築した、此橋梁組合は同二十五年、縣營に移る迄繼續した。

其後、水勢も屢々變動し、幾度か改築せしが、今や延長四百八十間、本邦有数の木造橋梁となつて長岡西部の交通を司つて居る。因に創設當時の賃錢は次の如くである。

一金 八 厘	人 一 人	一金 一 錢	荷物 一個 <small>(七貫目以上持人共)</small>
一金 一 錢 六 厘	荷馬 一 匹	一金 八 厘	駕 一 挺
一金 一 錢 六 厘	人力車 一 挺	一金 二 錢	荷車 一 挺 <small>(人夫共)</small>

第六節 郵便電信の創始

長岡郵便局の創始

明治四年九月、大藏省から郵便要領の諭達があつて、全國一般に郵便制度を敷く爲め、貨物信書の往復、人馬の賃錢等の調査方を、長岡町會所に通達があつた。同五年四月柏崎縣から、其筋の官吏が不日巡驛するから、それ迄に郵便取扱人を選擧し置く様、通達があつた。そこで町會所では協議の上、平澤廣作を推擧し、同年七月一日長岡町會所で郵便事務を開始した。書狀は目方四匁毎に、二十五里以内錢百文(今の一錢)であつた。

同六年平澤廣作は病氣で辭職し、大橋佐平が驛遞寮等外四等格に任せられ、長岡郵便役所勤務を命ぜられ、手當として月二口米(一口米は今五十錢)それに筆墨料として金拾錢を給與された。

同六年四月から郵便賃錢を郵便税法に改め、切手を貼付することゝなつた。まだ驛遞料は一里に付四錢五厘、支道はその三割増、配達料は市内一ヶに付一厘五毛、市外は七厘であつた。

價格表記
郵便の起
郵便爲替

電信局

郵便貯金

郵便電信
合併

小包郵便

昇格

明治七年、金子入書状遞送規則（價格表記郵便の起）が實施された。
同八年一月、郵便役所を郵便局と改稱。同十一月から郵便爲替取扱を開始した。
同十年十二月二十八日、大橋佐平は辭職し、星野芳次郎が長岡三等郵便局詰四等取扱に任じ、手當月五口米・筆墨料七十錢を給されたが、實務は星野信五郎が取扱つて居た。
當時の郵便遞送人は、郵便物を入れた兩掛に「郵便御用」の四字を現はしたもので、この四字は頗る權威があつたものである。

同十一年九月表三ノ町に郵便局を新築した。十月長岡出雲崎間の電信が始めて開通出雲崎から新潟東京へ連絡し、其時の電信局は別に裏三之町藤橋平三郎の二階を使用して、局長は星野某であつたが、その後澁谷祿郎が局長として來任した。

同十二年三月十月から、貯金預り法を實施した。

同二十五年三月、長岡電信局を、長岡郵便局に合併して、長岡郵便電信局と改稱し、局長に星野信五郎が任命された。

同二十六年三月一日から、小包郵便の制を實施した。

同三十年、星野藤太郎が局長に任命された。

同三十四年二月十五日、二等局に昇格し、昭和五年九月一日、一等局に昇格した。

通信機關 通信統計

小包郵便物	通信統計					
	一等局	二等局	三等局	自働電話	賣捌所	郵便書簡
昭和元年	1	1	6	3	74	80
昭和二年	1	1	6	3	74	80
昭和三年	1	2	8	4	77	85
昭和四年	1	2	6	4	78	86
昭和五年	1	2	6	4	77	86

電			信	逓	價 格 表 記	書留ニ含マル
外	國	内				
發	普	發	計	計	表	記
信	信	信				
有	計	無	有	計	無	有
料	料	料	料	料	料	料
			昭 和 元 年	四、六二、三四三	七五、六九五	八、六三八
			昭 和 二 年	五、七四、六一三	七六、三九七	八、六八五
			昭 和 三 年	六、一〇三、四九九	七、二〇〇	八、四八三
			昭 和 四 年	五、四〇三、九三八	六、九、九九四	七、二、三三
			昭 和 五 年	四、七四、九七五	六、四、四二六	六、二、四四

通 常 郵 便 物			逓	配	受	引
書	普	計				
留	通	記	留	通	記	留
			昭 和 元 年	四、六四八、五〇〇	五、三、〇〇、六三〇	七、九、九六
			昭 和 二 年	五、六四、八四七	七、二、四八、八六九	七、六、五五
			昭 和 三 年	五、九八九、三五三	六、六、七九、六三二	七、九、四四
			昭 和 四 年	五、九、二二、〇六九	六、六、二、〇三三推算	七、六、三三
			昭 和 五 年	四、六、五七、三七三	五、〇、三三、二八一	七、一、八六七

電話

別業職者入加	市内通話件数	市外通話件数	加入人口数	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
計	九,〇八一,五九五	二六五,一六九	一,六三二	一,七九二	一,八六三	一,九三三	二,〇〇三	二,〇七三
其	七五三	二六七,六九九	一,七三二	一,八六三	一,九三三	二,〇〇三	二,〇七三	二,一四三
官公署學校各種団体	七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
商	五九〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
工	二〇七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
農	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

切手印紙賣捌高

金額は圓位に止め以下四捨五入した

計	収入印紙		郵便はがき		郵便切手		昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
	金	枚	金	枚	金	枚					
計	五七,四〇〇	一一,三五,四一一	二三八,四一八	一,三四三,八七	四,四〇〇,九九一	五,四〇〇,四六三	五,四〇〇,四六三	五,六五九,八五〇	一,〇四四,七四〇	二,二七九,九五八	二,二五〇,九七六
収入印紙	五七,四〇〇	一一,三五,四一一	二三八,四一八	一,三四三,八七	四,四〇〇,九九一	五,四〇〇,四六三	五,四〇〇,四六三	五,六五九,八五〇	一,〇四四,七四〇	二,二七九,九五八	二,二五〇,九七六
郵便はがき											
郵便切手											

國	着信無料	計
昭和元年	五九	五
昭和二年	四〇	三
昭和三年	六〇	一一
昭和四年	六六	三
昭和五年	六七	五

第七節 商工會議所

設立の動機

明治三十四年三月、長岡の六箇町村を區域とし、商業會議所設立の議が、長岡經濟會の議題となつて、實行運動に着手したが、千手町は發起を斷つたので、他の五ヶ町村で、その筋へ申請した。然るに書類や手續の不備で、同三十七年六月にやう／＼發起の認可があり、翌三十八年に農商務大臣から設立の認可があつて、同年五月選舉を了し茲に初めて同所の設立を見たのであるが、當初の會頭は渡邊藤吉、副會頭は覺張治平であつた。大正六年四月鑛業會議所の事務を引継ぎ、昭和三年商工會議所と改めた。

備考 長岡鑛業會議所は前身が明治廿九年創立の古志郡石油鑛業組合で、同三十二年長岡鑛業會議所と改稱したものであるが法定のものではない、尋て鑛業會が設けられた。

商工鑛業の調査機關で、市に於ける斯業の發達助成を目的とし、近年漸く其の性質權限等を理解して之を利用する者の數を増したのには、慶ぶべき現象である。

現在會頭一名尾德之助、副會頭二名山口健造、理事一名池文あり、事務員數名を指揮して事務を處理し議員三十名内七名を常議員とす、顧問六名之を補佐する外に、調査部を設けて商業部、工業部、理財部、交通部の四

設立の動機

設立

現狀

經費

經費豫算（昭和五年度）

つに分ち、委員各八名を置いてある。

收		入		支		出	
一、賦課金	二一、三一四圓	一、給與費	六、九三二圓	二、補助金	一、三八〇圓	三、所費	三、三二一圓
三、雜收入	一四〇圓	四、實業獎勵費	一、六九四圓	四、其他	八、三六七圓	合計	二一、六八四圓
合計	二一、六八四圓	合計	二一、六八四圓				

但支出科目中其他の項には土地買入本年度支拂金五、一〇八圓を含む、然し此買入代金は他に方法を講じて既に完済した。

昭和四年新たに土地を買入れ、三層鐵筋コンクリート建の館舎を新築し、階下は市立商品陳列所に充て、二階を事務室とし、三階樓上は會議及斯業に關係ある講演會展覽會其他の施設に用ふる事とした。

設備改善

業績

創立以來の主なる業績を顧るに、電話架設に多大の力を致し、商品陳列所を經營し昭和四年度より市立となる、商業補習夜學校市立商業補習、夜學校の前身、長岡女子技藝講習所長岡高等實業女學校の前身を設立し、營業稅に關し稅務署と商業家の間に仲介の勞を取り、市内商工組合の事務を取扱ひ、明治三十九年より工業試驗所設置を、同四十年より鐵道省營業事務所の設置を唱導して市民の輿論を喚起し、同三十九年より高等工業學校設置を建議して大正十三年既に其の目的を達し、最近に於ては、上越線河東線の敷設・長岡驛改築・電話直通區域擴張・長岡郵便局昇格・鐵道局設置・信濃川發電工事の促進・地方競馬場の指定・放送局設置等に關して有力なる運動を行ひて、多くは其の目的を達し、今回の上越線開通記念博覽會開催にも多大の力を致し、又小賣商店の改善・店員徒弟の教養・商權擴張出張見本市の開催等に關しても施設する所多く、各種展覽會・共進會を開設し各地の博覽會にも、市内商人の出品參加を勧誘して、商工界に刺激を與へて居る。

第八節 産業現勢の概観

職業別戸數表（昭和五年四月一日調査）

戸數割臺帳に據る、但し推定を含む

農業	三、八六戸	給料生活者	一、九七七戸
水産業	七戸	労働者	二、六五三戸
工礦業	三二七戸	家事使用人	六一戸
商業	二、二四八戸	其他有業者	一、八九六戸
通信用	四二八戸	無職	七八一戸
合計	一〇、六五四戸		
商業者戸數			
米屋	一〇二戸	小間物屋	一三二戸
呉服屋	一七一戸	履物屋	一一〇戸
菓子屋	二五〇戸	其他	一、二七六戸
魚屋	一〇七戸		
合計	二、一四八戸		
營業稅納付人員及稅額			

料 理 店	席 貸 業	請 負 業	鐵 道 業	倉 庫 業	運 送 業	寫 真 業
稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	稅 額
一、〇九三	四二五	五、六八四	二、二六三	一八五	一、五〇五	二〇
一、一五一	四三一	六、九三三	一、九六二	一七〇	一、四一〇	一
三、一〇五	八三一	五、六四七	一、〇一六	二二七	一、二八七	二八六
二、七三八	七九二	三、二五二	一	二八	四一四	二八六
一、二〇〇	一六、三九〇	一〇四、五四〇	一	一	一四、一七〇	八、九一〇

印 刷 業	製 造 業	金 錢 貸 付 業	無 盡 業	銀 行 業	物 品 販 賣 業	
稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	稅 額	
二九三	四一、二四〇	一、七二一	大正十年以後缺	六四、〇四一	五五、〇三三	大正十四年
三二五	三九、四八二	三、五九二		五九、八五一	一、四四一	昭和元年
一、〇九〇	四八、二九九	一、二二五		三七、五〇二	四八、四九六	昭和二年
二、二七九	四二、二四九	八二六			四九、五二六	昭和三年
六、五九〇	一六九、一二〇	二六、二四〇			一、三七七、八七〇	昭和四年

石 工	瓦 斯 工	電 氣 工	製 油 夫	鑄 物 職	大正十四年			昭和元年			昭和二年			昭和三年			昭和四年																									
					平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高																				
二、六八	一、五八	一、六五	一、六一	一、七七	二、六〇	二、四〇	二、七〇	一、六七	一、二五	二、一〇	一、七〇	一、二五	二、一〇	一、七五	〇、九〇	二、六〇	二、三八	二、六〇	二、四〇	二、七〇	一、七五	一、二五	二、二〇	一、七五	〇、九〇	二、六〇	二、四八	二、四二	二、二〇	二、五〇	一、五八	一、〇〇	二、一五	一、八〇	一、〇〇	二、六〇	一、五四	一、四五	一、六八	一、四八	〇、三五	二、六〇

通 信 工	鍛 治 工	仕 上 工	旋 盤 工	大正十四年			昭和元年			昭和二年			昭和三年			昭和四年																					
				平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高																
一、三九	二、五三	二、二六	二、二四	一、三九	〇、九二	二、〇一	一、四二	〇、八八	二、〇一	一、五一	〇、八四	二、一八	〇、九八	〇、八六	二、一二	一、四七	一、四二	〇、八一	二、一二	一、七二	一、五〇	二、九〇	一、四七	〇、三五	二、六〇	一、四七	〇、三一	二、九〇	一、四七	〇、三五	二、六〇	一、四七	〇、三一	二、九〇	一、四七	〇、三五	二、六〇

勞 働 賃 金

製 材 職	家 根 職			煉 瓦 職			瓦 職			疊 職		
	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高
二、三二	二、六八			三、〇〇			二、九八			二、二〇		
二、一一	二、六〇	二、四〇	二、七〇	二、九八	二、七〇	三、〇〇	二、九〇	二、七〇	三、〇〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
二、一八	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、七〇	二、七〇	二、七〇	二、八二	二、七〇	二、九〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
二、一〇	二、四八	二、二〇	二、六〇	二、六六	二、四〇	二、八〇	二、六六	二、四〇	二、八〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
二、一〇	二、四二	二、二〇	二、五〇	二、八三	二、五〇	三、〇〇	二、五五	二、三〇	二、六〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇

指 物 職	建 具 職			木 挽			左 官			大 工		
	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高
二、五〇	二、五〇			二、五八	二、五八	二、五八	二、六八	二、六八	二、六八	二、六〇	二、六〇	二、六〇
二、二三	二、二三	一、七〇	二、四〇	二、五〇	二、三〇	二、六〇	二、六〇	二、四〇	二、七〇	二、五〇	二、三〇	二、六〇
一、七九	一、五〇	二、五〇	二、四〇	二、五六	二、三〇	二、七〇	二、六八	二、四〇	二、八〇	二、五〇	二、三〇	二、六〇
二、一八	一、八〇	二、三〇	二、三〇	二、三八	二、一〇	二、五〇	二、五〇	二、三〇	二、六〇	二、三八	二、一〇	二、五〇
一、八九	一、五〇	二、二〇	二、二〇	二、三二	二、一〇	二、四〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、二四	二、一〇	二、三〇

菓子職	製麵職	米工	度量衡製作職			洋服裁縫職		
			平均	最低	最高	平均	最低	最高
一、七五〇	一、三〇〇	二、六八〇	一、七九〇	一、一〇〇	二、五〇〇	二、八五〇	一、五〇〇	三、〇〇〇
一、七五〇	一、三〇〇	二、六八〇	一、七〇〇	一、一〇〇	二、四〇〇	二、四五〇	一、二〇〇	三、五〇〇
一、七五〇	一、三〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、三一〇	一、五〇〇	三、五〇〇
一、七五〇	一、三〇〇	二、五〇〇	一、五三〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇六〇	一、二〇〇	三、五〇〇
一、七五〇	一、三〇〇	二、五〇〇	一、四四〇	一、〇〇〇	一、九〇〇	二、三〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇

組紐工(女)	組紐工(男)	織物工女			織物工男			染工		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高
〇、七二〇	一、五五〇	〇、七二〇	〇、三〇〇	〇、八〇〇	一、五八〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇
〇、七三〇	一、五五〇	〇、七九〇	〇、七二〇	〇、八〇〇	一、四八〇	一、三五〇	一、五〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
〇、七三〇	一、四八〇	〇、四〇〇	〇、二〇〇	一、二〇〇	一、七九〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇
〇、七五〇	一、二五〇	〇、七七〇	〇、五〇〇	一、〇〇〇	一、五四〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	〇、六六〇	二、三三〇
〇、七五〇	一、二五〇	〇、六五〇	〇、五〇〇	〇、八〇〇	一、二五〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、四五〇	一、二〇〇	一、七〇〇

塗師	經師職			疊刺職		
	平均	最低	最高	平均	最低	最高
三、五〇	二、八〇	二、一〇	三、五〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
	二、五〇	二、二〇	二、八〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
	二、五〇	二、二〇	二、八〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
	二、五〇	二、二〇	二、八〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

井戸堀	日傭人夫(女)			日傭人夫(男)			鳶職			土工		
	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高
四、〇〇	〇、九八			一、九八			二、五九	二、二〇	二、八〇	二、三〇	二、〇〇	二、六〇
四、〇〇	〇、九三	〇、七〇	一、〇〇	一、九五	一、七〇	二、〇〇	二、五六	二、四〇	二、六〇	二、三〇	二、〇〇	二、七〇
四、〇〇	〇、九〇	〇、九〇	〇、九〇	一、八五	一、八五	一、八五	二、三三	一、九〇	二、七〇	二、二三	一、九〇	二、七〇
四、〇〇	〇、九三	〇、九〇	〇、九五	一、八八	一、八〇	一、九〇	一、八八	一、六〇	二、一〇	二、〇〇	一、五〇	二、四〇
	〇、九三	〇、九〇	〇、九五	一、八七	一、七〇	一、九〇	一、八七	一、八〇	一、九〇	二、〇一	一、六〇	二、二〇